

# 大学全体調査

h. 限られた数の教員を、より効果的に教育活動に投入させることが出来る

|                     | 全体   | 国立   | 公立   | 私立医系 | 私立非医系 |
|---------------------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                 | 46   | 31   | 5    | 6    | 4     |
| 1. あてはまる            | 54.3 | 61.3 | 20.0 | 33.3 | 75.0  |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 39.1 | 35.5 | 40.0 | 66.7 | 25.0  |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 4.3  | 3.2  | 20.0 | 0.0  | 0.0   |
| 4. あてはまらない          | 2.2  | 0.0  | 20.0 | 0.0  | 0.0   |

問11(3) 【問11(1)で、1～3.と回答された大学にお尋ねします】どのような内容・方向で、両者の分離を計画されているのですか。ご自由にご記述下さい。

自由記述のため、今回は省略

問11(4) 【問11(1)で、1～3.と回答された大学にお尋ねします】そのような改革に基づく新たな制度を、いつ頃施行されるご予定ですか。

|                    | 全体   | 国立   | 公立   | 私立医系 | 私立非医系 |
|--------------------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                | 44   | 32   | 4    | 6    | 2     |
| 1. 平成18年度以前にすでに施行済 | 63.6 | 71.9 | 50.0 | 50.0 | 0.0   |
| 2. 平成19年度          | 20.5 | 15.6 | 50.0 | 33.3 | 0.0   |
| 3. 平成20年度          | 11.4 | 9.4  | 0.0  | 16.7 | 50.0  |
| 4. 平成21年度          | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
| 5. 平成22年度          | 2.3  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 50.0  |
| 6. 平成23年度以降        | 2.3  | 3.1  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |

問12 【全員がお答え下さい】上述しましたように、学校教育法の改正により、大学教員の職の制度に大幅な変更が来たとともに、前記の中教審大学分科会「＜審議＞のまとめ」は、大学設置基準の法改正により、講座/学科目制に関する規定を削除するよう提言しています。こうした制度の改正が、中・長期的観点から見て、貴大学の教員組織にどのように影響するとお考えでしょうか。また、教育研究の内容や質に対して、いかなる影響が及ぶと予想されていますか。ご自由にご記述下さい。

自由記述のため、今回は省略

## 資料18-6-②

問1(1) このような制度改正に向けた動きをご存じでしたか。

|                                                                   | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|-------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 回答数                                                               | 614  | 62   | 51   | 124  | 27   | 16   | 31   | 97   | 38   | 157  | 9    | 2    |
| 1. 「教員の職」に関する制度改正、「講座/学科目」制に関する規定が削除される方向で審議が進められていること、のいずれも知っていた | 47.9 | 56.5 | 41.2 | 46.0 | 40.7 | 50.0 | 32.3 | 40.2 | 47.4 | 56.1 | 66.7 | 50.0 |
| 2. 「教員の職」に関する制度改正のことは、知っていた                                       | 45.8 | 40.3 | 54.9 | 43.5 | 40.7 | 50.0 | 58.1 | 49.5 | 50.0 | 42.0 | 33.3 | 50.0 |
| 3. 「講座/学科目」制に関する規定が削除される方向で審議が進められているということは、知っていた                 | 1.6  | 1.6  | 0.0  | 1.6  | 3.7  | 0.0  | 0.0  | 4.1  | 2.6  | 0.6  | 0.0  | 0.0  |
| 4. 全く知らなかった                                                       | 4.7  | 1.6  | 3.9  | 8.9  | 14.8 | 0.0  | 9.7  | 6.2  | 0.0  | 1.3  | 0.0  | 0.0  |

問1(2) 【問1(1)で1～3と回答された学部にお尋ねします】貴学部は、このような制度改正に関する情報をどのようにして入手されたのですか。

あてはまるのをすべてお選びください。(複数回答可)

|                      | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他   |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                  | 582  | 61   | 49   | 113  | 23   | 16   | 27   | 91   | 38   | 153  | 9    | 2     |
| 1. 新聞報道(一般紙、専門紙)を通じて | 39.0 | 34.4 | 26.5 | 46.9 | 43.5 | 43.8 | 25.9 | 46.2 | 57.9 | 31.4 | 44.4 | 0.0   |
| 2. 高等教育等を専門に扱う雑誌を通じて | 23.5 | 24.6 | 28.6 | 23.0 | 26.1 | 12.5 | 22.2 | 27.5 | 34.2 | 17.6 | 33.3 | 0.0   |
| 3. 文部科学省のホームページを通じて  | 31.6 | 29.5 | 30.6 | 37.2 | 34.8 | 31.3 | 33.3 | 24.2 | 36.8 | 30.7 | 22.2 | 100.0 |
| 4. 中央教育審議会の答申等を通じて   | 59.1 | 70.5 | 46.9 | 55.8 | 60.9 | 56.3 | 33.3 | 47.3 | 78.9 | 66.0 | 77.8 | 100.0 |
| 5. 学内会議等で            | 58.4 | 44.3 | 61.2 | 54.9 | 47.8 | 56.3 | 59.3 | 57.1 | 63.2 | 66.7 | 77.8 | 0.0   |
| 6. 同僚の教職員を通じて        | 10.0 | 8.2  | 6.1  | 14.2 | 4.3  | 12.5 | 7.4  | 11.0 | 7.9  | 9.2  | 22.2 | 0.0   |
| 7. 講演会等で             | 6.7  | 18.0 | 18.4 | 4.4  | 13.0 | 0.0  | 3.7  | 3.3  | 0.0  | 4.6  | 0.0  | 0.0   |
| 8. その他の方法を通じて        | 6.0  | 13.1 | 10.2 | 3.5  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 1.1  | 2.6  | 9.8  | 11.1 | 0.0   |

問1(3) 【問1(1)で、1または2と回答された学部にお尋ねします】貴学部は、教員の職に関し、「助教」を新設した制度改正の趣旨を受け助手制度との関連の

中で、この新職を本来、どのように運用すべきであると考えられていますか。

|                                                                                                                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                                                                                                                 | 573  | 60   | 49   | 110  | 22   | 16   | 28   | 86   | 37   | 154  | 9    | 2     |
| 1. 助手は、本来、「助教授」、「教授」に通じるキャリアであることから、原則これを「助教」に位置づける                                                                 | 19.0 | 41.7 | 16.3 | 9.1  | 4.5  | 6.3  | 7.1  | 10.5 | 16.2 | 28.6 | 33.3 | 0.0   |
| 2. 助手の中から、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする者を「助教」に位置づける                                                                          | 17.3 | 13.3 | 20.4 | 24.5 | 22.7 | 0.0  | 7.1  | 7.0  | 13.5 | 22.1 | 22.2 | 0.0   |
| 3. 「助教」は、教授、准教授といったテニユア(終身雇用権)を得るまでのテニユア・トラックに載っている身分であることが、前提とされている以上、助手の中でも、教育研究能力に秀でている者に「助教」としての位置付けを与えるのが適当である | 17.3 | 21.7 | 22.4 | 8.2  | 4.5  | 18.8 | 25.0 | 17.4 | 13.5 | 21.4 | 0.0  | 100.0 |
| 4. 助手は、教育研究の補助者としての色彩が濃いので、直ちにこれを「助教」に移行させると考えるべきでなく、「助教」の採用、「助教」への昇格にかかる基準・手続は、別の視点から行われるべきである。                    | 22.2 | 13.3 | 26.5 | 22.7 | 27.3 | 43.8 | 50.0 | 33.7 | 8.1  | 13.0 | 22.2 | 0.0   |
| 5. その他                                                                                                              | 24.3 | 10.0 | 14.3 | 35.5 | 40.9 | 31.3 | 10.7 | 31.4 | 48.6 | 14.9 | 22.2 | 0.0   |

問1(4) 【問1(1)で、1または2と回答された学部にお尋ねします】それでは、実際に、貴学部は、こうした制度改革に対応させて、助手をどう位置付けていくことを

計画されていますか。

|                      | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 回答数                  | 493  | 52   | 42   | 101  | 17   | 10   | 25   | 69   | 29   | 139  | 7    | 2    |
| 1. 助教に移行させる          | 14.8 | 28.8 | 19.0 | 3.0  | 5.9  | 0.0  | 12.0 | 11.6 | 3.4  | 21.6 | 42.9 | 50.0 |
| 2. 助教と助手を分けて移行させる    | 20.1 | 38.5 | 23.8 | 18.8 | 0.0  | 10.0 | 12.0 | 15.9 | 3.4  | 24.5 | 0.0  | 0.0  |
| 3. そのまま「助手」の身分に留めておく | 2.8  | 1.9  | 0.0  | 5.9  | 0.0  | 0.0  | 8.0  | 5.8  | 0.0  | 0.7  | 0.0  | 0.0  |
| 4. 現時点では、未定          | 44.0 | 28.8 | 52.4 | 49.5 | 70.6 | 50.0 | 56.0 | 43.5 | 44.8 | 38.8 | 14.3 | 50.0 |
| 5. その他               | 18.3 | 1.9  | 4.8  | 22.8 | 23.5 | 40.0 | 12.0 | 23.2 | 48.3 | 14.4 | 42.9 | 0.0  |

## 学部調査

問1(5) 【問1(1)で、1または2と回答された学部のうち、専任講師の職を置かれている学部にお尋ねします】教員の職にかかる上記のような制度改正で「准教授」、「助教」の制度が設けられたことと相俟って、学内の「専任講師」を今後、どう処遇することを検討されていますか。ご自由に記述下さい。

自由記述のため、今回は、省略

問2 【すべての学部にお尋ねします】貴学部では、講座/学科目制を採用されていますか。

|            | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 回答数        | 615  | 62   | 51   | 124  | 27   | 16   | 31   | 96   | 39   | 157  | 9    | 3    |
| 1. 採用している  | 57.2 | 90.3 | 82.4 | 38.7 | 14.8 | 43.8 | 25.8 | 38.5 | 66.7 | 73.2 | 88.9 | 33.3 |
| 2. 採用していない | 42.8 | 9.7  | 17.6 | 61.3 | 85.2 | 56.3 | 74.2 | 61.5 | 33.3 | 26.8 | 11.1 | 66.7 |

問3 【以下の問3～問8は、問2で1と回答された学部にお尋ねします。それ以外の学部は、問9にお進みください】貴学部では、これまでの講座/学科目制につき、その存廃を含め、どのような対応を採られるご予定ですか。

|                       | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他   |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                   | 348  | 55   | 42   | 48   | 4    | 7    | 7    | 35   | 26   | 115  | 8    | 1     |
| 1. 講座/学科目制を全面的に廃止する   | 3.7  | 1.8  | 2.4  | 2.1  | 0.0  | 0.0  | 14.3 | 0.0  | 0.0  | 7.8  | 0.0  | 0.0   |
| 2. 講座/学科目制を部分的に廃止する   | 5.5  | 18.2 | 4.8  | 4.2  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 2.9  | 3.8  | 1.7  | 12.5 | 0.0   |
| 3. 講座制を廃止し、学科目制に移行させる | 1.4  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 4.3  | 0.0  | 0.0   |
| 4. 講座/学科目制を、そのまま存続させる | 23.0 | 34.5 | 26.2 | 8.3  | 50.0 | 0.0  | 42.9 | 34.3 | 19.2 | 19.1 | 25.0 | 0.0   |
| 5. 未定                 | 54.9 | 38.2 | 52.4 | 75.0 | 25.0 | 71.4 | 42.9 | 57.1 | 73.1 | 51.3 | 50.0 | 100.0 |
| 6. その他                | 11.5 | 7.3  | 14.3 | 10.4 | 25.0 | 28.6 | 0.0  | 5.7  | 3.8  | 15.7 | 12.5 | 0.0   |

問4 講座/学科目制は、どのような点に問題があるとお考えですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

|                                                                                | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他   |
|--------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                                                                            | 333  | 55   | 40   | 47   | 3    | 7    | 7    | 32   | 25   | 109  | 7    | 1     |
| 1. 教員の採用、昇格等、人事手続の進め方が閉鎖的・硬直的になっている                                            | 45.3 | 45.5 | 45.0 | 38.3 | 0.0  | 28.6 | 57.1 | 40.6 | 48.0 | 51.4 | 28.6 | 100.0 |
| 2. 講座/学科目に所属する教員の担当授業科目に偏りがみられ、必要な授業科目が提供しにくくなるとともに、体系的で一貫したカリキュラムが編成しづらくなっている | 28.2 | 25.5 | 45.0 | 29.8 | 0.0  | 57.1 | 14.3 | 25.0 | 20.0 | 24.8 | 28.6 | 100.0 |
| 3. 社会の要請する人材需要に対応したカリキュラムが編成しづらくなっている                                          | 34.8 | 25.5 | 35.0 | 40.4 | 33.3 | 57.1 | 42.9 | 34.4 | 24.0 | 37.6 | 42.9 | 0.0   |
| 4. 教育、研究の両面において、学際領域、学融合領域への柔軟な対応が難しくなっている                                     | 48.9 | 49.1 | 57.5 | 48.9 | 0.0  | 57.1 | 57.1 | 43.8 | 36.0 | 49.5 | 71.4 | 0.0   |
| 5. 講座/学科目制の中で、「助手」の教育研究にかかる職務上の位置づけが明確でなく、若手研究者としての自立的な研究が難しくなっている             | 16.5 | 25.5 | 32.5 | 2.1  | 0.0  | 28.6 | 14.3 | 3.1  | 4.0  | 20.2 | 0.0  | 0.0   |
| 6. 財政運営上、講座/学科目に基礎づけられた教員組織を維持していくのが困難である                                      | 22.2 | 21.8 | 22.5 | 14.9 | 0.0  | 0.0  | 14.3 | 18.8 | 48.0 | 24.8 | 0.0  | 0.0   |
| 7. その他                                                                         | 21.0 | 30.9 | 12.5 | 23.4 | 66.7 | 14.3 | 14.3 | 18.8 | 12.0 | 20.2 | 28.6 | 0.0   |

問5 講座/学科目制を採用してきた学部として、そうした講座/学科目制にはいかなる利点があったとお考えですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

|                                                      | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社     | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他   |
|------------------------------------------------------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                                                  | 348  | 56   | 42   | 47   | 3     | 7    | 7    | 37   | 26   | 114  | 8    | 1     |
| 1. 専攻分野・領域間の重複や分野の欠落を避けることができる                       | 48.6 | 42.9 | 35.7 | 68.1 | 100.0 | 28.6 | 28.6 | 35.1 | 84.6 | 43.9 | 75.0 | 0.0   |
| 2. 基礎、応用の両分野を通じ、後継者育成を十全ならしめ、「学統」を継承させることができる        | 40.8 | 64.3 | 23.8 | 36.2 | 33.3  | 57.1 | 57.1 | 37.8 | 7.7  | 46.5 | 12.5 | 0.0   |
| 3. 講座等を統括する教授の指揮・指導の下に、日常的教育活動を円滑かつ系統的に遂行していくことができる  | 39.1 | 85.7 | 71.4 | 4.3  | 0.0   | 14.3 | 0.0  | 13.5 | 11.5 | 41.2 | 0.0  | 0.0   |
| 4. 外部資金を獲得し、研究成果を継続的に産出していく上で、教授を軸に系統的かつ継続的に研究活動ができる | 29.0 | 60.7 | 57.1 | 2.1  | 0.0   | 0.0  | 0.0  | 2.7  | 3.8  | 35.1 | 0.0  | 0.0   |
| 5. 「学」の継承に十分に配慮しつつ、人事手続を円滑に進める上でこの制度が有効である           | 36.8 | 44.6 | 28.6 | 36.2 | 66.7  | 14.3 | 14.3 | 43.2 | 42.3 | 36.0 | 25.0 | 0.0   |
| 6. 講座/学科目制を一度に廃止することに伴う、学内的な混乱や教育研究上の停滞を回避することができる   | 19.8 | 33.9 | 16.7 | 27.7 | 0.0   | 0.0  | 14.3 | 16.2 | 11.5 | 14.0 | 50.0 | 0.0   |
| 7. 学内資金の配分の基礎単位として活用できる                              | 24.1 | 33.9 | 35.7 | 10.6 | 0.0   | 0.0  | 42.9 | 16.2 | 30.8 | 21.1 | 37.5 | 100.0 |
| 8. その他                                               | 13.2 | 12.5 | 7.1  | 6.4  | 0.0   | 14.3 | 14.3 | 16.2 | 15.4 | 17.5 | 12.5 | 0.0   |

## 学部調査

問6 【問3で、1と回答された学部にお尋ねします】講座/学科目制の廃止に向け、当面どのような措置を講ずることを計画されていますか。

|                                          | 全体   | 医     | 薬     | 法     | 社 | 芸 | 人間    | 人文 | 教 | 理    | 総合 | その他 |
|------------------------------------------|------|-------|-------|-------|---|---|-------|----|---|------|----|-----|
| 回答数                                      | 13   | 1     | 1     | 1     | 0 | 0 | 1     | 0  | 0 | 9    | 0  | 0   |
| 1. 可及的速やかに、講座/学科目制を廃止し、新たな制度を始動させる       | 30.8 | 0.0   | 0.0   | 0.0   | — | — | 0.0   | —  | — | 44.4 | —  | —   |
| 2. 講座/学科目制に代わる措置を計画しており、既に実施準備段階に入っている   | 38.5 | 0.0   | 0.0   | 100.0 | — | — | 0.0   | —  | — | 44.4 | —  | —   |
| 3. そうした法改正を視野に入れ、代替措置の検討に着手することとしている     | 7.7  | 0.0   | 100.0 | 0.0   | — | — | 0.0   | —  | — | 0.0  | —  | —   |
| 4. 当面、講座/学科目制を存続させる一方で、代替措置の検討の機会もうかがいたい | 15.4 | 100.0 | 0.0   | 0.0   | — | — | 100.0 | —  | — | 0.0  | —  | —   |
| 5. その他                                   | 7.7  | 0.0   | 0.0   | 0.0   | — | — | 0.0   | —  | — | 11.1 | —  | —   |

問7 【問6で、1～3と回答された学部にお尋ねします】それでは、どのような代替措置を計画されていますか。ご自由にご記述下さい。

自由記述のため、今回は、省略

問8 【問6で、1～3と回答された学部にお尋ねします】そのような改革に基づく新たな制度を、いつ頃施行されるご予定ですか。

|            | 全体   | 医 | 薬     | 法     | 社 | 芸 | 人間 | 人文 | 教     | 理    | 総合 | その他 |
|------------|------|---|-------|-------|---|---|----|----|-------|------|----|-----|
| 回答数        | 12   | 0 | 1     | 1     | 0 | 0 | 0  | 0  | 1     | 9    | 0  | 0   |
| 1. 平成18年度中 | 33.3 | — | 0.0   | 0.0   | — | — | —  | —  | 0.0   | 44.4 | —  | —   |
| 2. 平成19年度中 | 33.3 | — | 0.0   | 0.0   | — | — | —  | —  | 100.0 | 33.3 | —  | —   |
| 3. 平成20年度中 | 33.3 | — | 100.0 | 100.0 | — | — | —  | —  | 0.0   | 22.2 | —  | —   |
| 4. 平成21年度中 | 0.0  | — | 0.0   | 0.0   | — | — | —  | —  | 0.0   | 0.0  | —  | —   |
| 5. 平成22年度中 | 0.0  | — | 0.0   | 0.0   | — | — | —  | —  | 0.0   | 0.0  | —  | —   |
| 6. 平成23年度中 | 0.0  | — | 0.0   | 0.0   | — | — | —  | —  | 0.0   | 0.0  | —  | —   |

【以下の問9～問10は、問2で2と回答された学部にお尋ねします。それ以外の学部は、問11にお進みください】

問9 貴学部では、教員の所属組織に関し、どのような形態をとられていますか。

|                                               | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合    | その他   |
|-----------------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 回答数                                           | 263  | 6    | 9    | 76   | 23   | 9    | 23   | 59   | 13   | 42   | 1     | 2     |
| 1. 教員は、学部・学科に所属している                           | 85.6 | 33.3 | 88.9 | 94.7 | 91.3 | 55.6 | 91.3 | 93.2 | 76.9 | 71.4 | 100.0 | 0.0   |
| 2. 教員は、大学院研究科に所属している                          | 4.9  | 50.0 | 0.0  | 2.6  | 4.3  | 0.0  | 0.0  | 1.7  | 0.0  | 9.5  | 0.0   | 100.0 |
| 3. 教育研究組織を「学生（の所属する）組織」と「教員（の所属する）組織」に分離させている | 3.4  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 11.1 | 0.0  | 1.7  | 15.4 | 11.9 | 0.0   | 0.0   |
| 4. その他                                        | 6.1  | 16.7 | 11.1 | 2.6  | 4.3  | 33.3 | 8.7  | 3.4  | 7.7  | 7.1  | 0.0   | 0.0   |

問10(1) 講座/学科目制に関する規定が大学設置基準から削除される方向で検討が進められていることと直接かわりなく、すでに何らかの形で教員組織の改革を計画され、若しくは、当面の措置としてそうした予定を立てておられますか。

|                               | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合    | その他  |
|-------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|
| 回答数                           | 262  | 6    | 9    | 76   | 23   | 9    | 23   | 59   | 13   | 41   | 1     | 2    |
| 1. 新たな教員組織の構築に向けた計画の実行段階にある   | 5.3  | 16.7 | 0.0  | 3.9  | 4.3  | 11.1 | 0.0  | 3.4  | 0.0  | 12.2 | 0.0   | 50.0 |
| 2. かねてより、教員組織の改革を計画中である       | 5.0  | 33.3 | 11.1 | 3.9  | 0.0  | 0.0  | 8.7  | 1.7  | 0.0  | 9.8  | 0.0   | 0.0  |
| 3. 今後、教員組織改革の計画に着手することを予定している | 13.0 | 0.0  | 0.0  | 13.2 | 8.7  | 11.1 | 13.0 | 18.6 | 7.7  | 14.6 | 0.0   | 0.0  |
| 4. 当面、そうしたことは、予定していない         | 69.1 | 33.3 | 66.7 | 76.3 | 73.9 | 66.7 | 78.3 | 69.5 | 84.6 | 51.2 | 100.0 | 0.0  |
| 5. その他                        | 7.6  | 16.7 | 22.2 | 2.6  | 13.0 | 11.1 | 0.0  | 6.8  | 7.7  | 12.2 | 0.0   | 50.0 |

問10(2) 【問10(1)で、1～3と回答された学部にお尋ねします】どのような教員組織改革を計画されていますか。ご自由にご記述下さい。

自由記述のため、今回は、省略

## 学部調査

問10(3) 【問10(1)で、1～3.と回答された学部にお尋ねします】 そのような教員組織の改革を計画するに至った動機・理由は何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。(複数回答可)

|                                                                       | 全体   | 医     | 薬     | 法    | 社    | 芸     | 人間   | 人文   | 教     | 理    | 総合 | その他   |
|-----------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|----|-------|
| 回答数                                                                   | 62   | 3     | 1     | 17   | 3    | 2     | 5    | 14   | 1     | 15   | 0  | 1     |
| 1. 教員の担当授業科目に偏りがみられ、必要な授業科目が提供しにくくなるとともに、体系的で一貫したカリキュラムが編成しづらくなってきたから | 37.1 | 33.3  | 0.0   | 41.2 | 33.3 | 100.0 | 20.0 | 35.7 | 0.0   | 33.3 | —  | 100.0 |
| 2. 社会の要請する人材需要に対応したカリキュラムが編成しづらくなってきたから                               | 45.2 | 66.7  | 0.0   | 52.9 | 33.3 | 50.0  | 40.0 | 35.7 | 0.0   | 53.3 | —  | 0.0   |
| 3. 教育、研究の両面において、学際領域、学融合領域への柔軟な対応が難しくなっているから                          | 59.7 | 100.0 | 0.0   | 70.6 | 66.7 | 50.0  | 20.0 | 50.0 | 100.0 | 66.7 | —  | 0.0   |
| 4. 「教授・准教授・助教・助手」へと教員の職にかかる制度変更がなされることに対応させるため                        | 29.0 | 0.0   | 0.0   | 41.2 | 33.3 | 50.0  | 40.0 | 35.7 | 0.0   | 13.3 | —  | 0.0   |
| 5. 財政運営上、現行の教員組織を維持していくのが困難との見通しを立てたから                                | 29.0 | 33.3  | 100.0 | 35.3 | 0.0  | 50.0  | 40.0 | 28.6 | 100.0 | 13.3 | —  | 0.0   |
| 6. その他(あてはまらない)                                                       | 8.1  | 0.0   | 0.0   | 0.0  | 33.3 | 0.0   | 20.0 | 7.1  | 0.0   | 13.3 | —  | 0.0   |

問10(4) 【問10(1)で、1～3.と回答された学部にお尋ねします】 そのような改革に基づく新たな制度を、いつ頃施行されるご予定ですか。

|             | 全体   | 医    | 薬     | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教     | 理    | 総合 | その他   |
|-------------|------|------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|----|-------|
| 回答数         | 58   | 3    | 1     | 15   | 3    | 2    | 4    | 14   | 1     | 14   | 0  | 1     |
| 1. 平成18年度中  | 34.5 | 33.3 | 0.0   | 46.7 | 33.3 | 50.0 | 50.0 | 21.4 | 0.0   | 28.6 | —  | 100.0 |
| 2. 平成19年度中  | 39.7 | 66.7 | 0.0   | 46.7 | 66.7 | 0.0  | 25.0 | 50.0 | 0.0   | 28.6 | —  | 0.0   |
| 3. 平成20年度中  | 10.3 | 0.0  | 0.0   | 6.7  | 0.0  | 50.0 | 0.0  | 14.3 | 0.0   | 14.3 | —  | 0.0   |
| 4. 平成21年度中  | 5.2  | 0.0  | 0.0   | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 25.0 | 7.1  | 0.0   | 7.1  | —  | 0.0   |
| 5. 平成22年度中  | 3.4  | 0.0  | 0.0   | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 100.0 | 7.1  | —  | 0.0   |
| 6. 平成23年度以降 | 6.9  | 0.0  | 100.0 | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 7.1  | 0.0   | 14.3 | —  | 0.0   |

問11(1) 【全員がお答え下さい】これまでの教員組織を見直して、「教育組織」と「研究組織」にすでに分離し、若しくはそのような分離を行うことを予定していますか。

|                                | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社    | 芸    | 人間   | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他   |
|--------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 回答数                            | 607  | 61   | 51   | 122  | 27   | 15   | 31   | 94   | 38   | 156  | 9    | 3     |
| 1. 既に、両者を分離している                | 13.0 | 14.8 | 9.8  | 4.1  | 3.7  | 13.3 | 0.0  | 9.6  | 26.3 | 21.8 | 11.1 | 100.0 |
| 2. 両者を分離する方向で、計画を策定中である        | 6.3  | 8.2  | 3.9  | 2.5  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 3.2  | 5.3  | 14.7 | 0.0  | 0.0   |
| 3. 将来的に、両者を分離する方向で検討を行っている     | 2.8  | 1.6  | 3.9  | 1.6  | 0.0  | 6.7  | 0.0  | 3.2  | 0.0  | 3.8  | 22.2 | 0.0   |
| 4. 将来的に、両者を分離するか否かについて検討を行っている | 11.5 | 16.4 | 11.8 | 14.8 | 7.4  | 0.0  | 3.2  | 9.6  | 15.8 | 11.5 | 0.0  | 0.0   |
| 5. そうした検討は行っていない               | 66.4 | 59.0 | 70.6 | 77.0 | 88.9 | 80.0 | 96.8 | 74.5 | 52.6 | 48.1 | 66.7 | 0.0   |

問11(2) 【問11(1)で、1～3.と回答された学部にお尋ねします】 どういう理由から、「教育組織」と「研究組織」の分離を検討され、若しくはそうした計画を策定されたのでしょうか。a～hのそれぞれにお答えください。

- a. 教員を研究組織から教育組織に出身させ教育活動を展開させることにより、各教員の専攻する教育研究上の知見を、学部・学科の壁を越えたより広範なスケールで学生に提供していくことが可能となる。

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸     | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|-------|----|------|------|------|------|------|
| 回答数                 | 121  | 15   | 9    | 10   | 0 | 2     | 0  | 11   | 11   | 57   | 3    | 3    |
| 1. あてはまる            | 63.6 | 66.7 | 55.6 | 60.0 | — | 100.0 | —  | 36.4 | 36.4 | 75.4 | 33.3 | 66.7 |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 19.8 | 20.0 | 11.1 | 30.0 | — | 0.0   | —  | 36.4 | 27.3 | 15.8 | 33.3 | 0.0  |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 9.9  | 0.0  | 33.3 | 10.0 | — | 0.0   | —  | 9.1  | 18.2 | 8.8  | 0.0  | 0.0  |
| 4. あてはまらない          | 6.6  | 13.3 | 0.0  | 0.0  | — | 0.0   | —  | 18.2 | 18.2 | 0.0  | 33.3 | 33.3 |

学部調査

b. 学生の将来選択に柔軟に対応できるよう、「複数専攻制」の導入、学生の進路変更希望に応じた教育ユニット間の転籍、などが容易に行えるような制度設計が可能となる

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸     | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|-------|----|------|------|------|------|------|
| 回答数                 | 118  | 15   | 9    | 8    | 0 | 1     | 0  | 11   | 11   | 57   | 3    | 3    |
| 1. あてはまる            | 26.3 | 13.3 | 33.3 | 37.5 | — | 0.0   | —  | 27.3 | 0.0  | 33.3 | 0.0  | 33.3 |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 35.6 | 33.3 | 11.1 | 12.5 | — | 100.0 | —  | 27.3 | 45.5 | 42.1 | 33.3 | 33.3 |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 16.9 | 26.7 | 11.1 | 37.5 | — | 0.0   | —  | 0.0  | 27.3 | 14.0 | 33.3 | 0.0  |
| 4. あてはまらない          | 21.2 | 26.7 | 44.4 | 12.5 | — | 0.0   | —  | 45.5 | 27.3 | 10.5 | 33.3 | 33.3 |

c. 社会の要請する人材需要に対応したカリキュラムが編成し易くなる

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸    | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|------|----|------|------|------|------|------|
| 回答数                 | 121  | 15   | 9    | 9    | 0 | 2    | 0  | 11   | 12   | 57   | 3    | 3    |
| 1. あてはまる            | 44.6 | 40.0 | 33.3 | 44.4 | — | 50.0 | —  | 45.5 | 25.0 | 52.6 | 0.0  | 66.7 |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 40.5 | 33.3 | 44.4 | 44.4 | — | 50.0 | —  | 36.4 | 58.3 | 38.6 | 66.7 | 0.0  |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 10.7 | 26.7 | 22.2 | 11.1 | — | 0.0  | —  | 0.0  | 8.3  | 8.8  | 0.0  | 0.0  |
| 4. あてはまらない          | 4.1  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | — | 0.0  | —  | 18.2 | 8.3  | 0.0  | 33.3 | 33.3 |

d. 教育、研究の両面において、学際領域、学融合領域への柔軟な対応が可能となる

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸    | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|------|----|------|------|------|------|------|
| 回答数                 | 119  | 15   | 9    | 8    | 0 | 2    | 0  | 11   | 11   | 57   | 3    | 3    |
| 1. あてはまる            | 52.1 | 53.3 | 44.4 | 50.0 | — | 50.0 | —  | 54.5 | 36.4 | 56.1 | 33.3 | 66.7 |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 37.0 | 33.3 | 44.4 | 37.5 | — | 50.0 | —  | 36.4 | 36.4 | 40.4 | 0.0  | 0.0  |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 9.2  | 13.3 | 11.1 | 12.5 | — | 0.0  | —  | 9.1  | 18.2 | 3.5  | 66.7 | 0.0  |
| 4. あてはまらない          | 1.7  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | — | 0.0  | —  | 0.0  | 9.1  | 0.0  | 0.0  | 33.3 |

e. 社会の新たな要請に対応させた学問領域、研究領域の開発・開拓が可能となる

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸     | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|-------|----|------|------|------|------|------|
| 回答数                 | 119  | 15   | 9    | 8    | 0 | 2     | 0  | 11   | 11   | 57   | 3    | 3    |
| 1. あてはまる            | 46.2 | 40.0 | 33.3 | 37.5 | — | 0.0   | —  | 36.4 | 18.2 | 59.6 | 33.3 | 66.7 |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 35.3 | 40.0 | 33.3 | 62.5 | — | 100.0 | —  | 27.3 | 63.6 | 28.1 | 0.0  | 0.0  |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 14.3 | 13.3 | 33.3 | 0.0  | — | 0.0   | —  | 18.2 | 9.1  | 12.3 | 66.7 | 0.0  |
| 4. あてはまらない          | 4.2  | 6.7  | 0.0  | 0.0  | — | 0.0   | —  | 18.2 | 9.1  | 0.0  | 0.0  | 33.3 |

## 学部調査

## f. 基礎研究と、応用的・実践的研究の接近が図られる

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸     | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|-------|----|------|------|------|------|------|
| 回答数                 | 119  | 15   | 9    | 8    | 0 | 1     | 0  | 11   | 12   | 57   | 3    | 3    |
| 1. あてはまる            | 15.1 | 26.7 | 22.2 | 0.0  | — | 0.0   | —  | 0.0  | 16.7 | 15.8 | 0.0  | 33.3 |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 36.1 | 53.3 | 33.3 | 62.5 | — | 0.0   | —  | 45.5 | 16.7 | 33.3 | 33.3 | 0.0  |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 34.5 | 6.7  | 44.4 | 12.5 | — | 100.0 | —  | 9.1  | 50.0 | 42.1 | 66.7 | 33.3 |
| 4. あてはまらない          | 14.3 | 13.3 | 0.0  | 25.0 | — | 0.0   | —  | 45.5 | 16.7 | 8.8  | 0.0  | 33.3 |

## g. 教員を研究組織に所属させることに伴い、人事権、予算執行権がこれまで以上に実質的に確保できる

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸     | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合    | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|-------|----|------|------|------|-------|------|
| 回答数                 | 120  | 15   | 9    | 8    | 0 | 2     | 0  | 11   | 12   | 57   | 3     | 3    |
| 1. あてはまる            | 15.8 | 26.7 | 11.1 | 12.5 | — | 0.0   | —  | 27.3 | 8.3  | 15.8 | 0.0   | 0.0  |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 23.3 | 20.0 | 22.2 | 25.0 | — | 0.0   | —  | 18.2 | 33.3 | 19.3 | 100.0 | 33.3 |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 34.2 | 33.3 | 33.3 | 25.0 | — | 100.0 | —  | 18.2 | 16.7 | 42.1 | 0.0   | 33.3 |
| 4. あてはまらない          | 26.7 | 20.0 | 33.3 | 37.5 | — | 0.0   | —  | 36.4 | 41.7 | 22.8 | 0.0   | 33.3 |

## h. 限られた数の教員を、より効果的に教育活動に投入させることが出来る

|                     | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社 | 芸    | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他  |
|---------------------|------|------|------|------|---|------|----|------|------|------|------|------|
| 回答数                 | 121  | 15   | 9    | 9    | 0 | 2    | 0  | 11   | 12   | 57   | 3    | 3    |
| 1. あてはまる            | 46.3 | 40.0 | 44.4 | 44.4 | — | 50.0 | —  | 54.5 | 41.7 | 47.4 | 66.7 | 33.3 |
| 2. どちらかといえば、あてはまる   | 36.4 | 40.0 | 44.4 | 44.4 | — | 50.0 | —  | 18.2 | 41.7 | 33.3 | 33.3 | 66.7 |
| 3. どちらかといえば、あてはまらない | 11.6 | 20.0 | 11.1 | 11.1 | — | 0.0  | —  | 0.0  | 8.3  | 14.0 | 0.0  | 0.0  |
| 4. あてはまらない          | 5.8  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | — | 0.0  | —  | 27.3 | 8.3  | 5.3  | 0.0  | 0.0  |

問11(3) 【問11(1)で、1～3.と回答された学部にお尋ねします】どのような内容・方向で、両者の分離を計画されているのですか。ご自由にご記述下さい。

自由記述のため、今回は、省略

問11(4) 【問11(1)で、1～3.と回答された学部にお尋ねします】そのような改革に基づく新たな制度を、いつ頃施行される予定ですか。

|                    | 全体   | 医    | 薬    | 法    | 社     | 芸     | 人間 | 人文   | 教    | 理    | 総合   | その他   |
|--------------------|------|------|------|------|-------|-------|----|------|------|------|------|-------|
| 回答数                | 125  | 15   | 9    | 9    | 1     | 2     | 0  | 12   | 9    | 62   | 3    | 3     |
| 1. 平成18年度以前にすでに施行済 | 68.8 | 73.3 | 77.8 | 55.6 | 100.0 | 100.0 | —  | 58.3 | 77.8 | 67.7 | 33.3 | 100.0 |
| 2. 平成19年度          | 16.8 | 13.3 | 11.1 | 11.1 | 0.0   | 0.0   | —  | 25.0 | 11.1 | 19.4 | 33.3 | 0.0   |
| 3. 平成20年度          | 12.0 | 6.7  | 11.1 | 33.3 | 0.0   | 0.0   | —  | 16.7 | 11.1 | 9.7  | 33.3 | 0.0   |
| 4. 平成21年度          | 0.8  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   | 0.0   | —  | 0.0  | 0.0  | 1.6  | 0.0  | 0.0   |
| 5. 平成22年度          | 1.6  | 6.7  | 0.0  | 0.0  | 0.0   | 0.0   | —  | 0.0  | 0.0  | 1.6  | 0.0  | 0.0   |
| 6. 平成23年度以降        | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   | 0.0   | —  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |

問12 【全員がお答え下さい】上述しましたように、学校教育法の改正により、大学教員の職の制度に大幅な変更が来たとともに、前記の中教審大

学分科会「＜審議＞のまとめ」は、大学設置基準の法改正により、講座/学科目制に関する規定を削除するよう提言しています。こうした制度の改正が、中・長期的観点から見て、貴学部の教員組織にどのように影響するとお考えでしょうか。また、教育研究の内容や質に対して、いかなる影響が及ぶと予想されていますか。ご自由にご記述下さい。

自由記述のため、今回は、省略

## アンケート調査結果自由記述回答

## 大学全体調査

## 7 頁問 1. (5)

## 〈国立大学〉

- ・専任講師は助教授、教授への昇任を前提としたテニユア・トラックにのせる基準で採用している。当然准教授、教授への昇任を前提として考える。
- ・現在検討中。
- ・縮小する方向。
- ・制度が改正され、「准教授」「助教」という職が新設された後も、専任講師は引き続き教授又は准教授に準ずる職務に従事する職として、位置づける。
- ・講師はなるべくなくすようにする。
- ・検討中のため未定。
- ・原則的には、「専任講師」は准教授として処遇することを検討する。
- ・「専任講師」職は廃止する。
- ・各部局の判断で適切に措置することを予定する。
- ・本学では、平成 16 年度から専任講師の職はなくす方向で対応しており、業績等において適格な講師は助教授に昇任させている。
- ・現時点では未定。
- ・専任講師は、准教授と助教の間に位置づけ、准教授に昇任する前の暫定的なポストと位置づける。
- ・現時点では「助教職」と「専任講師職」との関係が十分明示的でないので、今後の検討課題とする。従ってこれまでの我国の慣行により、「専任講師職」は、現行のままの処遇としたいと考えている。
- ・まだ決めてはいないが、准教授着任前の職として少数おくのが良いと考えている。
- ・講師は残す。但し任期を附す。
- ・専任講師の位置づけについて、学内で検討中。
- ・従来どおり、助教と准教授の中間の職としていちづける予定にしています。
- ・大部分の専任講師を准教授に処遇することになると考えられるが、各学部教授会の判断に委ねる。
- ・本学では、創設の時点から、今回の制度改正でいう「助教」の職を「専任講師」としてきた。本学の「専任講師」は准教授、教授へのキャリアであると考えており、制度改正に伴っての処遇は変えない予定である。
- ・基本的に残す予定である。おそらく講師と助教の間には、やは研究歴、教育歴としての差を考えていくこととなろう。
- ・具体的には、まだ検討していない。助教を研究に従事していく現在の助手とすれば、専任講師は准教授となろうか。しかし、准教授は associate prof の訳とすれば、専任講師はこれとは少し違うような気もするが・・・。
- ・「准教授」と「助教」とにあてはまらない職として運用。
- ・国際交流や、情報管理などコーディネータとしての講師（任期制）は存続させ、その他の専任講師は将来的には置かない。
- ・専任講師は学部において数少なく病院においては数名いるが、今後の処遇は深く検討されていない。将来の検討課題である。
- ・学長の元に教育担当理事を中心としたワーキンググループを設置し、学校教育法改正に伴う「教育組織の在り方」を検討する。
- ・現在、検討中である。
- ・准教授、助教の位置付けと合わせて専任講師の処遇を検討する。
- ・平成 19 年度以降の専任講師の取扱いについては、現在検討中であるが、教授又は准教授に準ずる職務に従事する職として、引き続き「講師」を置くことになるものと考えている。
- ・専任講師ポストについて、主として医学部附属病院にあるものは今後も従来通りとする方向で検討中。他の学部にあるものは准教授とする。
- ・未定。



- ・現段階では、特に検討していない。今後、本学の戦略会議等において早急に検討していく予定である。専任講師をどう位置付けるか、准教授に移行させて講師という名称を無くすかなどを検討する。
- ・現時点では未定。
- ・医学部および病院においては、その実情に基づく処遇を検討中。
- ・検討中。
- ・これから検討します。
- ・現在、検討WGにおいて検討を行っている。
- ・検討中。
- ・講師については、当面、設置することとするが、将来的な処遇等については、今後、検討を行う。
- ・これまでと同様に位置づける意向が強いが、処遇は准教授と助教の間になると思われる。
- ・業績審査の上、准教授への昇任をうながす。
- ・専任講師在職者については、経過措置を設けた上で、将来的には准教授に振り替える方向で検討している。
- ・専任講師については、学部によって状況が異なるが、特に附属病院では、教育・研究・診療面で専任講師の役割に負う部分も大きく、かつ一般的にも知られている職名であることなどを踏まえ、基本的に①助教→准教授→教授というキャリア形成の中で、助教と准教授の間に位置付ける、又は②部局の事情によっては設けないことを検討する。
- ・基本的には「助教」の新設によって専任講師の必要性は少ないが、教育専任の講師など適用の可能性もある。
- ・平成19年度の実施までに学内で検討し早期に方針を出す予定。
- ・制度改正で「講師」を置くことにした場合、教育研究以外の特別な役割を担う「専門職」に位置付けることも必要と考えられる。現在いる「専任講師」のうち、「准教授」になりうる者については、昇任することが考えられるが、それに該当しない者については、「助教」と位置付け直す必要があると考えられる。
- ・検討中。
- ・現在のところ検討中のため未定。
- ・現在と同様を考えている。
- ・テニユアトラックを得るまでの身分として位置づけたい。
- ・現在の所、従来通りの講師として取り扱うこととしている
- ・今後検討予定。
- ・検討していない。
- ・未検討である。
- ・専任講師については、「准教授」と「助教」の中間ポストとして処遇していく方向で検討を進める。
- ・専任講師がテニユアへの1ステップとして位置付けられている場合、すぐに准教授へ変更することは難しいであろう。当面は、「助教」の「講師」化が検討されよう。
- ・今後検討するが、従来の制度を維持する可能性が強い。
- ・未検討。
- ・今後の教員採用において、教授、准教授、助教の規定により難しい特別な事情を要する場合のみに講師職を適用することを検討している。
- ・現段階では、何とも言えない。
- ・まだ検討には至っていないが、教授又は准教授に准ずるポストとして措定する。
- ・本学は●●●●●を母体として大学院教育を実施することを目的として、設置された大学院大学であり、現在、専攻を設置する機関等と検討中である。
- ・当面、そのまま専任講師とする。
- ・「講師」の職の必要性等について、各部局の実状や要望を踏まえ、その存続の妥当性を含めて検討する。

#### 〈公立大学〉

- ・准教授に昇格させる迄はそのまま講師とし、以後は講師というポストは原則としてなしとする。
- ・当面は現状のまゝ存続させるが、将来はなくすることを検討すべきと考える。
- ・専任講師は従来通り。
- ・今後検討すべき問題で、当面講師のままでおくか、一部を准教授に移行するか検討したい。
- ・存続する。
- ・現在の専任講師を助教に移行させる方向が考えられるが、「准教授」「助教」の位置づけの明確化に伴って再編成されるであ

- ・ろう。
- ・未検討。
- ・まだ検討を始めているが、研究業績、教職歴、博士学位の取得等を参考にして「准教授」と「助教」に分けることになる。
- ・思案中。
- ・専門分野例えば実験系と非実験系など専門分野で人事の考え方が異なっており、「学部自治」を尊重した上で、大学としての取り扱いを協議すべきである。
- ・現在のところ、現制度上の講師として位置づける所存である。
- ・現時点では未定。
- ・未検討。
- ・専任講師については、従来どおりとする。
- ・未検討。
- ・未検討。
- ・従来と同様の専任講師とし、教授、准教授へのキャリアパスとする。現在の専任講師を助教とすることはない。
- ・今後、検討します。
- ・未定。
- ・助手とする。
- ・今後の検討とする。助教授に就任するには教育経験の少ないものに、3年間専任講師としているので再検討中である。
- ・准教授に昇任できるようFDの強化。
- ・原則的に准教授とするが、その時点の評価、状況によっては助教の場合もあり得る。
- ・現時点では未定。
- ・当面、「専任講師」をそのままおく。
- ・検討中。
- ・法改正の趣旨に沿って処遇します。
- ・現在のところ、特段の検討は行っていない。
- ・本学における講師は、臨地実習指導を本務とするため、当面は現状を維持する。
- ・専任講師はそのキャリア等によって主に准教授への処遇が必要となる可能性は高い。現在新設後の経過中（平成20年3月迄）であるので詳細には検討を加えていない。
- ・専任講師は、原則、准教授に移行させる予定。
- ・本学に「専任講師」は制度として存在する。しかし在職者はいない。「准教授」、「助教」の制度が設けられたので、専任講師の制度を今後も続けるかどうかについて、これから検討をはじめめる予定である。
- ・「助教」職の社会的評価が固まるまでの間は「専任講師」として継続する方向である。
- ・現時点では未定であるが、従来通りと考えている。
- ・本学においては、17年4月より大学設置基準上の「助教授」及び「講師」に相当する職位を一本化し、「准教授」としています（医学部を除く）。
- ・研究業績等に応じて、准教授または助教に振り分け、専任講師の定数枠を減らす。
- ・今の所かえない。
- ・現時点では未定。
- ・現時点では未定。
- ・未定。

#### 〈私立大学〉

- ・専任講師が「助教」もしくは「准教授」に振り分けられる。
- ・未定。
- ・「准教授」と「助教」の間に、当分の間「専任講師」を置き、制度改正にあわせて昇任基準を見直し、基準を満たせば「准教授」に昇任と「助教」だけでも円滑に教育活動が展開する目処がつけば「専任講師」の職制を廃止することもあり得る。
- ・専任講師は今後も残す。
- ・現時点で専任講師がいるが、当面は従来どおりの処遇と考えられるが、未検討である。
- ・現在、学内の委員会において検討中。
- ・専任講師は原則助教の上に相当するものとする。
- ・新教員組織に向けて、学校法人●●グループ単位で検討することを予定している。

- ・ 現行のまま存続させる。
- ・ 准教授と助教の間に位置させる講師ワクを作る。
- ・ 准教授と助教の間の職種として位置づける。
- ・ 本学では専任講師を助教授へ昇任するステップと考えており、新制度でも残す予定である。
- ・ 特に処遇変更しない予定。
- ・ 現時点では検討していない。
- ・ 従来の講師の資格をそのまま継承する。
- ・ 残そうと考えている（私見であり、まだ学内のコンセンサスはとっていない）。
- ・ 助教と助手の位置づけを検討する中で検討。
- ・ 検討中。
- ・ 現時点では未定、検討中。
- ・ 本学における専任講師は、助教授・教授に通じるキャリアとして位置付けられており、今回の教員組織の制度改正後においても、当面は処遇の変更は予定していない。
- ・ 現在、専任講師は助教授と助手の間に位置付けており、制度改正では准教授と助教との間に位置付ける方向で検討している。
- ・ まだ現時点では検討しておりません。
- ・ 従来通り存続させる。
- ・ 本学は医学部であり、付属病院を併設している。一般大学と違い、教員数が多いことから、従来どおり専任講師の職を置く方向で検討している。
- ・ 専任講師の職は、残す方向で検討を進める予定。
- ・ 検討中。
- ・ 現在、検討中。
- ・ そのままとすることで検討している。
- ・ 専任講師の学内における位置付け、処遇等に関わる具体的な検討は行っていない。
- ・ 検討中。
- ・ 准教授と助教の間に考えている。
- ・ 現在検討中。
- ・ 今後、検討する予定。
- ・ 現在のところ、従来のまま、変更の予定はない。
- ・ 未定。
- ・ 現行制度のままで残す予定。
- ・ 検討していない。
- ・ いずれ制度改正に対応を考えているが、現在の教員にも有期・テニユアの両方がいるので、処遇自体の体系が急に変わる訳ではない。名称は様子見状態。
- ・ 准教授と助教に分けることを考える。
- ・ 特に検討していない。 専任講師は助教授とともに今後も学生指導に当たる。
- ・ 現状のまま「専任講師」とする。
- ・ 現在は教授・助教授・講師・助手の制度であり、この度の法改正においては「専任講師」を「助教」とするという制度で検討中である。
- ・ 「講師」が今後も存在する点。また文部科学省による規定の整備、議論の推移を見ながら、本学として適切に対応していきたい。
- ・ 学校教育法上、「講師」を置くことができるとある以上、現行どおりの職制を踏襲することが考えられる。 一方で、「専任講師」と「非常勤講師」との職種上の区別や紛らわしさを考えれば、職制として検討を要する。
- ・ 専任講師を主として、助教については、補助的に任期を設ける形にする方向で検討中。
- ・ 検討中です。
- ・ 専任講師を准教授・助教に業績に応じて分ける。
- ・ 未定。
- ・ 検討していない。
- ・ 検討中。
- ・ 現在検討中。
- ・ 専任講師のまま。

- ・ 当分従来のまゝ、准教授の下におく。
- ・ 従来から例外を除いて助手採用をしていない実態をふまえ、助手、専任講師を一本化し、助教に位置づけることで検討中。
- ・ 具体的な検討はしていない。
- ・ 鋭意検討中。
- ・ 検討中。
- ・ それぞれに昇格基準を設けて、准教授または助教として処遇することを検討している。
- ・ 現在、各学部の助手の業務が多様であり、その確認を行うとともに他大学の状況を見て判断したいと考えており、今のところ未定。
- ・ 現在検討中。
- ・ 上記（３）で答えたとおりである。
- ・ 未検討。
- ・ 現時点では未定。
- ・ 現在、鋭意検討中。
- ・ 従来通りの処遇とすることを前提として、とくに検討をしていない。教員のキャリア・パスの中心は、准教授と助教との間に位置付けられることとなるものと思われる。
- ・ 従来の「専任講師」は、助教授、教授へつながるキャリアパスの一段階に位置付けられている。この点を前提に、次のような処遇が考えられる。
  - 現在在籍している「専任講師」については、そのまま、准教授へつながるキャリアパスの一段階にあるものとして処遇する。
  - 新規採用・昇格その１ １．助教授、教授へつながるキャリアパスの一段階に位置付けられるものとしての専任講師制度を廃止し、従来の「専任講師」に該当するものは「助教（assistant professor）」として採用する。
  - ２．助手のうち、自ら教育研究を行う。
- ・ 具体的な処遇の検討までに到っていない。
- ・ 現時点では未定。
- ・ 現時点では未定。
- ・ 規定改正も含めて検討中。
- ・ いずれか適当な方に位置づける。
- ・ 従前と同様に処遇する。
- ・ 現時点では未定。
- ・ 今後の検討課題として位置付けている。助教と専任講師は一定の整理が必要である。
- ・ まだ十分な検討がなされていない。
- ・ 未定。
- ・ 従来と変らない。
- ・ 准教授と助教の間のポストとして引き置き置く。
- ・ 現時点では未定。
- ・ 現時点では、助教の制度とあわせて検討を行う。
- ・ 検討していない。
- ・ 准教授（associate professor）と助教（lecturer）の中間に位置づけ講師（assistant professor）とする。
- ・ 検討中。
- ・ 専任講師については変更を予定していない。
- ・ 現行どおりとする。
- ・ 当面は現行のまま。
- ・ 未定。
- ・ 現時点では未定。
- ・ 特に検討はしていない。
- ・ 平成１９年度の制度改正に向け、今後検討する予定である。現時点では、「専任講師」の処遇の取扱は未定である。
- ・ 現時点では未定である。
- ・ 准教授・助教の位置付けと、その基準に照らし、移行を予定している。
- ・ 「専任講師」を残す可能性あり。
- ・ 専任講師は当面維持していく方向で検討する。
- ・ 現時点では、未定である。

## 10 頁問 7

### 〈国立大学〉

- ・ 学生組織と教員組織とを分離させた教育研究組織を視野に入れて検討中。
- ・ 現状では、特に考えていない。
- ・ 学生組織＝課程、専攻 教員組織＝部門 と呼び、本学で教・教分離方式に挑戦する。
- ・ 平成 14 年度から研究組織と教育組織の分離を実行したが、教員の意識改革も含め不完全なため、再度、改訂版の学域と研究域の創設を計画しています。
- ・ 企画評価担当理事が作成した「●●大学の将来構想（案）」（\*その一部を資料として添付）を参考にして、52 歳以下の若手の学長補佐を中心に教育組織と研究組織の在り方を検討するために、平成 18 年度から「将来構想室（仮 称）」立ち上げる。
- ・ 「教員組織（研究組織）」の全学一元化を行い「教育組織」と分離させた教育研究組織の構築を計画している。
- ・ 研究組織（学系）と教育組織（専攻・コース）に分け、教員の所属は研究分野に対応した学系とする。

### 〈公立大学〉

- ・ 中講座制。

### 〈私立大学〉

- ・ 教育研究組織をまず教育分野（系）で組織し、その下に研究室を複数設け、言わばゆるやかな大講座制に移行させる。研究は個が独立しておこない、教育の系にとらわれず共同研究体制が組めるようにする。

## 12 頁問 10. (2)

### 〈国立大学〉

- ・ 問 7 と同様。
- ・ 未定。
- ・ 教育組織とするか研究組織とするかを含めて適切な組織改革を行えればと考えている。

### 〈公立大学〉

- ・ 中教審案に沿う方向。
- ・ 教養教育に相応する組織（人間総合科学科目）を見直し、①教育とカリキュラムの実検、②合意に基づく全面改革、③責任ある運営組織の確立について、全面的な検討を行っているところである。
- ・ 「教育組織」としての学部・学科とは違ったくくりの教員組織の可能性・有意性を検討したい。
- ・ 各学部に分属されていた語学等の共通教育担当教員を「共通教育センター」所属に移行する。
- ・ 教員の流動的配置。
- ・ 新たに、18. 4より既存の5学部から独立して基盤教育センターをつくり、10～20名の教員を再配置し、19年度より新しいカリキュラムを実行する。文系4学部の学部・学科のカリキュラム・教員配置を見直す。
- ・ 教員の所属を研究院とし、それぞれの研究成果を学部を越えた教育等に反映できる体制とした。

### 〈私立大学〉

- ・ 教員1人1人が独立して教育にあたり、シラバス作成時には身分に関係なく対等の立場を取る。但し、シラバス作成についてはカリキュラム委員会が絶対的な指導力を発揮する。
- ・ 1. 共通教育担当教員と、専門担当教員とに分けているが、これを継続するか、一体化するかどうか 2. 学部・学科の障壁を取り除き、一体化できる組織はできないか…模索している。
- ・ （1）講座/学科目制の再編 （2）教員の業績評価と昇任など （3）財政上。
- ・ 前述の様に学部により計画内容が異なっている。具体的な形は示されていないが、例えば、医学部では、診療科との関係を考慮するとともに、より自由な連合制を考えている。薬学部では学科制に近い形とし、研究単位の自由な組み合わせの方向をと計画している。
- ・ 文系、理系、医療系の学部学科を持つ総合大学の特色を生かした文理融合。
- ・ 助教授・専任講師、助手の新制度における位置づけと任期（テニユア）の検討。
- ・ 「教授」は「教授」「助教授」は「准教授」へ「専任講師」はそのまま「専任講師」「助手」は「助教」と「助手」に区別する（2005年度には助手は在職していないが、2006年度に採用する予定）。

- ・ 現行の2学部5学科体制を2学部2学科体制に学部組織を19年度から変更する。今後はカリキュラムに適応した教員構成をするため、新採用教員には任期制を適用する。
- ・ 従来の制度の矛盾したところを整理するため。また、教員人事の活性化を目的とした計画としたい。
- ・ 学際領域、複合領域の研究の推進が容易となるよう教育面と研究面で教員の所属を異なったものとする。
- ・ 学科においてデパートメント制を敷き、各デパートメントを教員の所属組織とする。
- ・ 教育組織と研究組織の分離を含む新しい教育研究組織の可能性を検討している。
- ・ 本学の学部・学科及び研究科・専攻における教育・研究を担う適正な専任教員数を検討し、今後の学部・学科及び研究科・専攻の新設・改編に柔軟に対応できる教員組織を構築する必要があると考えている。
- ・ 本学では、大学設置基準の大綱化以降、教員組織としての教養課程を廃止し、全ての教員が学科に所属することとなった。しかし、その結果教員の教育活動及び教員構成がいわゆるそれぞれの学科の専門分野に偏る傾向になり、全学的な教養教育プログラムの実施に支障が出始めている。また、教員の意識として学部・学科間の壁が高くなり、学際領域、学融合領域の教育研究に支障が出ることも懸念される。まだ、具体的計画、内容は全く定まってないが、これらの課題を解決する方向で検討が進むものと期待している。
- ・ 未定。

## 15 頁問 11. (3)

### 〈国立大学〉

- ・ 本学の医学薬学府（教育組織）と医学研究院・薬学研究院（研究組織）において、教育研究組織の分離を平成13年度より行っている。教員は医学研究院、薬学研究院に所属し、専門に応じて医学薬学府における教育を担当する。その他の学部・研究科においても、将来的に両者を分離する方向で検討を行っているところもある。
- ・ 教員組織と教育組織の分離方法としては、研究院制度や大学院部局化が考えられるが、教職大学院の設置も見据え、教員養成大学である本学にふさわしい体制を構築する。
- ・ 両者を分離するか否かについて検討中ですが次のとおりコメントします。本学では、教員のおよそ15%は大学院博士後期課程に所属しており、それ以外は学部で所属し、互いに学部と大学院を兼任している。教育研究組織として、学部は従来型の専攻分野構成であり大学院博士後期課程では学際融合型としている。一方、法人化以降、大学全体の業務を担当する教員を置くなど教職員の多様化が進んでいる。このような状況で様々な運用上の問題を抱えており、従来の講座、学科、専攻等の位置づけをどうするか、教授会の位置づけ（学部・大学院）をどうするか、学部と大学院の関係をどう考えるか、学内運営（予算、人事、施設利用）のあり方、等の全体的な見直しが必要と考えており、そのような中で講座制の扱いや教育組織と研究組織の分離の問題も検討することになる。
- ・ 教育組織は、学部・学科。教員組織は、学野・領域に区分。
- ・ 全ての学部の教員組織を、それぞれが構成する大学院に移し、主に教育を行う教育教員組織と研究を主務とする研究教員組織に再編し、教育教員組織は大学院博士前期課程に、研究教員組織は大学院博士後期課程に置くことによって、学部・大学院の教育活動の高度化と研究活動の活性化を図る。研究所及び学内各研究センターの教員は、それぞれの専攻分野に応じて、協力教員として学部・大学院教育活動と研究活動に参加する。また、附属病院における診療業務については、教育を主とする教員と研究を主とする教員双方による実施体制を設ける。
- ・ 問9のとおり。
- ・ 新大学院（博士課程）を従来の研究科組織ではなく、教育組織である教育部と研究組織である研究部とを分離して設置する。
- ・ 教員は大学院に所属させ、学部の課程（コース）に出むいて講義することを考えている。
- ・ 問7と同様。
- ・ 平成12年度に、研究組織として情報学環を、教育組織として学際情報学府を設置し、平成16年度に、研究組織として公共政策学連携研究部を、教育組織として公共政策学教育部を設置した。先端的である研究水準を常に確保しつつ、それを教育の場に消化された形で還元できると同時に、各専門分野の発展に応じて柔軟に教育課程や組織の再編成を図ることが容易であることから、上記の組織については、研究組織と教育組織の分立を図った。
- ・ 研究組織（大講座）と教育組織（教育ユニット）を設置しています。
- ・ 工学部・工学研究科では平成18年度より分離する。これはJABEEに対応する工学部教育を実施するためである。教育地域科学部、医学部では未だ全く検討していない段階にある。
- ・ 法人化前においては、教員は一つの学系に所属し専門的な研究を行いつつ、いくつかの学群、大学院等の教育組織において教育を担当していましたが、法人化後は、教員を一つの博士課程研究科に所属し専門的な研究を行いつつ、いくつかの学群、大学院等の教育組織で教育を担当することとしています。





- ・教育と研究は不即不離の関係にある。したがって、主体は所属する組織にあっても、個々の教員が活動比率を接分できるシステムが望ましいと考えている。
- ・講座制をとらないとすれば必然的に教育組織と研究組織の分離が生ずることとなる。
- ・教員が研究院に所属し、学生組織である各学部において教育することで、領域横断的な教育体制を構築した。

#### 〈私立大学〉

- ・従来の講座制に基づく研究組織から教育組織に出向させるのではなく、教員は教育組織に貼り付けられ、研究は個人もしくは自由にほかとプロジェクトを組んで実行するものとする。優秀な個人あるいはプロジェクトに予算助成も考慮する。
- ・医学部一大学院研究科の特性がある臨床（診療部門）部門と教育・研究部門と二大別する。
- ・講座制の下では若年研究者の自由な活動に制約を受ける傾向が強く現れて来たので分離を実行した。
- ・医学教育センターを中心に教育の統轄、調整を行ない、一方医学研究センターのもとで、研究プロジェクトの推進、予算配分を行う方向で検討している。
- ・一部の学科では、すでに実施しているが、限られた教員数のみで運用している。余り広げると、財政上の問題（教員数）が生ずるので、小規模にとどめている。学部を超えることは、まだ進んでいないが、非常勤扱いにての教育面の交流は従来から実施している。
- ・主軸を教育あるいは、診療に置く形とし、研究については、プロジェクトを基に構成する方向。
- ・教員の組織を教育機構、研究機構、病院の3つに分け、すべての教員がそのどれかに所属し、他へ出向する形態を目指している。
- ・問11（2）d、gの理由による分離を計画しているが、内容・方向は未確定の部分が多い。
- ・現行7学科を廃止し、3つ程度の研究組織に統合再編する一方、8～10程度の教育組織としての単位を作り、新たな学生のニーズに対応するとともに、学科間の重複などを解消する。
- ・学部の新設・再編に伴って、専門領域を同じとする複数の学部が存在することが考えられる。今後は、研究科や場合によっては附置研究所も含めた教員組織（学府等）を視野に入れて検討を行う必要があると考える。

### 16 頁問 12.

#### 〈国立大学〉

- ・教員の職の制度改正は助手をテニユアを視野に入れた自主的に研究教育を遂行できる助手と、補助的業務に区別し、前者を助教として遇する。講座制は学問のバランスを考えた発展に寄与してきた。撤廃されると、時流に乗った学問、注目される学問のみが重視され、真の学問・学術全体への発展が保証されるかがけ念される。
- ・提言の趣旨を生かし、大学の人口性・特色を出した研究教育組織の改組・再編に着手できると考えている。その際は、教員組織や教育研究の内容や質にも少なからず影響が及ぶものと考えている。影響の程度も含め、現在検討組織を設置して検討中。
- ・講座／学科目に関する規定の削除により、中・長期的には人事の流動化がより進むことになると思われるが、これが教育の面でどのような影響を及ぼすことになるかについての懸念がないではない。また、この影響のあり方は、文系・理系・医系などによって大きく異なるものと思われる。
- ・学校教育現場では、縦割りの学問体系では解けない教育課題が生じており、それらの課題に対応するためには、弾力的に教育組織を見直していく必要がある。しかし、現状では教員組織と教育組織が一体となっており、研究科や専攻・コースを再編する場合には、教員組織の再編が不可欠であり、講座の分割や移動が必要となることから、教員組織と教育組織の連携が1対1の関係ではなく、教員組織が複数の教育組織と連携する体制を構築する必要がある。
- ・大学教員の職階変更では実力のある助手の立場が明確となり、実際の職務と職階の乖離が改善される。また講座／学科目制の廃止等により、それぞれの大学が教育組織や研究組織のあり方について根本的な検討を迫られることとなり、大学ごとの多様化が進むのではないかと。また、大学の自由度が増すことになるが、それだけ大学の判断が重要となってくる。教育研究の内容や質に対して、この改変がどう影響するかについては、大学がこの自由度をよい方向に活用できるかどうかにかかっていると思う。
- ・本学は学部を持たない大学院大学であり、歴史も新しく、教員も若いので、研究教育組織を柔軟に運営してきた。准教授を正式の主査指導教員にすることなど規則変更はあるが、これまでも助教授、助手が研究費を獲得し、独自のテーマで研究できる組織体制を採用しているなど、実質今回の提言を先取りしているため、教員組織や教育研究の内容や質への影響はほとんどない。



- ・ 少子化の影響、運営費交付金の減少、人員削減など、様々な要因により、大学の組織を今までの形、規模で維持することが困難になっている。教育面では、質の保証をするために、密度の濃い授業、質の高い授業が求められている。 少ない資源で高等教育を実施するためには、より柔軟な組織形態が適している。
- ・ 「教員の職」の変更については、実質的に大きな問題になることはない。「講座制／学科目制」の規定削除については、一律に強制すべきではない。いかなる組織にもカテゴリー化は必要であり、教育の目的、内容を明確にするためにも、名称はともかく講座ないしは学科に相当するものは必須である。むしろ、改革の名のもとに既存の制度・組織を何でも改廃する姿勢こそが混乱を生むことを銘記すべきであり、必要な改革は財政的な支援策である。
- ・ 多様性が求められる高等教育機関の施策を進める上では、従来型の講座／学科目制の限界も顕著になりつつあった。国立大学の法人化によって各大学が独自の高等教育研究を提供する新たな施策を推進するために今回の改正は適切と考えられる。一方、多くの在職者を新制度に移行させる作業は容易ではなく、移行に伴う混乱によって教育研究の内容や質に少なからず影響が及ぶ可能性がある。
- ・ 本学で平成13年以来検討してきた「学域・研究域構想」は、当初、必ずしも学校教育法、大学設置基準改正を意識していたものではない。しかしこれらの制度改革は本学の構想と基本的な方向を共有すると考えており今後の教育組織（及び学生組織）のあり方を考えるうえで積極的に利用するとともに教育研究の向上に役立てていきたい。
- ・ （１）教員組織の在り方について、こうした役割分担の明確化がもたらされると同時に、大学の裁量の度合いが広がり、自律性がより確保できる利点を活用できるようになると思われる。（２）教育研究の内容・質について、教育組織と研究組織の分離がなされる場合、教育に責任を持つ体制を確保することが必要となってくるが、当初は、この責任体制の必要性が等閑視される傾向がある。このことは（現実に関心と様々の事例があることにより）経験しているところである。学校教育に対する責任確保体制の持ち方を事前に十分に考慮しておくが肝要であると考ええる。
- ・ 将来展望として考えている。
- ・ ○講座／学科目制の廃止は、最終的には学部内及び大学内での横断的教員組織の設計に有用となる。○その結果、教育・研究の質の向上が期待されると考えている。○唯、各学部には、固有の教育目的・人材育成目的があり、その向上が期待される組織（制度）設計に配慮する必要がある。
- ・ ○組織：学科という枠がなくなると予想される。 ○内容・質：研究においては、グループ化が進み、上手く機能させれば質も上がる可能性もある。 教育においては、人材養成の目的と目標を今まで以上に明確にしておかないと質の低下が懸念される。
- ・ 本学は小講座制はとっておらず大講座制なので、すでに改革を一部先取りしていると言える。しかし大講座も、時代とともに見なおす必要があり、より大きな大講座への移行を計画している。今回の改正は時代の流れにそうものとする。
- ・ 柔軟化、自由化に寄与し得るものと期待している。但し、連ケイ講座等、大学外との約束のあるものは、時限的に残する必要があるので、講座制を置くことが可能といった規程にしておく必要がある。
- ・ 講座制を廃止し、教員が独立して職務を遂行する方向付けが中教審で行われているが、研究室単位で研究に取り組んでいる分野では、若手教員が「助教」として独立すると研究室のチームとしての機能が低下する恐れがある。
- ・ 基本的には現在、検討中の本学の組織改革に合致しています。職階については「助教」の名称に違和感があるのと、「講師」の取り扱いに大学間格差が生じることが懸念されます。
- ・ 技術系職員を事務局所属から、各学部へ所属替えして、（ただし、施設系技術職員は除く）技術系職員の定年退職に伴う補完人事では助教または助手を採用することにすれば？徐々に技術系職員を削減していくことができる。高度な能力をもつ人材を採用していくことが可能になり、教育研究の質の向上に資すると考えている。
- ・ 本学では、創設の時点から、今回の制度改革でいう「助教」の職を「専任講師」として位置付けるとともに、「講座制」も廃止して、いわば新たな制度を先取りした運営を行ってきており、今回の制度改革に伴う影響は特になく考えている。
- ・ 〈教員組織〉 教養教育、学部専門教育組織と、研究活動を主とする大学院教育組織とか区別されるようになる。このような組織の柔軟性をどのように確保していくのが大学運営の重要な視点である。〈教育研究の内容や質〉より実践的な教育・研究に重点が置かれるようになると予想されるが、大学の社会的使命としてその方向の是非を慎重に見極める必要がある。大学教員を養成する大学の在り方とも関連すると考えられ、いわゆる基礎学の形骸化が懸念される。
- ・ 影響が生じると予想される。大学としての教育・研究の質の保証など人材育成とマッチした教育の実質化が崩れるおそれがある。
- ・ 研究や教育の自由度が増すと思う。しかし、制度改革が拙速に過ぎると、学内に混乱が生ずる可能性がある。
- ・ 大学独自の理念目標に沿った教員組織を大学に求められることとなる。
- ・ 教員の流動化が図られ、教育研究の質の向上が期待できる。

- ・各講座/学科目の教員定数に縛られない、弾力的な教員人事、カリキュラムの策定、研究組織の編成が可能となるように思われる。他方、カリキュラムの策定や研究組織の編成が短期的ニーズに迎合することによって、「学」の基本・基礎分野が軽視される危険性がある。特に、教員数（教員人件費予算）が少ない小規模大学では、「特徴」、「個性」を追求する結果として、「学」のバランスを崩すことのないよう、留意すべきと考えている。
- ・現在大学は講座別、附属病院は診療科別（臓器別）診療体制で運営されている。将来的には現行の基礎講座、臨床講座の枠組みではなく、特定の教育研究上の目的を達成するために必要な専門家をグループ化して1つの教員組織とするようになると思われる。
- ・講座/学科目制に弊害はあったが、一方で後継者育成「学統」の継承、外部資金を獲得し系統的かつ継続的な研究活動に貢献してきたことも事実である。理系分野においては融合領域等への対応のため、教員組織の見直しは必要であるが、文型分野においては学部学位取得、資格（教員免許、MBA、法務博士等）等取得に対する学生の需要を鑑みると大講座制という選択も現実的であると思う。今後、それぞれの大学の理念・目標により、各大学の教員組織が異なってくると予想される。
- ・教員組織及び教育研究の内容や質に対しての影響等について、将来計画委員会等において、検討、分析を行う予定にしている。
- ・現在の講座制・学科目制の教員組織の在り方は、大学が組織的に教育研究を行っていくうえで、重要な役割を果たしてきたが、新しい教員組織においても、大学はそれぞれの教育研究上の目的を達成するために、すべての教員について、役割の分担及び連携の組織的な体制が確保されるようにしなければならない。
- ・大学教員の職の制度変更や、設置基準の改正による講座/学科目制に関する規定の削除を受けて、各大学の工夫により、これまで以上に柔軟で機動的な教員組織の編成が促進されるものと考えている。本学においては、専攻分野に応じた新たな教員の所属組織として平成16年度に「教育研究院」を発足させており、前述の制度改正による大きな影響を受けるとは考えていない。今後、教育研究院の一層の活用により、全学一体として機能できる体制を確立し、教育研究の質の向上を図っていくことが大きな課題であると認識している。
- ・当大学では医学部臨床系を除いて大講座制をとっているもので、従来の小講座制の弊害は実質的には取り除かれた。従って規定の削除そのものは大きな影響を与えない。問題は法や規定ではなく、大学の理念や目標に沿って学士課程教育を改善し、変えて行くためにどのような組織や体制がよいかについて全体が意識改革を行って、前進的に取り組む状況をいかに作り出すがが問題である。
- ・本学は教授から助手まで研究面では平等としているので（研究費も含めて）あまり影響はない。
- ・現「助手」の再配置が困難である。・教育・研究活動が明確化され、活性化するものと思う。
- ・人件費が削減されていく中で、教員組織の見直しは当然やっていかなければならないわけで、講座・学科目名などはどうでもいいことで、誰が何をやるかが重要で、ぼんやりとした大講座制というか、教育課程のコースにふさわしい教員の配置をしていくより外に方法はなкаろうと思う。教員の数の削減が現実のものとなると、教育研究の内容や質は当然低下することは必至と思われる。
- ・教員組織の在り方について、検討する機会が与えられる。診療科と関係する医学系の教員組織を別にすれば良い影響が考えられる。一方で、全学的には分野により異なった教員組織となる可能性がある。新しい助手の職務は、研究（室）運営のため必要であるが、将来的キャリアの打開策が無い制度設計では困難に遭遇することは明白である。
- ・基本的には教育研究の活性化につながる。
- ・教員職階の改訂は、名称の変更としては、国際的慣習性の観点から妥当なものと思う。一方、同時にそれに伴う法文規定の含意するところからは、従来の階層的・従属的な教員組織が次第に変容していくものと予測される。講座・学科目制の規定削除は、各大学における独自の研究・教育組織単位を自主的・弾力的に編成出来ることから、今後多様な組織編成の試みが一層拡大していくものと思われる。これらの自主的な変革による各大学での研究教育の内容・質については、学問分野による独自性を十分に尊重しつつ、外部をふくめた多様な点検指標に基づく厳格な評価の実施により、さらなる改善改革の原動力となることが望ましい。
- ・総合大学としてディシプリンの極端な重複、欠落がないように、全部局の講座、分野を全学的に管理しており、変更の適否について毎年調整を行っている。全学的な調整を条件に組織の変更は部局の自律性にまかせており、講座/学科目制は全学的な調整の道具だけの意味しかもたなくなると考えられる。本学では、この意味の講座/学科目制は残るが、実質的にはすでに廃止に向かっている。
- ・講座制に変わる独自の責任ある教育研究組織を構築することが可能となることから、今後更に個々の大学における戦略的な組織運営が重要になってくると思われる。本学においても教育研究活動の一層の強化を図るため、全学的視点での教育研究組織の見直し・再編を行なっている。

- ・ 自立して教育・研究を行なう助教を設け、教員中に一定割合の助教を確保することにより、任期制を併用することで組織を若返らせるとともに、若手教員・研究者の育成、促進が期待できる。また、人件費の抑制にもつながる。教育研究の面で若手教員の柔軟な発想が生かされやすくなることが期待される。一方、教授、准教授、助教が自ら教育研究を行なうことが主たる職務となることにより、責任体制・指揮命令系統がルーズになる恐れがあり、組織のまとまりあるいは力が弱くなることが危惧される。
- ・ 職制の変更は、本学のように規模の大きくない大学においては全ての教員の能力を活用するために相応しい改正と理解している。講座制については、本学は現在組織は講座制となっているが、必ずしも十分機能しているとは言えず、講座制の廃止に伴う影響はない。どちらかというと学科制（学生、教員とも学科に所属する）であり、これにも問題がある。前述のように組織の分離を考えたい。
- ・ 各研究組織には、教育研究両面で社会的使命があるとともに社会のニーズの動向にも機微に対応する必要がある。このどちらの観点にも対応するには、財政面での努力も不可欠であるが、制度の弾力化にも活用すべきである、本学の社会的使命は、極めて明かであるので、それにうまく資するよう対応したい。
- ・ 制度の趣旨である教員の役割の分担や組織的な体制の責任の明確化を図れるよう、いかに大学内の整備を図るか検討中。
- ・ すでに研究中心の大学ではなく教育中心の大学となっているので大きな影響はない。組織としての整合性をどのように整えるかの課題となっている。
- ・ 大学の目的を達成するため、教員の分担及び連携の組織的な体制が確保され、かつ責任の所在が明確であることを確保した上であれば、現在の講座/学科目制を削除し、新たな組織を作ることによって、人事、予算及び教学面の硬直的・閉鎖的な部分を改善できるため教育研究の内容や質の向上が図れると予想される。
- ・ 特に無し。
- ・ 運営費交付金の削減、人件費の削減に対応し、また、将来競争的研究費の中に教員の人件費が含まれる可能性を考えると講座/学科目制の廃止は、必然的な流れであると考えられる。
- ・ 1. 新制度は職の独立を促す制度なので、チームを組んで行う職種（例えば医療）にとって、不利に働かないかを危惧する。2. 学生教育に対して、責任感が今より希薄になり、その結果、質の低下を来さないか心配である。3. 講座制では、講座をあげてのテーマに取り組み、世界に立ち向かっていた。それぞれが独立すると力が発揮しにくくなる。
- ・ 本学においては、色々な制度改革に柔軟に対応できるので特に大きな影響はないと考えている。
- ・ 教員養成系大学として、総合的な分野配置が必要であるが、一方で、現代的教育課題への迅速な対応、教員配置が必要である。運営費交付金の削減で、教員数を減らさざるを得ない状況で上記の対応は困難となっている。
- ・ 教員組織の柔軟性が増加し、社会的ニーズ等に対応しやすくなると思われる。一方、学問分野の継承性が十分に保障されなくなる恐れも感じられる。教育組織と教員組織を分離し、学問分野の継承性を担保しつつ教育ニーズに柔軟な対応を可能とする選択肢は、検討すべき課題であると考える。
- ・ 講座/学科目制には、利点も弊害もある。本学は Department 制の中に複数の専攻の異なる教授を配置しており、いわば欧米型である。今後、各大学においては、「柔軟かつ機動的な教員組織」を、編成していくこととなる。
- ・ 大学における研究を教育と分けて考えることが必ずしも容易でない場合があり、「分け方」に種々のバリエーションを認めることが必要であろう。大学の基本的な役割は社会が求める人材育成であり、その遂行にあたっては、個々の教員の研究活動によって得られた成果が大きく貢献するべきと考える。「機械的」に分離した場合に、人材育成がうまくいくのか注意を要する。講座制の最大の欠点は、社会の求めに応じて自律的に変化していくメカニズムが不在であることであろう。講座制をなくしても、来るべき新しい制度に上記のメカニズムが無い限り、状況は改善されないであろう。
- ・ 以下のような検討を迫られるものと考えられる。①研究戦略及び教育戦略の各々を明確にし、その下で各々の効率的な組織編成を追求する。②研究戦略に基づく研究組織の改編を積極的に進める。③②の改編の下に、教育体制の編成との関連付けを検討する。
- ・ これまでより規制が緩和されることとなるので、特に影響があるとは考えていない。必要に応じて柔軟な組織を作っていくのなら、より効果的な教員組織が実現すると考える。
- ・ 1. 教育・研究上の要請に基づく教員のポストのより柔軟な運用が可能になる。2. 若手研究者の育成方法の柔軟性が増す。
- ・ 一連の制度改革が定着した段階では、他方では教員の任期制導入などともあいまって、教員組織や教員の教育研究活動を刺激し、一定の活性化をもたらすものと判断している。
- ・ 特になし。
- ・ 本学では、中教審大学分科会「〈審議〉のまとめ」とは独立に大学改革を進めている。研究組織と教員組織の分離も結果的に上記のまとめと同一線上になったに過ぎない。この制度改革は、社会に対する説明責任を明確にした教育（本学では、教員養成及び大学院レベルでの現職教員教育）と自由で質の高い研究を保障し、活気ある大学を構築するためのひとつのステップと考えている。



- ・教員組織の在り方については、講座・学科目制の存続も含めて今後検討していく予定であるが、いずれにしても、職の制度改正も踏まえて、本学の将来に良い影響を及ぼす制度設計に努めざるを得ないものとする。

## 〈公立大学〉

- ・もともと講座／学科目制をとっていないので特に影響するところはない。
- ・教員の職の変更について、単に職の名称が変わるのではなく、各職の役割が変わることが重要である。教授職がほかと比べて「特に優れた」という形容詞があるだけの差ということに注目すべきであろう。講座／学科目制廃止だけでなく、「教授会」の組織の変更にまで言及しなければならない。例えば、独立した教育研究者の位置づけが認められた准教授が教授会正式メンバーとなると、構成員が多数で多様化するので、法人化とも関連して、教授会自治は退化することになる。このように考えれば、今回の改正は学長（理事長）のトップマネジメント機能が有効。
- ・多大な影響が予想されるが、いずれも一長一短があり、方向性としては良い方向であると考えている。
- ・現時点において、講座／学科目制を一括して削除することはできず、中長期的にみて、大学全体として考えたい。
- ・本学は、1学部3学科（1学年定員120名）制の小規模大学です（年次経過では博士課程まで設置する予定）。そして、少人数教育、少数精鋭研究を謳って設立しています。従って、教育、研究両者に対して、教員の独立性と教員間の密接な協力関係の両者が必須と考えており、講座／学科目制にとらわれない柔軟な組織が望ましいと思っています。現在も既に柔軟な組織にしておりますので、設置基準の法改正の影響は少ないといえます。教育組織と研究組織の分離についても、本学にとって好ましいものとは思っていません。
- ・本学では大幅な改編は予定していないが、時代に適応した学部再編を検討中であり、学科目制に拘束されない教員配置には法改正は有効であると考えている。
- ・1. 教員の採用、昇任人事の硬直化を防ぐことができる。 2. 学際的研究の推進に好都合である。 3. 学部、学科を越えた、横断的、学際的教育指導が容易になる。
- ・講座制の問題点は、制度の問題点ではなく、制度運用の問題点であり、現行の我が国の大学には、教育スタッフ、研究スタッフの人員配置がなく、一方的に個々人の教員に教育と研究と地域貢献の三つの役割をになっていることに問題発生の源がある。
- ・現在、学年進行中であり、平成19年度には大学院の開設を予定しているため、教員組織が不確立であるが、今後あらゆる事象を想定し、検討していきたいと考えている。
- ・どのような分野の教員を採用していくかについての検討が十分になされないと、組織の維持に支障をきたすと思われる。学際領域・学融合領域とは、専門領域を前提にして成立するものであり、学術基礎の軽視にならないような態度が望まれる。
- ・本学の教員組織は、教授の権限が強く、弾力性がないと批判されている講座制の姿とは異なるものである。講座制が運用されている実態と、批判されている制度としての講座制との間には、乖離があるのではないだろうか。今後、本学においては、それほど教員組織においての影響はないと思われる。しかし、本来、大学の教員組織の在り方は、大学自身が自由に選択できるようにした方が現実的であると思われる。また、設置基準を変えようとするならば、あまり細かく規定することには問題がある。評価の方で実質を担保すべきである。
- ・講座制には歴史的な意義があったか？少人数のもとにおける人事の閉鎖性が問題となることがある。制度改革で重要なことは制度組織の改革でなく、如何に構成員の意識を改革できるかである。欧米の先進国に比べ、大学に対する公的及び民間の資金投入が少ない我が国では、制度をいじるだけでは問題は解決しない。
- ・組織の安定性という点では、現行の学部、学科所属を基本に考えたい。他方、教育カリキュラム改革や、学際的な共同研究等の観点から、教員組織のあり方を見直したい。ただし、教員組織を切り離した場合は、教育への責任の所在に問題が生じるのではないかと考えている。
- ・特に影響するとは思えない。従来そのまま教育・研究の内容、質を十分向上しうる。
- ・新しい教員組織を考える必要があるか？現在、公立大学法人への移行を検討中であるので、そのなかで考えることになるだろう。
- ・講座／（学科目制）は、現実には、学生のニーズや教員の研究分野により、充分に対応されているので、実際にどのような影響があるかは未知数である。
- ・本学にとっては影響なし。
- ・各学部・各学科でカリキュラム再編を行う予定である。（18年度中、19年度実施）その場合学生の多様なニーズに合わせて横型カリキュラム（全学部を横串にしたもの。例えば「日本」、「地域」、「教育」など）を設置し、学部学科のカベを低くする。教職について原則学部学科自立という規制を大幅に緩和して頂きたい。
- ・大学・大学院の目的にそって、その到達目標を段階別に表示し、適任者を選考してきたので特に影響はないと考えている。
- ・教育研究の両面で柔軟な対応ができるようになるが、マンパワーの集約、教育研究の一貫性やそれに対する認識が希薄になるおそれがある。
- ・特になし。

- ・現状は広義の学科目制的な運用となっていると言えましょうか。学部・学科の教育研究目的に沿った教員人事が適切に行なわれるようにすることが重要であると思います。
- ・従前の「助手」を、「助教」及び「助手」に区分する学校教育法の改正を踏まえ、本学における助手等のあり方について、今後、所要の見直しを行っていく必要がある。
- ・それぞれの大学の理念・特色を生かした教育・研究の充実・発展のために教員組織編成の自由度が増すことは良いことであり、その編成は大学の責任で行われるので、当然学長や教員の質の高さが求められるという点で資質向上につながると思われる。ただ、一定水準維持のために外部評価等は不可欠である。
- ・短期大学の形態から平成16年4月、4年制大学としての形をととのえて開学、短大時代の個人的なよりあつまりを、一つの研究・教育集団へと進めるために大学開学と共に講座制をとったばかりで、未だに年弱しか経過していない。個々の教員の自立（教育・研究面）をはかるために今少しの間の統制的な形態が必要であると考えております。職制度の変更には出来れば早い時期に行うことが出来ればと考え、教員自身の研究者、教育者としての自立（律）をはかる上で大きな利益を示すのではないかと考えています。
- ・方向としては妥当と思う。ただし、教員の分野があまり社会の流行を追うようになると、教育に偏りを生じ、将来に禍根を残すこととなる。各大学の見識が問われることとなろう（評価が重要）。
- ・本学は文系1学部、理系1学部から成る小規模大学であり、また女子大学という特徴もある。大学が生きていく上で、常に全学としての視点に立つ議論が必要であり、また実際にもそれが可能である。本学はいま学科目制をとっているが、上のような意味で、今後講座/学科目制の規定がなくなったとしても、教員組織に中長期的に影響するところは少ない。
- ・本学は小規模な大学であり、教員の職の制度や講座・学科目制の見直しに係わらず、専任教員全員が教育・研究・学内行政・社会貢献すべてを多かれ少なかれ担わざるを得ず、教員の「意欲と能力」を基礎とした自己申告・自発性をもとに活動分野に濃淡をつけ、それぞれの分野で活躍できるような制度構築が必要と考える。
- ・各研究科のめざす教育・研究の選択と集中が容易になり、柔軟な人事が可能になるが、他方において、これ迄蓄積されてきたいい意味での学問的体系が軽視される懸念がある。
- ・本学においては、17年4月からの法人化により、すでに教員組織の見直しを行いました。その中で大学設置基準の規定に沿って、従来の学科目制を見直すとともに、法人独自の運用として、研究院を設置してすべての教員が所属するものとしています。今後の法改正により、本学の取組が法的に裏付けられることになり、より好ましいと思います。
- ・「講座/学科目」制の持っていた学問テーマの継承といった点については薄まる反面、社会の変化に対応できるカリキュラムの編成や若手研究者の育成に資するものとする。
- ・clearな提案であるとは思えない。
- ・教員自らが教育及び研究の枠組みを設定することになろうと考えられるがその形が実現するまでには準備段階としての取り組みが大きな課題になる。
- ・海外との整合性に重きを置いた自由な仕組みを考え易くなる。
- ・制度の見直しには、メリット、デメリットの精査と検証が必要となる。幾つかのモデル、実践例を踏まえた検討を通して制度として固める作業が必要となる。制度の一方的導入は教育と研究の乖離と齟齬を産むおそれがある。

## 〈私立大学〉

- ・薬科大学という特殊な人材養成を担う大学であるので、教員組織を「薬剤師養成教育」に絞って編成する自由が与えられると考えている。
- ・現時点ではわかりませんが、全教員が知恵を絞って適切に対処するのみです。
- ・「助教」が講義資格を持つことは、小規模大学にとっては大変望ましいことであり、「准教授」が「教授」を補佐する「助教授」という職制とは異なり、「教授」と対等に教育・研究を推進できるという意味において、より効率的な組織運営が可能になると思われる。「講座／学科目」制に関する規定削除についても、教員組織編成できるものと期待している。また、講座制度の改革については、小講座制を大講座制に改める方法もあり、本学でも今後充分に検討していきたい。
- ・より機能的な組織に改組しやすくなる。教育・研究の質、内容は良くなると考える。
- ・1. 助手と助教という改定は助手の役割を明確にすることになるが、下手をすると昇任に1つステップがふえるということになりかねない。まして、助教と講師の位置づけはあいまいである。2. 研究組織と教育組織の分離は、それぞれの大学の教育理念ともからみ大きな問題となるだろう。「専門職業人の育成」をめざす大学ではどのような組織がよいのか悩みは深い。
- ・現時点では特にコメントはありません。
- ・教員の昇格や流動性が増す。教育、研究の内容の変更も容易になるだろう。
- ・質的向上が認められる様な改革をすべきであり、そのためには研究・教育部門に必要な人材の確保が第一義と考えている。

- ・当初は若干の混乱が生じるものと思われるが、中・長期的には成果、重要度に基づいた新しい教員組織が構築されてゆくものと思われる。教育は基本的に研究（診療）と分離できないと考える。特に大学においては、優れた研究能力を持つ教員でなければ、良い教育が出来るはずがないと考える。
- ・現在、本学も含めた薬科大学は、6年制への移行期にあり、本学では一部4年制学科の存続も決めている状況で、薬学部自体の大きな変革期である所に、大学教員の職の制度の変更、講座／学科目制の廃止等の大学の大きな変革がもたらされることにより、どのような影響が及ぶかが予測不可能に近い。
- ・医科大学の特徴に鑑み、他の医科系大学と情報交換を行いながら、法改正の趣旨に則り、整備を進めていきたい。
- ・本学の一部の学部では、平成7年より講座制を段階的に廃止し、教育の系で教員を配置してきた。研究については個単位で行える様に予算配分を行って10年が経過したが、共同研究体制を組める者と、そうでない者で業績に差が出てきている。また長期の海外留学についても以前は講座内で話し合っただけで実行できていたものが、独立することにより個人の業務が大きくなり取りづらくなっている。
- ・教育、研究ともに従来の講座/学科目制の枠をこえて、機能分担、責任の明確化をおこなう。新しい教員組織を平成18年度から導入する。この改革は、中教審の方向に添っていると考えている。
- ・（１）大きな変化はないかもしれない。ただし、教員の意識改革につながることを期待する。（２）教員個々の権利意識のほうが強くなり、義務を果す力が弱まるのではないかと心配する面もある。
- ・本学は薬学部のみ単科大学であり、今回の改正が教育研究に直ちに影響するとは思えない。改正趣旨も踏まえ、本学に最も適した教員組織のあり方を検討していく。
- ・硬直化した研究・教育体制がより自由になりうることから、教員の能力発揮がより容易になり、個人個人への評価がより明確になり得る。
- ・教育機関としての責務が重視される地方私立大学にとっては、本改正により特段の影響はない。研究の質を保つ、教員組織制度を独自に確立すべきと考えている。
- ・私学にとって、「教育組織」と「研究組織」を分類することは困難であり、講座/学科目制を中心とした教育研究にせざるをえない。特に研究の効率を上げるためには講座ではない個人の研究体制では無理である。しかしながら、人事を円滑に進める上では、講座制の弊害も大きい。したがって、大講座制などを視野に入れた改革を考慮しなければならないだろう。
- ・教育及び研究においては、それぞれのグループを形成しその任に当る必要がある。従って、改正学校教育法の元にあっても、講座/学科目制に相当するグループを形成することになるが、このグループを期限付きとすることで、旧来の講座/学科目制にあった硬直化を防止することができ、時宜に応じた教育研究を実施できるものとする。
- ・１、個々人が、切磋琢磨していくことになり、教員の業績等が良くなると思われる。２、学部・学科の枠を越えて、弾力的なカリキュラム編成が可能と思われる。３、教員組織の硬直化は防ぐことになると思うが、学科の理念にそったカリキュラム編成を見失う危険性もあると思われる。
- ・現行の制度の内容の充実を図る方向で進んでいるので、上記の制度の大幅な変更について十分勉強し対処するつもりであるが、今日の段階ではわからない。
- ・講座の有する機能のうち、人材育成と人事管理については従来通り講座が中心となって教授の責任のもとに担当する。一方、教育（卒前）研究、診療については、講座の枠を越えた新しい枠組が必要となってきており、そこでは助教授や講師が責任を持って運営することが望まれる。従って、講座は存続しても、個々の教員はこれまで以上に独立性を持って教育・研究・診療の新しい枠組の中で活躍する場を持つことになる。こうした教員組織の改革は、本学の教育研究に良い影響を及ぼす可能性が高いと考えられる。
- ・講座制を解体することで責任の所在が不明確になることが懸念される。確かに教育研究の進展に応じた柔軟な組織編制は必要であると考えますが、教員人事、予算管理、教育面等において、講座もしくは、それに準じた組織の構築は必要になってくると考えます。
- ・講座／学科目制は責任者と組織は明確であるが、新しい教育や学問体系の変化に柔軟に対応できない点が問題とされてきた。そのため、新しい教育システムや学際的な研究に対応することは不適切と考えられている。講座／学科目制を廃止した場合、教員はどこに帰属し、研究を含め誰が人材育成をするのか、教育はどのようなシステムで行い誰が教育の責任をとるのかなど、解決すべき問題が多い。現在、本学では、教育は講座にとらわれないコース・ユニットを設けて、各講座の適任者を責任者に任命し（教学委員会が提案して教授会で決定）、講座の枠を超えた。
- ・本制度においては、各大学共に形態、方針、実施等に特異性があり、直ぐに改変できるとは思われない。特に医療系と文系学部混在の大学においては、各学部の統一見解から各学部的視野に立った改定が必要になると思っている。
- ・学内に周知徹底するまでに時間がかかりその間、教育運営上意思決定過程において混乱が発生すると予想される。
- ・大きな影響が及ぶことは必至であるが、法改正も含めた今後の動向を注意深く見守り、対応を検討してゆきたい。
- ・今のところ記述することがありません。



- ・現時点では、まだ中・長期的観点での具体的検討は行っていないため、教育研究の内容や質に対しての影響等については予想が難しい状況である。しかし、他大学の対応も視野に入れつつ、本学にふさわしい教員組織について、自主的、自立的に検討したいと考える。
- ・今後一年間をかけて検討する予定です。
- ・6年制薬学部薬学科だけなので講座/学科目制はとらない。
- ・歯科の学科は専門性が強く多くの学科を併任できるとは考えにくい、したがって講座を削除すると何処で何を担当するか、誰が担当できるかが曖昧になり学生への授業で欠落が生じかねない。これは人命にもかかわる事で容易に変更できるとは考えていない。教育内容と人的担当を十分吟味してからにしたいと考える。
- ・これらの問題に関しては、大学として未だ十分な論議がつくされていないので、回答できません。
- ・現時点では教育研究の内容や質について、大きな影響が及ぶとは考えられない。
- ・講座/学科目制の問題は今日の大学・大学院の在り方に強く関係する重要な問題です。したがって、十分に時間をかけて検討すべきであると考えます。モデルケースを実地し、その評価を基に議論すべきであると考えます。
- ・特に影響が及ぶと考えていない。
- ・特になし。
- ・大学教員の職の制度変更に関しては、現行の方が適切と考えられるので影響はない。ただし、変更される制度が広く定着するようであれば、検討を要するかもしれない。・講座／学科目制に関する削除については、この制度をとっていないので影響はない。
- ・これまでの大学の歴史的背景や現在の教育組織によって影響は異なると思われる（本学は影響ないし）講座制の功罪も一元的に論じることができない。旧帝大、旧官立大、等の歴史性とコンテキストの違いを考慮に入れて考えないといけない
- ・講座／学科目制をとっていないので当面本学の教員組織には直接の影響はない。
- ・教育組織には専任教員は学部の形で、全員所属している。但し、研究組織（研究所、学術センターなど）は全て兼担で研究に従事している。
- ・教員の職の制度は「専任講師」を「助教」とおきかえるかの検討している段階では今までと余り変わらないので影響はないと思う。
- ・今回の制度改正は、主に国立大学を主眼にしていると思われる。ただ、若手教員の活躍による大学全体の教育研究への活性化策は、本学も意図している方向性であり、今後の方向性に注目したい。
- ・本学では、「講座／学科目」制による教員組織を編成していないため大学設置基準の改正により、「講座／学科目」制の規定を削除された場合も影響がないし、その方が今後の教育課程の再編等のためには良いと考える。
- ・カリキュラム改革の自由度が増加し、教育課程の個性化や改善が行いやすくなる。
- ・何らかの影響が及ぶであろうが、現時点では不明である。
- ・現在殆どの大学で講座制は名目上の制度になっていると考えられます。従って講座制が制度上廃止されても、実質的な影響は大きくないでしょう。
- ・本学への影響はないと考えている。
- ・ある程度の影響があると予想される。ことに助手についての影響に注目している。
- ・今回の講座/学科目制の削除は、国立大学法人がより柔軟に機能できることを目的とした改正であるといえる。本学としては従来の組織体制のまま、教育・研究・運営に対し、各教員が役割を持ち、その責任を果たしていくべきであると考え。今後、大学教員は教育か研究かのいずれかに二分されているということが常識とならないことを期待する。
- ・本学は私立大学であり、新制大学以降も狭義の「講座／学科目制」を採用しておらず、又いわゆる教養学部をも設置したことはない。従って、今回の改正での影響は、職制の名称（助教。准教授、教授）と助教への任期制の導入にしても、本学のみでその本格的導入は困難であるため、任期制を視野に入れながらも弾力的な運用が可能な制度の導入に向けて検討中である。
- ・特段ありません。
- ・学科を越えた学部としての広い領域で学生のカリキュラムの幅も広がり、教員同士の刺激も生まれ、学内が活性化すると考えられる。
- ・基本的には大きな影響がないと考える。ただ、新たに位置づけられる准教授、助教については、処遇と役割分担について議論をつめる必要を痛感している。
- ・教育組織と研究組織の分離は教育研究が多様化、複雑化する中で、より発展的な教育研究を遂行する為の手段として、他大学においても実施・検討されており、本学として検討するに値すると考えている。しかし、組織を改編したからと言って、教育研究が飛躍的に向上するとも考え難いので、時間をかけて検討したい。
- ・学校教育法の改正により、大学教員の職の制度に大幅な変更がされた場合においても、大きな影響はないと思われる。ただし、影響が認められた場合は、迅速に検討する。



- ・ 本学は講座制/学科目制をしていないので、直接、今回の大学設置基準の改正により、影響を受けることはないが、この改正は、従来の専門分野に与える影響はかなり大きいものとなることは必然である。今後の高等教育機関、特に専門分野における講座制/学科目制の廃止は、新たな研究活性化につながり、また世界における日本の高等教育機関の質も高まるものと考ええる。
- ・ 研究者の流動化が進むものと予想します。 ・若手研究者の育成の視点が強化されるものと予想します。
- ・ なし。
- ・ 仮に講座/学科目制に関する規定が削除されたとしても、本学は学科単位で教育・研究を実施するので大勢として大きな影響はない。
- ・ 講座/学科目制に関する規定の削除が、本学の教員組織に大きな影響を与えるということは、さし当たり想定されない。ただ、一般論としては、とりわけ国立大学法人における教育組織を柔軟化し、教育組織と研究組織の分離策を通じて、わが国の教育・研究にプラスの効果をもたらさうと思われる。
- ・ 大学教員の職の制度の変更について、問 1（5）の「新規採用・昇格その 1」で示したような方策を、任期制と組み合わせて採用することにより、専任教員の質について、制度的に（少なくとも 1 回は）スクリーニングできる（不適格であることが判明した専任教員を継続して採用しないことができる）というメリットがあろう。また、学科目制の廃止により、より柔軟なカリキュラム構成と人的配置が容易になろうが、人文社会科学系学部においては、適宜・適切に「教育上必要な学科目」を見直し、それをカリキュラムに反映させることにより、ある程度は時代の流れに対応できるのかもしれない。
- ・ 教育を主体とする本学においては、現行の教授・助教授・助手の職位は大きな意味を持っていない。授業科目担当能力がある教員であれば、教員として大きな差は認めがたい。但し、教員任用に任期制を導入した場合、職務と名称の区分をする必要があり、本学でも検討中である。また、教育組織と研究組織の区分については、カリキュラム編成や教育システムのあり方と深く関わるので、近い将来導入を検討する必要があると考えている。
- ・ 特になし。
- ・ 本学の教員組織に大きな影響があるとは思えない。また、教育研究の質・内容・実践等に関して、より柔軟な対応が可能となるとと思われる。
- ・ 特になし。
- ・ 特に大きな影響はないと考えている。
- ・ 大きく変化するとは考えられない。
- ・ 本学は開学以来、講座／学科目制を採っておらず、従って、今回の大学制度の改正が、中・長期的に本学の教員組織に大きな影響は無いものと認識しています。むしろ、改正後の制度が本学の現行制度に近づいたものと思います。とは申しながら、本学でも更に努力を重ね、理念実現の為の教員組織の在り方を研究・実施していきます。
- ・ 一つの枠組みを変えることとなるので、全学的に目的意識・目標を明確にした上で、意志、意識の統一を図りながら進める必要があると思われる。学科・講座間の枠がなくなり柔軟なシステムが可能となる半面、全体的な調和、バランスのとり方が新たな問題となるように思われる。
- ・ 本学の場合には、これらの改革が直接に影響するところは大きいとは思われないが、これらの改革によって、講座制をとっていた大学とりわけ国立大学の改革が加速され、大学の教育研究組織の新しいあり方がひろがることによる影響があると思われる。その意味で、各大学の動向に注意をはらう必要がある。
- ・ 学部・学科教員の教育組織としての再編により、教育力の組織的増強を図ることが可能となろう。又、学生数・学生のニーズにも柔軟に対応できるであろうし、特に修学基礎教育やキャリア教育にも総合的に対応することが可能となる。一方、研究面においても、学際領域や社会的ニーズに応じた開発・開拓的な研究への対応に途が開けるように思う。教員と教育の質の保証への良い影響を期待したい。
- ・ 本学では学科目制をそのまま存続させる予定であり、制度の改正が本学の教員組織にあたえる影響は少ないと考えられる。 教育研究の内容や質については、機会の均等化と競争が促されることによって、より質の高く柔軟なものが期待出来ると予想する。しかしながら、この審議は文部科学省中央教育審議会において、議論されており、これが厚生労働省における管理栄養士等の指定養成施設の指針との関係に反映されているものであるか、慎重に考える必要がある。例えば指針では助手についての配置基準があり、これまでの助手の扱いについて、簡単に助教と助手に分けることは難しいと考える。
- ・ 各大学の教育理念を実現させるためにカリキュラムを構築し、そのカリキュラムに則った効果的な教育を実践するために教員組織を構築していくことが可能になると考える。
- ・ 本学としては特に影響がないように思う。
- ・ 本学の教員はこれまでも細分化された講座/学科に所属せず、各学部所属し、人事管理は各学部長が行っているため「講座/学科目」の規定削除は特に影響はない。教員の職の変更については今後若手教員の研究意欲向上に資するものと思われる。

- ・これまで「教授」「助教授」「講師」という職制をとってきた本学においても、それぞれの職制を見直すといった抜本的な制度改革の契機ととらえ、教員資格審査基準をはじめ、諸規定の見直しを進めていきたいと考えている。なお、本学は講座制・学科目制は採用しておらず、この点の影響はないものと思われる。実際の組織編制には時間を要するが、例えば「テニユア制」の採用、教員流動化策の一環としての任期付教員制度の充実等を組み込んだ改革とすることで、長期的な観点から見れば柔軟な教員組織編制にしていくことも考えられ、それによる教育効果や研究促進効果も十分に期待できよう。
- ・教育、研究の高度化に向け、いかなる教員組織が適切であるか目下検討中である。
- ・特になし。
- ・本学は講座制をとっておらず、影響はない。
- ・特に大きな影響はないと考える。
- ・慎重に議論をすすめるべきで、制度上の変更がどのように研究・教育に影響するのが心配です。
- ・講座/学科目制を採用していないため、特に影響があるとは、思われない。
- ・大学が教育研究上の目的を達成し、更なる個性・特色化を図るためには、大学教員の役割分担と連携の組織的な体制を確立していかなければならないと考える。このことから、本学においても、今後教育組織と研究組織のあり方そのものの検討がなされるものと予想される。将来的に組織上両者の分離が、本学の実情に即したものであるかも含め充分に検討することが必要となる。
- ・研究の自由は保障しなければならないが、管理責任は大学にある。講座/学科目制の規定を削除することで、大学・学部独自の基本的学習まで影響されないように配慮する必要がある。しっかりした研究の上に教育がある。
- ・これまでの伝統的な教員組織は、改革が必要な時期にきていると認識している。ただしどのような組織にすべきかは今少し時間をかけて検討していきたい。教員組織が変わるのであれば、当然教育研究の質も変化すると認識している。
- ・本学は、講座/学科目制を採用していないので、影響しない。

## 学部調査

## 7 頁 問 1. (5)

## 【人文・教育（教育学）・国際】

## 〈国立大学〉

- ・学位等の資格取得後は、普及は速やかに准教授に昇任していた。
- ・従来のまま。
- ・未検討である。個人的な意見としてポストとしては廃止して准教授とするが、職位としては残すのが望ましい。
- ・本研究科では、専任講師は一時的臨時的なものであり、特段の対応は考えていない。
- ・既存の教員採用の申し合わせに従い、助教授採用の人事で年齢・業績上、助教授の条件に達しない者を採用することになった場合に、専任講師として採用し、1～2年以内に、業績の追加を待って、助教授に昇任する選考を行なうことになる（制度変更を検討していない）。
- ・現在は留学生担当教員を講師を前提に採用しているので問題はないが、今後他のポストと同様昇進できるような形を検討していく必要があると考える。
- ・該当せず。
- ・原則として准教授へ昇任させる方向で考えるが、学内の動向を見ながら慎重に判断したい。
- ・職位上は、講師を助教として取り扱う可能性が高い。
- ・研究業績や教育経験という観点から、現行では助教授とするに必ずしも十分ではない場合、専任講師として位置付けられてきたが、実際上は、助教授と研究・教育活動の両面において差があるわけではない。従って准教授として新制度の中では位置づけられるべきと考えます。
- ・検討していない。
- ・このポストを置く必然性は小さいと考える。
- ・何の検討も行っていない。
- ・未定です。4 月中に全学で決定する予定です。
- ・当面は「講師」として位置づける他ないと考えている。
- ・現在は、まだ検討に着手していない。

## 〈公立大学〉

- ・現行の専任講師を助教とするのが望ましいと考えている。したがって学部内には講師の職はなくなる。
- ・まだ検討に入っていないが、年齢、経歴にしたがって准教授あるいは助教に位置づけられよう。
- ・現時点では具体的に検討していない。
- ・現在のところ未検討。
- ・これまでと同様に位置づける。
- ・未検討。
- ・専任講師として残す。
- ・学内では未だ論議されていない。
- ・専任講師を准教授に相当する者と、助教に相当する者に分ける。

## 〈私立大学〉

- ・具体的検討には入っていない。
- ・未検討。
- ・現時点では未定。
- ・講師(専任講師)は授業担当者であるので、業績にもよるが、准教授枠に移行させることになるかと予想される。
- ・まだ検討していない。
- ・検討したことがない。
- ・未定。
- ・「助教」を設けずこれまでの「専任講師」を維持する。
- ・現時点では検討していない。
- ・今後検討する予定であり、現時点では未定。
- ・現在、検討中。
- ・多分、廃止。
- ・全学的に検討を始めています。

- ・准教授、教授へと昇格する前段階と位置づけている。
- ・専任講師は教育研究能力において資質の高い人材を登用してきたので当然准教授の身分として扱う。
- ・未定。
- ・現在のところ、学内では未検討。
- ・まだ検討に着手していない。
- ・未検討。
- ・この件は未検討です(学部長間の非公式な話し合いでは、准教授は従来の助教授の上級、助教は従来の助教授の下級に対応させ、専任講師はそのまま残して、教授、准教授、助教、専任講師、助手のような職位になるのではないかと、実のところやや混乱困惑した推測をしております)。
- ・未定。私見では、米国式のテニユー制の導入も考えられる。
- ・今後の検討課題として位置づけている。助教と専任講師は一定の整理が必要である。
- ・一定期間内における研究・業績を考慮して准教授とする。
- ・未検討なれど、教員のキャリア・パスにおいては「准教授」と「助教」の中間に位置づけられることになるかと推測される。
- ・今回の教員組織を「教授」、「准教授」、「助教」にするという制度改革は、若手研究者の教育・研究の一層の活性化を目的としたもので、従前の教授、助教授、講師、助手といった階層性を希薄に、教育・研究という面で同質性を担保したものである。学校教育法第58条第1項では「大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。」と規定されており、極論を言えば、組織的には、学長、教授、事務職員のみでよいことになる。したがって、この法律の立法精神に鑑み、かつ職務の同質性は認めることとするが、一方、個別私立大学においては、経験・業績等を勘案し、階層性を認めることも必要であろう。しかし、現在のように「助教授」と「専任講師」とに分ける必要はなく、この二つの職は、「准教授」としてまとめるのが至当と考える。本学としては、現時点で、この件未定であるが、あくまでも個人的な見解であることを申し添えておく。
- ・従来の「専任講師」は、助教授、教授へつながるキャリアパスの一段階に位置づけられている。この点を前提に、次のような処遇が考えられる。
  - 現在在籍している「専任講師」については、そのまま、准教授へつながるキャリアパスの一段階にあるものとして処遇する。
  - 新規採用・昇格その1 1. 助教授、教授へつながるキャリアパスの一段階に位置づけられるものとしての専任講師制度を廃止し、従来の「専任講師」に該当するものは「助教(assistant professor)」として採用する。 2. 助手のうち、自ら教育研究を行うことを主たる任務とするものを一定の手続きを経て「助教(assistant professor)」に昇格させ、もっぱら教育研究の補助を主たる任務とするものをそのまま「助手(assistant)」とする。 3. 学校教育法上の「講師(lecturer)」は、非常勤の講師のみとする。
  - 新規採用・昇格その2 1. 助教授、教授へつながるキャリアパスの一段階に位置づけられるものとしての「専任講師(assistant professor)」を存続させ、「助教(lecturer)」との間に位置づける。 2. 助手のうち、自ら教育研究を行うことを主たる任務とするものを、一定の手続きを経て「助教(lecturer)」に昇格させ、もっぱら教育研究の補助を主たる任務とするものをそのまま「助手(assistant)」とする。 3. 学校教育法上の「講師」は、専任と非常勤の講師が存在することになる。
- ・「准教授」を「助教授」相当と考え、従事的方式で昇格等を考える。
- ・未検討(准教授とも助教とも、専任講師は異なると思っている)。
- ・現行どおりとする。
- ・「助教」に該当させる。
- ・現時点では、未定。
- ・未だ検討の段階に至っておりません。私見では、任用時、学位保持者を准教授に、それ以外を助教とする形で、次第に解消してはと、存じます。
- ・専任講師を一定の基準で審査し、助教と助手とに位置づける。
- ・助教は教授会メンバーにはなれないので、若手教員として専任講師の地位は必要と考えている。
- ・平成19年度から、学部改組を予定しているが、教員組織の問題、制度改革については、今後の課題となっていて、着手していない。
- ・「専任講師」は、「助教」にするが、業績などによっては「准教授」とする。
- ・「准教授」または、「助教」に振り分ける。ただし、専任講師は任期制(5年間)なので、任期未達の者は、研究業績、教育業績等を審査して、上述のように「准教授」または「助教」に振り分ける。また、任期到来の者は、審査のうえ合格すれば「准教授」とする。不合格の者は、少なくとも教育職員としては再任しない。
- ・目下検討中(私個人の考えではこの職名は残した方がよい。アメリカの assistant professor に相当するから。助教はTeaching Assistant に相当すると思う)。
- ・講師には「専任」、「非常勤」とあり、制度改革が定着するまで「講師」という名称を使用したい。
- ・准教授、助教の基準に照らし合わせ、移行の予定である。
- ・未定。
- ・現在、助教に相当する機能を果たしているので、専任講師は原則として助教に移行させたい。ただし大学全体の方針はまだ決定されていない段階であり、学部の希望が実現するかどうかは予想できない。

- ・講師は、専任、非常勤の区別があいまいなので准教授にする方向。

## 【教育（教員養成）】

### 〈国立大学〉

- ・現時点では未定。
- ・現在検討中。
- ・現行どおり。
- ・助教という制度はあいまい。講師はなるべく准教授として処遇したい。
- ・まだ全く検討していないが、准教授に移すべきと考える。
- ・存続させる。
- ・検討を行っていないが、専任講師を准教授として処遇することに賛成である。
- ・未定。
- ・特に検討していない。
- ・該当なし。
- ・まだ検討していない(個人的には「助教」でよいかと思っている)。
- ・未検討。
- ・専任講師をおいてない(教育学部)(平成18年4月1日～)。
- ・専任講師は原則として「准教授」に位置づけるのが望ましいと考えているが、検討はこれからである。
- ・まだ検討していない。
- ・詳細については未定だが、職務内容を検討し対応したい。全学的な検討が開始されることになっている。
- ・今後、大学全体で鋭意検討する予定である。
- ・現在のところ、未検討である。
- ・基本的には「助教」の方向で検討する。
- ・具体的には検討していないが「助教」でいいと考えている。
- ・現在は未定。
- ・専任講師は元来、助教授(准教授)に至るまでの臨時的職階であり、改正案では准教授の審査にかけることになるかと考える。

### 〈私立大学〉

- ・従前通り。
- ・未定。
- ・未検討。
- ・年齢や、教育経験年数等の差によって、助教授とは異なる位置づけをおこなってきたが、助手が助教とされ、教育により深く関わるのであれば、専任講師を廃止し、准教授に昇格させるべきだ。但し、本学に助手が設けられていないことを考慮すれば、専任講師を残す方が都合がよいように思われる。
- ・教員の研究業績、教育活動業績を調べ、(教員資格審査委員会で)「准教授」とするか「助教」とするかを判定していきたい、と考えている。

## 【社会・情報（文系）】

### 〈国立大学〉

- ・新たな制度についてまだ議論していないので、「専任講師」をおく。
- ・現在、助教授で採用するには教育経験年数が不足し、年齢が若い場合に専任講師として採用している。制度改正に伴う措置については、まだ検討していない。

### 〈公立大学〉

- ・まだ検討していない。
- ・当面、従来どおりとなります。
- ・現時点では、未定。
- ・専任講師の職は置いていますが、定員はありません。従来は助教授の定員で講師としていました。教授、准教授、助教、助手という形にするなら、今後、講師は、講義に選任する職として置くことも考えられる。まだ、議論していない。

### 〈私立大学〉

- ・未検討。しかし現行制度で支障はない。
- ・現在講師がいまないので、少し検討に時間がかかると考えられます。



- ・まだ検討していません。全学で検討される課題になると考えています。
- ・本大学全体としての問題であり、未検討である。
- ・検討に入るための資料提示の段階でとどまっており、具体的な検討は行っていない。
- ・現在検討中であり、対応は未定。
- ・現在、大学で検討中。
- ・未定。
- ・未定。
- ・今回の学校教育法の改正において、教員組織を「教授」、「准教授」、「助教」にするというのは、若手研究者の教育・研究の一層の活性化を目的にしたものである。又、学校教育法第58条第1項の後段では「・・・ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。」と規定されている。裏返せば、教授のみでよいことになる。しかし、私立大学の多くがそうであるように、本学においても、経験・業績等を勘案し、教授、助教授、講師、助手の職を設けている。ついては、今回の法改正の精神、本学の事情にかんがみ、教員の職を「教授」、「准教授」、「助教」に分け、「准教授」の職は、現在の助教授と専任講師の職をまとめるかたちがいいのではないかと思う。
- ・未検討。
- ・現行どおりとする。
- ・学部単位で検討する問題ではなく全学的な問題であるが、現在のところは未だ具体的な検討の動きはない。

## 【法・経・商】

### 〈国立大学〉

- ・未検討。
- ・専任講師として採用を継続する。准教授への昇格を行なう。
- ・問1(3)の回答を参照して下さい。
- ・専任講師はおいていない。
- ・未定ではあるが「助教」は研究助手、「准教授」は助教授に対応すると考えると、専任講師は准教授として処遇するのが適当ではないか。
- ・現時点では特に検討していない。
- ・准教授と助教の間にある職位として引き続き運用する余地を残しておきたいと考えております。
- ・現時点では未定。
- ・(1)講師の身分にとどめおく、(2)准教授に移行させる、の両様の処遇を考えている。
- ・従前通り、「助教」と「准教授」の中間にある者として処遇したい。
- ・現時点では、検討に至っていない。
- ・未定。
- ・未だ、検討していない。留学生担当の専任講師のみをおいているので、その職務内容の見直しを含めた検討が必要となろう。
- ・全学的には、「専任講師」を置かない方向で検討が進められているが、法学部では、例外的に任期付きで採用することを考えている。
- ・講座制度は廃止し、准教授にする。
- ・当学部では専任講師を博士課程修了者を新規採用する職として広く活用しており、今後も同様の扱いとしたい。なお、通常、専任講師任用期間は1～2年である。
- ・特に検討されたことはない。個人の意見としては専任講師は「准教授」としてよいと考えます。
- ・専任講師については、准教授とするか助教とするかはこれから検討を進める予定である。
- ・未検討。
- ・「助教」という処遇になると思いますが、まだフォーマルには検討していません。
- ・とくに見直しを考えていない。
- ・これまでと同様に考えている。
- ・特に検討は行っていない。
- ・本学部には、教授、助教授、講師、助手の職位があり、助手には教員として一定の基準で採用した助手と所謂「事務助手」の2種類の助手が存在している。前者の助手を「助教」とするならば、専任講師は、「准教授」とせざるをえないだろう。ただし、助手を現行のままにして、専任講師を「助教」とする場合も考えられる。しかし、現行の専任講師の業務を考慮すれば、「准教授」とすることが妥当だと思われる。結論は、教員組織のあり方について十分な検討を踏まえ、出すべきであると思われる。

### 〈公立大学〉

- ・研究能力や年齢などを考慮し、所定の手続を経て、「助教」あるいは「准教授」に移行させることが望ましいと考える。
- ・未定。
- ・何も具体的に検討していない。1年後に独立行政法人化し、人事に関しては学部以外の組織が検討するものと考えている。

- ・現在の専任講師については、准教授への昇任に伴って廃止する方向で検討する。
- ・現在、全く検討していない。

## 〈私立大学〉

- ・准教授に移行させることを想定しています。
- ・未定。
- ・現在の制度でいう助教授が准教授に、専任講師が助教に名称変更したものと考えている。
- ・検討中であり、具体的には未定である。
- ・現時点では検討していません。今後の検討課題です。
- ・未定。
- ・廃止の方向です。
- ・全学的に検討することとなるが、本学部においては、専任講師は現状のままと考える。
- ・そのまま「専任講師」で続けていく。又は、必要に応じて(「専任講師」をなくす方向ならば)「助教」ということになる。
- ・現在検討中です。助教扱いとされる可能性が高いが、学部単独で決定できることではない。
- ・まだ検討していない。
- ・まだ、具体的な検討および結論には至っていません。
- ・従来どおりに運用したい。
- ・具体的には学部として審議していない。
- ・現時点では未定である。
- ・現時点では、未定。
- ・未定。
- ・「専任講師」はそのまま「専任講師」とする。
- ・現時点で同職はおらず、問題は生じない。
- ・大学内あるいは学部内でまとまった議論をしていない。個人的には、「准教授」に吸収されればいいのではと考えている。
- ・未定。
- ・現時点では未定だが、個人的には「助教」か。
- ・現時点では未定。
- ・教授・准教授・専任講師・助教は独立して教育・研究に従事する。終身雇用を保障する。助手は教育・研究の補助者。
- ・専任講師は現実にはテニユアをもっているものであるから、現行を維持する方が望ましい。
- ・学部単独でその処遇を決定する事項ではなく、未だ検討しておりません。
- ・専任講師への処遇については、まだ結論が出ていない。
- ・キャリアの高い者を准教授とし、低い者を助教というように二分して適用することが望ましいと考える。
- ・専任講師と同じ位置で「助教」を考えることになる。
- ・現在検討はしていない。「専任講師」をそのまま残すことも考えている。
- ・具体的に検討していない。
- ・現時点では未定であるが、准教授と助教に分けて移行させる。
- ・現在専任講師職にあるスタッフについては、准教授に承認するまでは現在の呼称を用いる。なお、テニユアは保障する。新規に雇用されるスタッフについては、呼称を「助教」に統一する。
- ・職歴、学籍などを勘案して、准教授か助教か分けていく。
- ・「准教授」もしくは「助教」の制度が学内(全学)的に設けられた場合、これに従う。
- ・「専任講師」は経済学部では「准教授」として処遇するのが適当であろうと判断しております。
- ・未検討。
- ・検討していない。
- ・今後の検討課題として位置付けている。助手と専任講師は一定の整理が必要である。
- ・(3)の5に同じ。
- ・学内的には講師を存続させ、学内の教員審査基準に基づいて、准教授への昇格を図っていく。講師については文部科学省等への届出では准教授として扱っていく予定。また、今後の教員人事においては、講師待遇での採用は行わない。
- ・まだ十分な検討がなされていないため、現時点では未定です。
- ・あくまでも個人的見解であるが、「専任講師」をそのまま「准教授」に移行することは考えていない。
- ・専任講師の職は廃止し、これに代えて助教の職を置く。現行の専任講師のうち、准教授の基準に該当する者は、准教授の資格を与える。
- ・現時点では未定。
- ・特に議論されていない。

- ・専任講師を助教に合わせてもいいと思われる。
- ・(3)の5に同じ。
- ・現行どおりとする。
- ・若手採用時の最初の段階であり、その後の業績により、助教授、教授と昇格するもの。
- ・現在まだ学内での議論は進んでいないが、私見では、「助教」に移行すべきであるとする。
- ・今後の議論を待つ。
- ・専任講師については、これまで同様准教授の下に位置をもつ大学教師の一人として遇する。
- ・原則として専任講師は、准教授とする。任期制の講師は助教に該当する。
- ・学内業績、研究業績、勤務年数により、助教とするに相応しい者と、そうでない者とに分れる。後者についての処遇は未定である。
- ・現時点では未定。
- ・准教授に転換する。
- ・まだ検討にはいっていない。「専任講師」を助教と位置づけ、准教授、教授へつながる一段階と位置づけるのか良いのかなと思う。
- ・現在在職中の「専任講師」は「助教授」に組みこまれることになると思われる。

## 【理・工・農・水・情報（理系）】

### 〈国立大学〉

- ・学部として「専任講師」の処遇については、未だ検討していないが、「准教授」とするか「助教」とするかは一定の基準を設ける必要があると思われる。
- ・未定。
- ・未定ですが、廃止を検討することになると考えてます。
- ・助教に変える方向。
- ・未検討。
- ・准教授への昇格の方向で検討したい。
- ・現在、本省指定の講師1名席は別として、助教授枠を流用した講師枠をできるだけ少なくしたい。
- ・基本的に講師は、置かないことにしているが、都合上やむを得ず、講師を置く場合は現状のままとする。
- ・検討中である。
- ・現在の専任講師は(本研究科では)、特定の研究分野および職務(情報環境整備や環境衛生安全保持など)を目的として任用している者と、助教授につぐ職として任用している者がある。後者については、准教授か助教のいずれかに振り分けることが出来るが、前者については扱いに困る。助手-助教-准助教-教授という Track 以外の職が欲しいところである。
- ・教育研究の実績に対応して、「専任講師」が適切であるかを検討する。
- ・専任講師はもともと助教授ポストなので、資格のあるものは准教授(助教授)に昇任させる。「専任講師」をなくす方向としたい。
- ・現在の専任講師は、准教授に相当する仕事をし、また、能力を有しているため、原則として准教授にさせることを計画している。
- ・現在の専任講師がその任務を解消するまで置くが、出来る限り准教授に昇格させる。
- ・「助教」を2～4年勤め、「准教授」に昇格させる。
- ・未だ検討していない。
- ・助教に移行。
- ・本学部には助教授定員を使用した講師が2名いるが、大学として「専任講師」をどう処遇するかは未検討であるため、本学部でも検討していない。
- ・専任講師は外国人留学生担当として位置づけてある。
- ・専任講師は例外的な場合を除いて置かない。
- ・検討中。
- ・未定ですが「准教授」と「助教」の間に置くものと考えます。
- ・学部内の諸事情により、直ちに専任講師職を廃止するわけにはいけないので、新しい職制の落ち着き方を見て決めたい。
- ・本学では大規模の人事制度改革を企画しており、定員を廃止してポイント制に移行するので、時間の経過によって「専任講師」はいなくなると予想している。
- ・学部に設けられている講師は、留学生担当という職務に限定されているので、変更することは考えていない。
- ・講師→助教がはっきりするという印象。ただし現の講師の反対が大きいと予想される。
- ・現時点では未定。
- ・助教又は准教授に、業績によって位置付ける。
- ・准教授にする方向で検討中。
- ・専任講師は准教授または助教にするのが適当と思われる。
- ・准教授または助教にケース・バイ・ケースで振り替えることが基本であるが、現状では准教授への振り替えとなるだろう。

- ・講師の処遇については、まだ十分検討されていない。
- ・学内での検討は行っていないが、私の個人的な意見としては若手の専任講師は助教と位置づけ、企業等において実務経験のある年輩の教員を雇用するのに専任講師とするのが良いと思う。
- ・未定。
- ・無くす。
- ・大学本部の方針に従う。
- ・現在、大学として教員制度のあり方について検討中であり、学部としてはそれを踏まえて検討する予定である。
- ・助教授と助手の間に位置する職階と位置づけていたため、助教授(准教授)の資格要件を満たした時点で准教授へと昇任させる。
- ・専任講師(定員1)は、准教授として処遇する予定。
- ・私たちの学部では、原則的に学内の「専任講師」は考えていない。現在助手でもDrを有することを前提に考えているが、以前は講義をしてもらうため、Drを有さない助教授として「講師」の職を利用していた。
- ・まだ検討はしていない。●●大学の方針が示された後検討に入る。
- ・検討中。
- ・段階的に解消(専任講師ポストの准教授化)。
- ・もともと講師としての位置づけは不明確であり、准教授を処遇することが適切である。
- ・現在、専任講師は助教授と助手の間にあり、助教授に近い存在と位置づけられている。准教授・助教の設置後は、新たな専任講師の任用は行わず、在職者は業績等の条件を満足した時点で准教授に移行させる。
- ・専任講師独自のポストは無く、助教授ポストを準用している。今後の処遇は未検討である。
- ・検討中。
- ・助教授に昇任させる(一名のみであるため、当分は業績を見る)。
- ・当面並存するとしても審査の上、順次助教ないしは准教授に移行すると考えられる。
- ・基本的には専任講師はなくす方向でいるが、准教授として捉える場合は、その方向で、むずかしい場合は、さらに検討する。
- ・特には検討していない。
- ・従来から、優れた能力を有するが、教育経験がやや不十分と判断される若い研究者(博士課程終了後数年以内で助手を経験していないものなど)を講師として採用することがある。現在でも事例は少なく、今後さらに減少すると判断されるが、それなりの意義があるので当面、講師の職を置く。
- ・専任講師の位置づけと扱いについて十分な検討はなされていないが、留学生担当など特別な場合を除き、准教授か助教に振り分けることになるのではないかと考えている。
- ・現行制度においても専任講師を置く場合は助教授にほぼ準じる地位としているため、新制度が設けられた場合も准教授として扱う方向になる。
- ・本学部(研究科)では、助教授ポストを使用して専任講師の職についている教員が少数存在する。これらの講師は早急に助教授としての資格を取得し、助教授に昇任すべきであり、「教員の職」に関する制度改革が実施される前にできるだけ講師をなくすべきと考えている。
- ・従来から助手(新しい「助教」にあたると考えていた)と助教授(新しい「准教授」に当たると考えていた)の間の一時的な職階としてきたので、処遇が大きく変わることはない。
- ・業績に応じて助教以上にシフトする。
- ・今後の検討課題である。
- ・本学部では専任講師を業績やキャリアからみて助手以上助教授未満と位置づけて運用してきたので、講師という職階がなくなることに関心している。結局、助教を講師に代わるものと位置づけることになるように思う。
- ・一応、そのまま残す。
- ・専任講師は、准教授、助教のどちらかに、振り分けていくべきであろう。
- ・准教授に移行させたい。
- ・現時点では未定。
- ・「専任講師」＝「助教」と考えるが、前述したように「助教」呼称については再考要。「講師」には人格がある。
- ・学内の「専任講師」は、基本的には「准教授」に順ずる取り扱いとするが、できれば「准教授」と「助教」の中間職として、当分の間は運営したいと考えている。
- ・専任講師の職は置いておりません。
- ・まだ検討していないが、なくす方向になるであろう。
- ・准教授として処遇する方向で検討を進める。
- ・准教授として処遇する。
- ・専任講師の職はありますが、その職に付いている者がいないこともあり、未だ議論していません。

#### 〈公立大学〉

- ・研究科内部での議論は充分にはなされていないが、実績のある「学内講師」は「准教授」に、実績の劣る「学内講師」は「助教」とするのが妥当

と考えている。

- ・移行期の措置として、当面准教授とするが、今後は専任講師はつくらない。
- ・研究業績、教育キャリア、年齢等を考慮して、「准教授」あるいは「助教」とする。
- ・検討を開始していない。
- ・既に内部的には、教授、准教授、研究員という職階で運営しているため、専任講師や助手に関するこうした設問には答えにくい。
- ・当学部では講師と助手には任期制の雇用対象となっており、単に4段階への移行に留まらず、任期制とその期間等に関し、目下検討中で、夏頃までには成案を見る予定である。
- ・将来的にはなくす方向で検討すべきである。
- ・准教授として処遇し、学部教育と共に大学院担当教員として活性化を図りたい。
- ・未検討。
- ・現在検討中。

#### 〈私立大学〉

- ・私学においては旧称 助手-講師-助教授-教授のキャリアパスは確立したものがあり、新たな名称においても助教と准教授の間に位置するキャリアとして考えるべきである。
- ・現在検討中であり、結論を得ていない。
- ・専任講師→助教。
- ・検討していない。
- ・検討していない。
- ・この件に関して、まだ「議題」として検討したことはない。
- ・現行のまま存続させる。
- ・現行のまま存続させる。
- ・当面、制度として存続する予定。
- ・専任講師制廃止の方向で検討中。
- ・専任講師の職を置いています但现在は●●学部には居ません。
- ・未検討。
- ・未定。
- ・未定。
- ・これから検討する。
- ・組織的な検討は行っていますが、本学では、多くの若手人事で専任講師を経るのが慣例になっていて、これを改めるべしとの声は、表には出ておりません。個人的には、不要のステップであり、改善すべきであると考えています。
- ・状況に応じて准教授、教授へと進む従来の位置づけのままとする方向で考えている。
- ・専任講師はこれまで同様テニユアとして扱う。すなわちほとんどの専任講師を「助教」に位置づける。他に、テニユアトラックとして客員講師（任期付若手客員講師）の位置づけを検討している。
- ・本学に於いては教員の教育並びに研究上の能力を段階的に向上させる必要性から、今後も「専任講師」を置く。
- ・これまでの業績をみた上で判断する。
- ・そのままの処遇です。定められた年月以上かつ業績(研究・教育)をあげた者は助教授に昇任させています。
- ・大学全体の制度の中で検討されるだろう。
- ・現在全学的に検討中です。
- ・専任講師については、「准教授」と「助教」の中間の職と考えているが、その職務内容等を整理し、どのように位置づけるかが今後の課題である。
- ・変更する予定はない。
- ・未検討。
- ・未だ検討していません。
- ・「専任講師」は「助教」に移行させる。
- ・専任講師の位置づけはすでにあいまいとなっている。専任講師は准教授に統一することを原則として、改めて助教の位置づけを維持するの  
が妥当ではないかと考える。
- ・まだ検討されておりません。
- ・現時点で専任講師の処遇について検討する気運がない。多分専任講師のポストは残っていくであろう。
- ・当面は現行のまま。
- ・業績・実績が一定レベルに達しているものは准教授とするが、達していない場合、助教とする。ただし、この場合、助教という名称に問題がある  
う。



## 【医・歯・獣医】

### 〈国立大学〉

- ・専任講師を准教授として処遇することを考慮する。
- ・専任講師は残るものと理解している。教育を担当する若手教員としての講師の職階を残し、給与面においても准教授と助教との間の待遇を与えるべきであると考える。
- ・具体的な処遇については、専門の委員会を設置して検討することとしている。
- ・「准教授」もしくは「助教」のいずれかで処遇する。
- ・現在そのまま存続予定(専任講師は、附属病院の教員に付与されている)。
- ・検討中。
- ・未定。
- ・専任講師として継続したい。
- ・講師の職名は廃止したいと考える。
- ・准教授と助教に分けて移行させる。
- ・新たな職制を文科省が導入するなら、「講師」の立場を説明する責任は文科省にある。現状では「講師」は「准教授」に相当すると理解しており、その財政上の措置を要求したい。
- ・現状では特に病院に於いて必要な地位と考えている。
- ・「助教」と「准教授」に振り分けてゆく。業績並びに本人の希望を考慮し、人事委員会で選別する。
- ・専任であるので従前通り。
- ・准教授と助教の間に位置させる。
- ・まだ検討していないが講師と助手との間に位置するのが良い。
- ・専任講師の処遇については、今後検討する。
- ・准教授に推挙する。
- ・未だ検討されていない。
- ・[専任講師]については、「准教授」と「助教」の中間ポストとして処遇していく方向で検討を進める。
- ・「准教授」と「助教」の中間的な職名として今後も引き続き「専任講師」を維持していく。
- ・講師は教授、准教授に準じた職であるので、そのまま運用する。
- ・従来どおりとし、准教授と助教の間に位置づける。専任講師の一部は准教授に移行させる。
- ・准教授と助教の間に適当な名称は浮かばないが職階はあった方が良く考える。

### 〈公立大学〉

- ・検討中。
- ・そのまま存続。
- ・専任講師は、従来からの助教授に準ずるという位置付けを踏襲し、准教授に準ずる職として処遇し、助教より上位と位置づける。

### 〈私立大学〉

- ・未だ検討の段階ではありませんが、本学獣医学部では、教員の昇任・昇格の基準が設けられ、この基準に沿って処遇することを考えている。
- ・専任講師は准教授に準ずる地位として処遇する。
- ・現在の専任講師の位置づけを、新しい助教制度の中で名称も含めて検討する。
- ・准教授と助教の間の職種として位置づける。
- ・准教授にすることになると思う。
- ・講師は一応残す方向で考える。
- ・准教授と教授の間に位置する職階として処遇する。
- ・現在そのまま「准教授」と「助教」の中間職として処遇の予定。
- ・現在の階層における採用・昇任基準と新しい制度における階層の採用・昇任基準で対応できるように検討する。
- ・現行のまま存続させる。
- ・講座の長の判断も尊重しながら必要があれば専任講師を置くことになると思われる。
- ・准教授と助教の間の職務と考えている。
- ・現時点では未定です。
- ・既存のまま運用する。
- ・未定。
- ・准教授と助教の間の職位として処遇することを考えている。
- ・具体的なことは何も検討されていない。
- ・講師は従来、助手と助教授の間の職階であったので、これを移行させたい。すなわち、准教授、講師、助教の順としたい。

- ・現在、講座等の見直しを含めた大学改革が検討されている。この答申等を踏まえて、専任講師のあり方が議論される予定である。
- ・新しい身分の制度化をはかる前の段階として、教員の任期制に取り組んでいるところです。
- ・従前通り処遇する方向で検討したいと考えている。

## 【薬・保健・看護】

### 〈国立大学〉

- ・専任講師の職を存続させる。
- ・「准教授」への昇任について検討を行い、可能なものは昇任させたい。可能でない場合は当分の間「専任講師」にとどめる予定である。
- ・専任講師の処遇についてはまだ具体的な検討を行っていない。
- ・一部局で回答できる性質のものとは思えない。全学(全国的にも)で考えるべきである。
- ・准教授と助教の間として位置付ける。
- ・現在のところ特になし。
- ・准教授として処遇。
- ・教育・研究の実績、能力を評価して、相当する職階に移行させる。
- ・講師は准教授又は助教に振り分ける。

### 〈公立大学〉

- ・現時点では未定。
- ・いずれ専任講師を廃止の方向だが、キャリアアップをはかり、准教授への道を探るべくもっていく。
- ・講師が多い大学である中、准教授に昇格できる方と、講師という名称をそのまま使う位置づけになるか、まだはっきりしていない。18年4月より法人化になるため、給料、研究量等をどうするかがはっきりしていないので、経済面と職位との関連もあり、経済面が職位に影響することはあまり考えたくないと言っている。しかし、看護教員全員が博士をもっているとは限りません。他学部は助手全員がもっているため、学問領域の違いの悩みもある。
- ・准教授にする方向で処遇する。
- ・まだ充分検討していないため、私見としていただきたい。現在の専任講師は研究・教育での評価から、外部研究資金獲得能力を含め、ほぼ完全に独立した准教授レベルと直ちに独立は困難な助教レベルに分けられるため、数年間をかけて、いずれかに振り分けることが必要と考える。
- ・未検討の段階です。
- ・専任の講師は廃止し准教授に移行する方向で検討していく予定です。
- ・一定の期間をおき、准教授の基準をもうけ、判断する。
- ・専任講師は現在のまま残す予定。
- ・現在まだ詳細な検討は行われていない。
- ・当分の間は現状の専任講師で進み、アカデミックキャリアあるいは教育経験を積んだ段階で准教授に進ませる。・新採用では、極力准教授の条件をもつものを探る。

### 〈私立大学〉

- ・未だ検討は致して居りませんが、現在でも助手からの昇格者は3ヵ年間の嘱託扱いになっている。
- ・今後は准教授として考えるべきである。
- ・全体が未定(未検討)である。しかし、専任講師の職位はそのまま残すと思う。
- ・具体的な検討は始めていない。
- ・現事点では明確にできないが、人事面での基準づくりとそれに相応させた形で昇任等行いたい。
- ・現状は教授、助教授、講師であるが「准教授」について検討していく予定。
- ・検討していない。
- ・具体的な検討はこれから行う予定であるが、原則的には移行期間において准教授にしていくべきである。
- ・大学全体として、まだ専任講師に関しての検討はこれからである。
- ・制度を発足させる時点で講師の中で准教授にふさわしい実績をあげている教員については准教授に昇任させるが、制度としての講師は残す。
- ・現在専任講師の処遇は検討中。
- ・准教授へ昇任する迄は助教とする可能性大。
- ・講師という職をそのまま置かざるを得ないと思います。
- ・現時点で未定。
- ・学内における専任講師の位置付け、処遇等に係る具体的な検討は行っていない。
- ・未定。
- ・教授を目指して努力することを奨励する。

- ・該当する専任講師の、教育・研究及び社会貢献等の実績を検討し、「准教授」へ移動するか、そのまゝ「専任講師」に留め置かかを判定し、処遇する（講師職を置く方針である）。

## 【人間・生活科学】

### 〈国立大学〉

- ・現時点では方向は決っていない。

### 〈公立大学〉

- ・何も検討していない。
- ・助教→専任講師→助教授→教授というキャリアパスの中に位置づけることとしたい。
- ・当面、現状維持。

### 〈私立大学〉

- ・講師歴が3年以上あれば助教授昇任の候補者に、講師歴が9年以上あれば、教授の候補者になります。特に改めるための検討は行っておりません。
- ・現在のところ、専任講師はいない。但し、2年位前までは存在していたし、今後も、同じようなステイタスの教員を採用するケースが出てくることも予想される。「准教授」として一括りでよいのかどうかは検討を要するところではある。ただ、今のところその検討はされていない。
- ・教授、准教授、助教（、助手）の他に専任講師の制度を設けるかについて、大学設置基準改正に基づき、本学の教員制度を検討する予定である。
- ・できるだけ研究実績を積み上げ准教授に昇格させる。私学では専門講義を担当できる専任講師の位置づけは新人を採用するに当たって本人にとっても学部にとってもよかった。
- ・できるだけ廃止し、すっきりした体制をとりたい。とくに大学院担当教員資格者を採用するため。
- ・今のところ検討していない。
- ・現在のところ講師の職をそのまま存続させることになっているが、今後、改正の趣旨を生かすかたちでの議論は継続していく予定。
- ・「助教」に処遇することを検討。
- ・現時点では、検討していない。
- ・准教授の下に講師を置く。研究教育業績及び在職年数等の点から一部の者については准教授に昇任させる。
- ・現時点では未定。
- ・規定を設けて、准教授・助教のどちらかに処遇してゆく。
- ・現専任講師の平成19年度時点における教育・研究および社会貢献等の業績を検討した上で准教授に移行するかそのままとどめておくかを判定するつもりである。
- ・大学でこれから検討する段階です。
- ・現在検討されているのは、助手制度の見直しに限定されており、専任講師については議論が行われていない。
- ・他校の動向を勘案して定めたい。
- ・現時点では、未定。
- ・従来の規程に則って、当該人が助教授（准教授）に昇格するまでの間、存続する。
- ・「准教授」、「助教」制度の基準に照らして移行の予定である。
- ・現時点では未定。

## 【芸術・体育】

### 〈国立大学〉

- ・このような事項について、検討WGを立ち上げたばかりであり、まだ具体的な方向を把握していない。
- ・准教授には助教授を、助教には専任講師をあてるのが適当かと思われます。

### 〈公立大学〉

- ・「専任講師」は「助教」に位置づけることで検討したい。
- ・H. 18年に入った時点で制度改正に伴う大学としての方針を検討、決定していく予定。
- ・准教授、助教に分けて移行させる。

### 〈私立大学〉

- ・検討中。
- ・当分の間専任講師をおき、業績を積んだ段階で准教授に昇格させる予定。
- ・全学的な会議体で議論することになると思うが、教育系（実技系）・研究系教員という分類も検討すべきと考える。その上で准教授・助教に振り分けるのも一法と考える。
- ・大学全体で検討中（多分、名称としてそのまま残すことになる？）。
- ・まだ検討されておりません。

## 【総合】

### 〈国立大学〉

- ・具体的に検討していない。
- ・検討中。方向は定まっていない。
- ・未検討。
- ・准教授、助教のどちらかのポストに割り振ることになるが、助教のケースが多くなると予想される。
- ・現在、学校教育法の改正に伴う人事制度を検討する人事制度検討WGが設置されています。また学部内にも独自にWGを設置しました。今後、色々のことを検討しなければなりません、専任講師は准教授に位置づけることも考えられます。
- ・准教授に昇格させることを検討する。
- ・特定の教育目的に(例:留学生担当)利用のため残したい。

## 【その他】

### 〈国立大学〉

- ・現時点では専任講師の処遇は検討中である。

## 10 頁 問 7.

## 【人文・教育(教育学)・国際】

### 〈国立大学〉

- ・前述のとおり、すでに学府・学部の教育組織(学生の組織)と研究院(教員の組織)に分かれている。
- ・大講座制によって柔軟性を持たせる。教員組織とカリキュラム組織(教育組織)とを分けて考える。

## 【教育(教員養成)】

### 〈国立大学〉

- ・教員組織改革が進行中。

## 【法・経・商】

### 〈国立大学〉

- ・「学生組織」と「教育組織」を分離する。「学生組織」は、「問3」で書いたように、従来の学部一学科一講座…を、学域一学類一コースに再編する。「教員組織」は「研究域」とし、その下に専門分野別に「系」を置く。その編成は、現在検討中。
- ・未定。

### 〈私立大学〉

- ・本学は従来の2学科を一学科に統合し、7つの主専攻コースを採用し、そこに「学生組織」と「教員組織」が属するようにする。

## 【理・工・農・水・情報(理系)】

### 〈国立大学〉

- ・大学院における教育・研究体制、機能の充実・強化を図るために、医学系研究科、薬学系研究科、理工学研究科を廃止して、新たに教育組織としての「教育部」と、教員組織としての「研究部」を分立して設置する。教員は「研究部」に所属するが、教育部の修士課程と博士課程における大学院教育を担当すると同時に、学部教育も担当し、学部学生の教育に当たる。〔研究部〕:医薬融合型の「●●学研究部」、理工融合型の「●●研究部」からなる2研究部を設置する。〔教育部〕:医学・薬学系の教育を行う「●●学教育部」、理工系の教育を行う「●●教育部」及び医薬理工融合型の教育を行う「●●学教育部」の3教育部を設置する。
- ・教員個々人にとっては、教育と研究は不可分が私の考えです。組織としての分離も問11(2)に아가っている効果を生むものではないかと考えます。組織とは自己完結型であるべきで、当然ながら独自の研究と教育が一体であるべきです。学際性や総合性の発揮は別の工夫で可能です。
- ・従来の講座制は2年前に廃止され、学科内で、次に必要な人材を採用する習慣がきつ々ある。学科を越えた人事は学長裁量人事以外は原則考えない。但し教養系の教員については、全学科で考えることとしている。
- ・18年度学科再編に伴い、新学科は講座制全面廃止とし、代わりに、学科責任体制とした。予算・人事・教育は学科が責任をもって対応す

る。教員は現在学科所属で対応しているが、学年進行に伴って、大学院再編のときに教員所属の見直しを行う予定である。

- ・教員組織と教育組織を分離する。
- ・大学全体で教育組織と教員組織の分離を含めた改組を検討している。しかし、まだ公表する段階ではない。
- ・平成18年度から教員の所属する理学研究院と大学院生の所属する理学院になる。
- ・○教育組織(学生の所属)と研究組織(教員の所属)の分離を行っている。(平成17年度から) ○教員組織から、それぞれの教育コースにカリキュラムの実施に必要な教員が外向して教育を行う。 ○1人の教員が担当する教育コースは複数でも可能であり、正と副に区別している。
- ・未検討。
- ・大学全体として、一元的な教員組織を構築する準備を進めている。
- ・教員組織は、基本的に全学部的に一括し、学生組織は、履修目的に応じた細やかな対応のできるものとする。これにより、時代と社会の要請に即応できる研究教育システムを目指す。教育に関しては多様なプログラムを提供できる柔軟なシステムを目指す。
- ・教員をこれまで理学部、工学部の各講座に配していたが、平成18年度4月1日より理工学研究科に教員組織として研究部を設け、全ての教員を研究部の部門に所属させ、学生の教育は教育部でカリキュラムを設定し、担当教員を決め授業する。
- ・教員は大学院研究科に所属し、同時に一つの学部を専ら担当する。学生は学部学科に属する。
- ・現在、幾つかの組織を模索中。
- ・教育プログラム制の移行を計画している。教育プログラムへの移行を計画している。教員は「教員組織」に所属するものとし、教育プログラムで授業を担当する。教育プログラムの企画・運営・評価は、学部におかれる「教育プログラム委員会」で行われるものとする。
- ・「学生組織」と「研究組織」の分離案については学部構想審議会で検討中である。
- ・教員個人レベルで、プロジェクト研究のグループを編成したいと考えています

#### 〈公立大学〉

- ・学部は教育組織、研究科は研究組織として機能を分け、教員を研究科所属とすることで学術研究および研究指導による教育を本務とし、学部に対して教育義務を負うことを明確にする。

### 【医・歯・獣医】

#### 〈国立大学〉

- ・検討中。
- ・医学部においては、診療／研究を軸にすえて、社会の要請にこたえられるような、かつ、機動的な人事運営が可能な組織を検討する予定である。

#### 〈公立大学〉

- ・具体的にはまだ。

### 【薬・保健・看護】

#### 〈国立大学〉

- ・現在のところ特になし。
- ・教育・研究組織の再編。

#### 〈私立大学〉

- ・教員の所属する組織を大きな単位とし、教育、研究の両面において融合、統合教育、研究を目指したい。
- ・カリキュラム検討委員会でクイックリファレンス(医学書院)を用いて、授業で激しい重複や全く抜け落ちている点を改善する等、現在検討中である。

### 【芸術・体育】

#### 〈公立大学〉

- ・特になし。
- ・現在検討中です。様々な要件を考慮し、改革しようとしていますが、概要を述べるまでには至っていません。

### 【総合】

#### 〈国立大学〉

- ・大学院部局化の際に、研究部と教育部に分離することを計画中ですが、具体的には未定です。



## 【人文・教育（教育学）・国際】

### 〈国立大学〉

- ・教育組織と教員組織（研究組織）を分離する方向で検討に着手している。文学研究科、法学研究科（修士）を、●●●科学研究科（博士）の前期課程として統合して位置付けることとしている。教員は当面、文学部・法学部・●●●科学研究科の3部局に分散所属することになるが、再編統合をめざす。
- ・専門学教育の大学院の専攻と基礎研究の大学院の専攻を分け、基礎研究の大学院のコースを統合し、合わせて学部教育の学際性、総合性を強化する。

### 〈公立大学〉

- ・中教審の提言が妥当と考えられるから、それに従う方向で、細部は大学でつめていくことになる。
- ・学部間における再配置の検討。基盤教育センター設置にともなう異動。
- ・平成19年度より法人化の予定であり、その後職員組織についても抜本的な見直しが必要となると思われる。但し、現段階ではその具体像は見えていない。
- ・外国語学部は●●学科と●●●学科が在る。●●●学科には、英語専攻と中国語専攻がある。これら2つの専攻を学科に昇格させたい。

### 〈私立大学〉

- ・具体的案はまだ出ていない。
- ・中教審を尊重する方向に私学としての特色を入れる。
- ・大学としてさまざまな学部があり、助手の職務もさまざまである。現在大学全体として教員組織改革を進め、全学を通じての共通した枠組みの中で、学部独自の線を出さなければならないので、具体的には現段階では説明できない。任期制の助教を使うことから始めていくつもりでいるが、他大学で教員の流動性が市民権を得るまでに時間がかかると思う。
- ・独立性の強い学科間の壁をできるだけ低くして、学科を横断して存在する専門分野の教員を新しい組織に再編したいと検討している。
- ・教員は学部所属だが、教育担当としては3学科区分されており、その再編を計画・検討中。
- ・未定。
- ・学部内の各学科、さらには、全学的合意のもとに、各学部間、学部と全学共通科目間の、「壁」をできるだけ低くする、柔軟なカリキュラムの実現のための教育組織上の、工夫を考えること、これが、当面の課題であります。
- ・平成19年度から、一学部三学科を一学部一学科に改組し、学生が5つのコースから選択できるようにする予定。

## 【教育（教員養成）】

### 〈国立大学〉

- ・大学院の改編に伴う組織改革。
- ・大学院で人文・社会科学系の融合が検討されている。すでに、医薬理工にあつては研究部、教育部という体制のもとで教員組織が作られた。人文社会科学系の学部にあつても、その方向に進む可能性あり。
- ・教員の所属組織を教育研究院とし、具体的には学系一系列に所属する制度の実施段階にあるが、講座/学科目制との関連が十分にみつめられていない。
- ・系所属による全学一元的教員組織講座制の廃止。

## 【社会・情報（文系）】

### 〈公立大学〉

- ・問10(2)の5、への対応です。現在は、各教員毎に研究室を運営しているので、グループをつくり、より効率的にプロジェクト研究も推進することのできる体制を作りたい。教授も助教授もほぼ対等に研究をしているが、このことが時として各研究者が個別的に研究を進めることになっている。

### 〈私立大学〉

- ・大学の委員会で検討中。
- ・未定。
- ・主たる専攻科目について、研究所を設置し、任期制(3～5年)の教員を配置し、教育研究を拡充する予定である。

## 【法・経・商】

### 〈国立大学〉

- ・問9をご参照下さい。

### 〈私立大学〉

- ・検討に着手したところである。
- ・部外秘
- ・大学全体として任期制教員制度の新設・導入を決定済みです。

- ・任期制教員の採用予定。
- ・講師という職位の見直しが必要になる。従来博士課程終了(中退も含む)後 新採用の教員は講師の職位での採用となっていた。これを改めるとすると、採用基準の見直しを進めなくてはならないかもしれない。
- ・これから検討する予定である。
- ・学部とは別に大学院に所属する教員。
- ・「教授」は「教授」「助教授」は「准教授」「専任講師」は「専任講師」「助手」は「助教」と「助手」に分ける。
- ・教授は教授 助教授は准教授 専任講師は専任講師 助手は助教と助手に分ける。
- ・問9の後段参照。
- ・学部・学科の再編成を含んで教員組織改革を計画し、実行に移すようにしている。
- ・1. 助教授、専任講師、助手を廃止し、新たに准教授、助教を設置する。 2. 新たな職階制を「教授」―「准教授」―「助教」とする。 3. 採用・昇任の基準として、研究・教育・実務上の業績を重視する。
- ・入学する学生の希望、能力を適確に把握し、それにふさわしい体制を作る。現実には、基礎的教養の確実な育成を目指し、少人数や体験的教育の活用、総合的学際的な、かつ実践的内容で、学生の関心、意欲を喚起することを可能にする教育組織へ改革していく。
- ・学部学科とは別に学長が直轄する全学横断的組織(各種センター)を設置し、教員を所属させる。基本的には各学部には本籍を持ち、現住所をセンターとすることを想定するが、一定の人数についてはセンターが独自に人事権を持つことも検討する。
- ・全学的委員会において、1. 助教授、専任講師を廃し、准教授、助教を置く。2. 採用・昇任の基準として、研究・教育・実務上の業績を重視し、明確な基準を各学部が内規で定めることを骨子とする答申が出される予定である。これにもとづき、法学部でもより明確かつ具体的な採用・昇任基準を定めることが求められるが、その内容はまだ未定である。
- ・未定。
- ・学際的な科目又は先進的な科目をどこに位置づけるか難しい。それに対応する教員組織は、専門を大きいグループに分けて教員を分類し、科目に対応させていくしかない。特に教員数の少ない学部は苦勞するところである。
- ・検討に入ったばかりであり、計画概要が定まっていない。

## 【理・工・農・水・情報（理系）】

### 〈国立大学〉

- ・問9、参照して下さい。
- ・社会の変化に対応して学部を変えていくには、学科主導人事から学部主導人事にすべきと考えております。
- ・●●研究院(3部門)…教員の所属する組織。●●学府(4専攻)・●●学部(5学科)…学生の所属する組織。平成13年度により部局化という改革を行い、上記の体制とした。
- ・検討中。
- ・改革計画の内容は現在検討中である。

### 〈公立大学〉

- ・未定。
- ・1. 教員組織を大学院部局化する。2. 教員所属組織(研究科専攻)と学習コースを分離する。具体的には専攻の大くくり化と学習コースとしての「専修」の設置など。

### 〈私立大学〉

- ・1. 学部を越えた学科の再編。2. 一般科目(教養科目)担当教員の再編。
- ・助手の育成とも関連し、ゆるやかな講座制のあり方を検討している。ゆるやかとは、類似学科目の連携をいい、研究の展開、進展もより活性化することを期待。
- ・形式的には、教員個人が独立した研究室を運営していることとなっている。学科により、講座制的な運営をしている場合がある。
- ・教学改革で工学部を3学部編成し直す。学科も先端的なもの、基盤で柔軟性を持たせたものに編成し直し、教員も改組転換を行う。意志決定実行は、学部執行部が行う。
- ・改正される学校教育法に基づき検討する。
- ・工学系学部研究科運営委員会の下に様々な部会を組織するとともに、学部長、学科長会議を定期的に開催し、円滑な運営を計る。
- ・社会のニーズにあった学科の改組を考えている。
- ・教授、准教授はどちらも対等の関係とし、各々独立した学問分野を担当する。

## 【医・歯・獣医】

### 〈国立大学〉

- ・新カリキュラムの導入に伴うチュートリアル教育にあっては、教育上の負担は従来にも増して増加しており、分野での従来どおりの教育を行うことは困難となっており、分野間の統合を図る。

- ・学科目の大局部化(教養として統合)。

#### 〈公立大学〉

- ・大講座制的。

#### 〈私立大学〉

- ・11頁問10(1)の5。

### 【薬・保健・看護】

#### 〈私立大学〉

- ・任期制教員の導入 ・レクチャラー(5年契約) ・リサーチャー(5年契約)。

### 【人間・生活科学】

#### 〈公立大学〉

- ・法人化の検討とあわせて教員組織のあり方を検討したい。具体的には未定だが、教育組織と教員組織を分離し、教育への教員の配置を柔軟に行える体制を構想したい。

#### 〈私立大学〉

- ・教員組織の改革につながるかどうかは定かではないが、2015年までに急激な教員退職を迎えることになる。その時期に合わせて、学部・学科構成の検討に入ることになっている。
- ・学科内に専門教育教員と共通教育教員の双方が所属しているが、共通教育英語の教員は4月から●●●センターに所属し、教員会(教授・助教授・講師)を組織する。
- ・新設学部で専門科目に対する教員配置を行っている(既に「改革済み」)。
- ・学科の専任教員に入らない教員をどのような組織に位置づけるかについて検討中である。
- ・助手制度の見直し(特任教授、客員教授の制度化はすでに実施済であるが、本学部には該当者がいない)。
- ・「助教」を含め、実習助手などの任期制教員の導入。

### 【芸術・体育】

#### 〈国立大学〉

- ・平成1●年●月に●●短期大学が大学統合し、●●大学●●学部になった。その際、1学部1学科制を採用し、教員は学部にも所属し、学生はコースに所属する新しい形態を採用した。今後は、助手の位置付けの問題も含め、新しい教員組織についての課題検討を計画している。

#### 〈私立大学〉

- ・1. 准教授、助教、助手制度の導入 2. 学科主任制度 3. 学科別教員の所属。

### 【その他】

#### 〈国立大学〉

- ・すべての教員は大学院研究科に所属しており、教員は講座制ではなく各自独立している。

## 15 頁問.11(3)

### 【人文・教育(教育学)・国際】

#### 〈国立大学〉

- ・平成16年10月1日、大学の全学再編・理工学群の新設に伴い、教育組織(2学群・4学類)と研究組織(12学系)を分離した。教員人事は、学群学類単位、研究計画・研究費配分は学系単位となった。
- ・一学科においては、公的には学際的総合教育を行うために従来の学問分野を越えたコースを設置しているが、実際の運営及び研究のために従来の学問分野に基づく非公式の組織がある。その弊害もあるので現在改革を検討中である。別の学科においては、17年度より、教育に責任をもつために教育と研究の組織が一致する方向で改組した。
- ・現在の学部の学科目制は学問の系統及び学生のニーズ双方にそぐわないところがあるので、これを再編するが、一方で大学院の5講座制は当面維持する。後者が教員組織となる。

- ・個々の学部の枠にとらわれない柔軟かつダイナミックな重層的、複合的教育により、激変する社会的要請に対応できる人材の育成をめざすという方針に従って、教育組織の改革。他方、研究面では、学際的研究プロジェクト等が組みやすく、人事、予算面でも自由度の増す教員組織をめざすことがねらいである。
- ・既に分離しているが、その弊害が大きいため、逆に両者を一致させる方向の改組を検討している。
- ・平成10年度より教員組織は、8講座、教育組織は3課程制を導入している
- ・●●大学では平成17年度から教育組織と研究組織を分離したが、それは全学的に行われたわけではなく、学部単位ごとに行われたため、両者の分離が不徹底なままである。
- ・教員の所属としては学科を置き、学生も学科に付属させることとするが、実際の教育組織としては、より小さな単位として「コース」を設ける予定である。

#### 〈私立大学〉

- ・学部所属教員が、複数の教育コースを担当する原則を計画。

### 【教育（教員養成）】

#### 〈国立大学〉

- ・教員組織は7つの大講座（12～19名）から成り、学生は11専攻で入試を行い、18分野に所属している。
- ・本教育学部はもとより一般教育担当教員も籍を置き学科目制であったが、教育組織として課程・コース制を採用し、各校種・各教科の教員免許状付与に必要な授業科目を担当できる教員を配置してきた。大学院及び新課程の設置によって、教員組織（研究組織）としての講座を整備したが、従来通り学部においては課程・コース制のもとに教育組織を設けている。課程・コース教育に複数の講座が協力して取り組む場合も多い。また、大学院の教育においても単一の講座が教育指導を担う専攻・専修もあるが、複数の講座が教育指導に係わる専攻・専修もある。このように、教育学部・大学院教育学研究科には、他の学部・大学院とは、異なる独特の研究組織と教育組織の関係が形成されており、教員組織（研究組織）と教育組織が分離された状態が続くと思われる。
- ・本学部では、地域社会のニーズに基き、教育理念・目的を立て、これに対応した形で、地域の教育文化や、教員養成に貢献する学科として「●●●学科」、地域の文化創造に貢献する学科として「●●●学科」、地域の文化的生活の創造に貢献する学科として「●●●学科」をそれぞれ設置した。これらのいずれの学科も講座を設置していない。このことにより、講座制等による垣根を取り払い、学科内の学際領域の融合を図るものである。また、定員管理を学科全体で行うため、教員の人事についても、円滑に進めることができる。しかしながら、学生の教育の充実の観点から、学科のみでは、学生に対する教育システムが明確でないため、それぞれの学科に●●●●●コースを設定した。
- ・一部分離している。
- ・未定。
- ・1、大学院設置基準を遵守することによって大学院の教育指導体制を充実させること、併せて学部における教員免許取得に必須の課程認定の条件を完備させるため。2、研究体制の充実による研究成果の大学院並びに学部教育への還元を促進させるため。3、複数の専門分野にわたる教授陣によって、教養審議会・教育課程審議会等の答申に盛り込まれた要請事項や指針を学部授業に展開しやすくするため。

### 【法・経・商】

#### 〈国立大学〉

- ・「問7」で記したとおりである。
- ・大学院を部局化し、法学部教育を主に担当する専攻において、教育上の責任の所在を明確化しつつ、他の大学院（法科大学院等）や他の専攻所属教員を法学部教育の担当者に加え、総合的に学部教育を行っている。

#### 〈私立大学〉

- ・まだ記述するほどの内容ではありません
- ・例・語学教師は、設置基準上は各学部・学科に付属しているが、実際は、全員「総合語学センター」に籍を置き、研究と教員にあたる。体育実技についても同様。
- ・未だ具体的な検討には至っていない。

### 【理・工・農・水・情報（理系）】

#### 〈国立大学〉

- ・理工学と医学薬学とを融合した新大学院を●●●学研究部と●●●学研究部の2研究部と●●●学教育部、●●●学教育部及び●●●科学教育部の3教育部の構成とした。
- ・教員を大学院の研究組織に所属させ、学部へ教育担当として出向させる。
- ・平成16年度に当大学院●●科学部研究科を部局化した。それで当学部（●学部）の全教官は大学院に席を置くこととなった。

- [illegible]



- ・教員組織は、物理系、化学系、生物系、新領域系として編成し、学生組織は、上の系が単独あるいは複合することで編成する。教育分野(またはプログラム)に所属する。教員は複数のプログラムに講義を持ち、管理運営に携わる。実際には、コア(共通)カリキュラムを重視した基礎重視の学部教育システムを構築する。
- ・これまで学部 に所属していた教員を理工学研究科の研究部に全員所属させ、研究専門分野ごとに部門を設定し、研究を行いやすくする。又、学生の教育・研究指導は、教育部でカリキュラムを立て、教員の適材適所を図っている。
- ・理学部の教員は理工学研究科と医学系研究科に所属する。両研究科の教員は専ら担当する学部を一つ選択する(従前所属の学部)。形式的には教員は大学院研究科の「学域」に所属し、対応する教育組織である「専攻」で大学院教育を、また上述の専ら担当する学部での学士課程教育を行う。学部と研究科の双方におかれる教授会のそれぞれの構成員として教育に責任を持つ。
- ・教育組織(教育プログラム)と教員組織への分離。
- ・教員全てを研究部に移行し、大学院専任とする、学生全てを教育部に移行する。
- ・専門分野を横断的にすることにより、広範囲な分野の教育を実施するため、課程制とし、教育組織と研究組織に分離した。
- ・1994年に大学院重点化した際に学部は学科制を廃し課程制に移行した。大学院は学科(学生組織と教員組織が共存)を専攻に改組した。従って学部には学生組織である課程専修だけが存在し、大学院教員(大学院専任教員を除いて)が学科目を構成している。
- ・教員が研究組織に置かれることにより、教育の方針通りの人事が難しい。教員は教員組織に置き、研究組織を柔軟に作れるようにすることが望ましい。

### 〈公立大学〉

- ・1学部1学科でコース制を採用。1研究科1専攻で「専修」を採用。
- ・教員を大学院所属とし、学部に対して教育責任を負うことを明確にする。

### 〈私立大学〉

- ・計画は終了、実行済み。
- ・「学部」所属教員、「大学院」所属教員に分離しているので明確に「教員組織」と「研究組織」が区別されている訳ではない。将来は「教育」教員、「研究」教員＝ベンチャー起業をする教員等の様な区分けも検討。

## 【医・歯・獣医】

### 〈国立大学〉

- ・本学では、8学部と3学域に統合し、学生の進路変更希望に対応しやすくする等の改革を検討中である。研究域についての学内コンセンサスは、これから図ろうという段階である。学部での検討はなされていない。
- ・教員は大学院●●●●●●●●●●研究部に所属、大学院生は大学院●●●●●●●●●●教育学部に所属、学部生は歯学部 に所属。
- ・各々の組織の目標・点検・評価を明確にすること。
- ・教育センターの教員はセンター専任とし、カリキュラム等の責任を負う。
- ・学部全体を一斉に実施することは、有名無実化する危険性があるので、教育・研究の需要に応じた分離的組織の設置を少しずつ進め、一部は既に実施している。
- ・医学部、歯学部、薬学部を医療系学部と位置づけ、全ての教員を研究部に所属させている。教育分担にて定員減への対応可能。
- ・院生・学生の教育は教育部の多彩なカリキュラムを望むことより、研究部は人事(教員)管理のセクションとして、あわせて研究のセクションとして位置づけている。
- ・平成15年医歯学総合研究科が発足し、研究中心(研究科)と教育中心(学部)に分離している。

### 〈公立大学〉

- ・本人の選択を主体にした分離。

### 〈私立大学〉

- ・大学院の部局化。
- ・教育組織は、これに関する委員会が、柔軟に編成しており、研究組織はこれに関与しないことになっている。約10年前にこの方針に変更し、約5年前にほぼこれを実現した。

## 【薬・保健・看護】

### 〈国立大学〉

- ・平成15年4月医学薬学研究部を設置し、医学部、薬学部の教員の所属を当該研究部とした。教育組織としては、大学院教育を医学教育部、薬学教育部として、学部教育を医学部、薬学部とした。
- ・既に分離している。
- ・基礎教育・専門教育(共に学部)・大学院教育を一体化し、大学院を基盤とした研究活動との関係を整理する。
- ・大学院を教育部、研究部とし教員は研究部に所属して教育部と学部に出向して教育を多様に展開する。

## 〈私立大学〉

- ・大学院を研究組織として位置づけ、一部、学部、学科教育に柔軟な対応を可能としているが、将来的には、さらに教育と研究の組織を分離する方向を検討したい。
- ・1、研究内容・実績と資質を考慮して適材適所に人材を配置することになっている。2、各分野に偏りが無いように教育を主とする者と研究を主とする者に分ける。
- ・各療法士の育成を目的に設立されており、教育を目的とした大学である。研究に関しては臨床家が育ってきたところで、臨床研究やそれを支える基礎研究機関をつくっていかうと考えている。

## 【人間・生活科学】

### 〈私立大学〉

- ・教育、研究組織の分離方式はダイナミックにできるが、逆に新しい発展への脱皮には大きな時間を要する。

## 【芸術・体育】

### 〈国立大学〉

- ・問10(2)で記述した通り、1学部1学科で教員は学部・学科に所属、学生はコースに所属するという形態を採用した。まだ実施していないので、平成18年4月からの実施状況を見て検討を続けたい。

## 【総合】

### 〈国立大学〉

- ・研究部に教員を配置し、そこから教育部(大学院後期・前期)学部、全学共通教育へと出向することを計画しています。
- ・学生の教育組織は基本的に維持し、教員を専門分野ごとに「学系」でくくる。

## 【その他】

### 〈国立大学〉

- ・なし。
- ・大綱化のときに、教養部を残したが、6年一貫教育の体制をとり、学生は●学部●学科あるいは●学部●学科に属し、(4年の●●●学科および、●●●●学科の学生も同じ)、教養部は教員組織となった。研究単位の教員組織というより教育担当の組織ではあるが。

## 16 頁問.12

## 【人文・教育（教育学）・国際】

### 〈国立大学〉

- ・講座制の下、教授、助教授の体制がとられていて、そこには、硬直した面もある。准教授の創出は一面でその欠点をカバーする面もある。しかし、教授にはこれまでと同じ統括の職責が付加される。助教授の「自由度」を高める反面、教授には以前と同様の対応を求めるのであるが、ベクトルの相違するものを同時にみたとする試みと思われ、種々の混乱が予想される。
- ・教育課程の編成・改革が行いやすくなる一方で、安定的な指導体制、長期的な計画にもとづく教育研究環境の整備がゆらぐことになるだろう。また卒業生と大学との関係も希薄になっていくであろう。
- ・内部は運用が許されるのであれば、その中で従来の事情を生かす方向で位置付けたい。
- ・①「職」の変更により「助教」の助教授への昇進や他大学助教授への転出に学部として責任を負う傾向が強まるだろう。②「講座」制の規定削除により、将来、学部内の編成を自由に設計できるようになるだろう。講座間のバランスや講座の枠にとられない政策的・戦略的採用人事が可能になっていくと考える。
- ・制度改正により、より戦略的な教育研究体制がとれる可能性が広がる反面、人件費削減のための組織改革に利用され、教育研究の質の低下を招くことが懸念される。
- ・元来学際性の強い本研究科では、講座/学科目制がなくなってもそれほどの影響は受けないのではないと思われる。「行動学・社会学・教育学」という3本の柱は、かたちを変えて存続することになるのではないか。
- ・(1)本学部では、すでに「助教」は実質的に教授から独立して研究・教育を行う「准教授」として位置づけられており、この点で本学部の教員組織に対する直接的な影響はないと思われる。(2)国立大学法人における実質的な定員削減が進行するなかでは、「助教」は授業担当者として重要な役割を担うことになる。助教の教育経験は、今後の大学における教育の質の向上に役立つであろう。また、助教に対する教授・准教授の教育指導が重要となる。(3)本学では新任の助教は任期付きで採用されることになるが、これが多くの基幹大学で制度化されるならば、長期的には教員の流動化を促すことになるだろう。
- ・一定の影響を与える。

- ・法改正により制度として講座／学科目制が廃止されても、これに相当するようなシステムは残るのではないかと。少なくとも、このことが短・中期的に教員組織に影響を与えることはないと思う。
- ・講座／学科目制の改革は必要はあるが廃止には反対である。学問のバランス、基礎研究の安定した発展の保障は重要である。
- ・大講座制ということもあり、大きな影響はない。
- ・講座／学科目制によって、きわめて良い意味でつちかわれてきた教育上の責任が、この制度のしほりを緩めることにより、教員－学生間の信頼関係ともに若干薄れることを危惧します。特に教育組織と研究組織を分離した制度を取り入れる場合、一層その点が懸念されます。教育に対する個々の教員の意識と責任感が現行以上問われることになると思います。しかしながら他方、教員雇用の厳しい条件化に呻吟している現在、この新しい改革によって、人事がより効率的にかつより自由に行われることになるのではないかと期待しています。
- ・制度改正が著しい悪影響を及ぼすと考えていません。むしろ、人件費(教員)の削減が心配です。後任補充がままならなければ、ニーズに応じることができないようです。
- ・人文科学・基礎分野の立場からみると、講座・学科目制を廃止することには大きな疑念不安を禁じえない。過去から未来へ渡る知的文化的遺産を、学問の体系の中で継承してゆくことが保障されず、いたずらに目前の現実的ニーズに流され、結果として学術の荒廃につながりかねないと思われる。
- ・職制については、基本的に本部局が従来とってきた方向と合致しており、歓迎したい。講座制については、確かに学会の動向、学習者のニーズに適切に対応できない反面、そうした流れに抗して、真に必要な教育研究領域を維持する効果も確実に持っていたと考える。また講座制を廃するという形式的な対応だけでは、常に前任者と同じ領域で後任の人事を行うようなむしろ悪しき反作用が発生することも懸念される。本部局では97年以降大講座制をとっているが、現状では比較的良好機能しているように思う。中教審の「まとめ」は無条件では歓迎できない。
- ・長期的には、学部の垣根をこえて専門分野の近い教員がグループを編成し(デパートメント方式)全学の教育に「出動」する方式が効果的、効率的であると考えられるが、全学(5学部)での議論には、多大の困難が予想される。
- ・現職教員の意識は講座制に呪縛されており、組織を分離しても自由な発想がなかなかできず、旧講座でまともろうとしたり、あるいは新しい教育組織に教員が張り付いているかのように振舞う。そのような縄張り意識を打破する点で、講座制に関する規定の削除は歓迎すべきものである。新しい組織をうまく運営できるようになれば、教育・研究の質は上がると思われる。
- ・国立大学法人に対して、財政上の要因から来る人員削減の圧力は大きいものがあると考えられるが、そのような中で文学部という学部が持つべき多様な学問領域を担う人材を確保しつつ、学生に対する高度な研究能力・知識の教授を進めるためには、柔軟な教員組織を実現することが必須であると考えてるので、現在考えられている制度の改正は、おおむね好ましいと思っている。
- ・教育研究の継続性という面からは否定的な部分が生ずると懸念する。ただ新しい分野への対応については、現行制度の中で、どのように実現するかは、重大な問題であると認識している。

## 〈公立大学〉

- ・講座制／学科目制はとっていないため、ほとんど影響はない。
- ・講座／学科目制を廃して、教員組織を柔軟にすることには賛成だが、職制をこのような名称に変更する点には疑問がある。職制を4段階のままにするのならば、現在のままでなぜ問題があるのか。若手研究者の育成は現在の職制でも可能であると思う。加えて、「助教」という名称は中途半端な印象を与えてよくない。
- ・現在の教員定数の配置が講座制に準拠して行われているので、教員の配置に柔軟性に欠ける面が見られる。こうした規定が削除されればカリキュラム編成に自由度が増し、社会的な要請によりよく応えうる人材の育成が可能になるだろう。また学生の関心の多様性により大きく対応しうる教育(複専攻制など)を実現することができる。その一方で教育の一貫性をいかにして維持してゆくかにも十分注意を払わなければならないだろう。
- ・学生についても教員についても、タコツボ的な専門性にのみ特化した姿勢を打破し、自らの専門をも、より広い視点から考える姿勢が求められるという効果はあるであろう。ただそれによって、教育上の関係や、研究教育の水準内容が薄められることのないような努力がいつそう必要となるであろう。
- ・どのような分野の教員を採用していくかについての検討が十分にされないと、組織の維持に支障をきたすと思われる。学際領域・学融合領域とは専門領域を前提にして成立するものであり、学的基础の軽視にならないような態度が望まれる。
- ・ポスト数の縛りがなくなり、良い方向に向うと考える。
- ・質問に対する的確な解答(回答)にはならないかも知れないが、大学教育にはスピード・競争原理・効率を求めて改革すべきではない。人類の未来を形成する分野であるだけに、深く考える力と知識をさずけ、学生たちの魂をみがく環境を保証すべきである。日本の資源は、人間しかないのだから、大学教育は充実したものとすべきである。
- ・公立大学は国立大学とは、形態が幾分異なっており、上記のような中教審の答申があったとしても、私たちの教員組織に大きな影響があるとは考えられない。

## 〈私立大学〉

- ・短期的にはあまり影響がないと思います。
- ・本学部においては、特に影響を受けるとは考えない。

- ・学部の教員組織には、特に影響はない。現状の小さな変更過ぎず、教育研究内容や質にも特別の影響はない。影響があるとすれば、期限つき教員制度の大幅な導入が行われ、教員市場の流動化が起ったときであろうと予想する。研究・教育の環境・条件の整備が大きな意味をもってくるであろうと思う。
- ・今のところ本学としては直接的な影響はないと考えている。しかし、大学の教育・研究活動全体としては、研究の継続性について疑問が残る。
- ・講座/学科目制を採用していないので直接の影響はないものと思う。
- ・基礎教育に重点を置く本学のような私立大学において、今回の改正がどう影響するかは現段階では予想できない。
- ・従来学科目制をとってきた本大学では、あまり影響は考えられない。
- ・講座/学科目制は国立大学の特殊事情と解している。私学の多くは学科の教育にその構成教員すべてが共通して責任を負う体制であったので、今回の改正は当然のことと思う。したがって本学部にはまったく影響がない。
- ・特に大きな影響はないものと考えている。
- ・従来から実質的には講座制、学科目制とは結びつかない教員組織をとってきたので、今回の制度改正の直接的影響は少ないと考えている。
- ・本大学は独自の建学の理念があり、教員の教育研究意欲もあるので、学校教育法の改正がただちに教育研究の内容や質に影響が及ぶとは考えない。
- ・研究職と教育職の分離がおこる？ 身分格差がおこる？
- ・現時点では、特に影響があるとは思われません。
- ・講座/学科目制に関する規定の削除は、あまり影響するとは思えないが、テニユア制度がとり入れられることで教員の質そのものは高まると思われる。しかし、その一方で、教育の質をどのようにして確保するか、という難しい問題も生ずるであろう(研究が重視されて)。
- ・当学部には「講座／学科目」制はないので影響はない。
- ・直ちに影響が出るとは思わない。今後、新学部等の設置が検討される時には、学科内容によっては、教育助手と実験助手などといった区別が起るであろう。ただ文学部では当面(当分)そのようなことにはならないと思う。
- ・検討していないので意見はありません。
- ・本学は短期大学の廃止に伴い、大学に2学部6学科をおくことになった。文学部では、この再編のときに、学科制の廃止を検討した経緯がある。学科制は、学科間の学生の囲い込みが行われやすく、学生にとっては、他学科に開講されている講義等を履修しにくいという欠点がある。検討の結果、3学科体制とはなったが、学生の履修制限をなるべく少なくしたオープン・カリキュラム制度をとっているが、それでも現在の学問の横断的な状況から考えて3学科制に縛られていることが多い。その一方で、学科制の廃止に教員がどのように対応してゆけるかが、最も大きい問題点である。
- ・本学部には、4学科があり、それらの歴史には創立時期をはじめとして著しい相違が存在している。教員職制及びその資格規定(基準)が、それらの学科全体に適用するのが次第に困難になっている面がある。そのほかの本学部が置かれた状況や抱える問題を改善する上で、今回の制度改正を積極的に活用できるのではないかと考えている。とくに、研究と教育組織の分離計画に結びつけることができればよいと考えている。
- ・実は、本調査に関わる学校教育法の改正に伴う、職の制度の変更や講座/学科目制の規定削除の情報等が非常に遅れて入ってきたことに、私どもの学校の体制及び私自身の文部行政、社会の動き等に関して関心が欠けていたことを反省しております。ただし、この時期にこのような改正が行われる理由がよく分からない、というのが正直な気持ちです。重要なことは、教育研究の内容や質が、社会や学生の変容に応じて、柔軟になされるべきであって、教員の都合というよりも、特に学生の成長を促すための柔軟な対応が個々の大学においてしやすいような緩やかな制度を保持すべきであると思います。
- ・従来の教授・助教授・専任講師の制度から、新制度に移行するに際しては、そのまま横すべりするのではなく、厳格な資格審査を実施することによって、優れた教員を確保することができると考えている。これによって、学部の機能を活性化させることができる。
- ・教育・研究の融合がうまくいかず、柔軟性に欠けた学部組織になるのではないか。
- ・いろいろと影響が及ぶと予想されますが、具体的に述べるだけの明確な予想は今は思い浮かびません。
- ・講座・学科目制に関する規定の削除が本学部に与える影響については現況想定しかねる。
- ・私立大学一般がそうであるように、本学も従来より、学科目制を採用しており、教員組織においても、教授、助教授、専任講師、助手について、それぞれ、一定の資格基準はあるが、定員はもうけていない。個人研究費等においても、資格によって区別しておらず、それぞれが独立して自由に研究できるシステムとなっている。したがって、今後、設置基準上、「講座/学科目制」に関する規定が削除されたとしても、教育研究の内容や質に関して、特段の影響は及ばないと考えている。
- ・現時点での予測はできない。
- ・大学教員の職の制度の変更について、問1(5)の「新規採用・昇格その2」で示したような方策を、任期制と組み合わせて採用することにより、専任教員の質について、制度的に(少なくとも一回は)スクリーニングできる(不適格であることが判明した専任教員を継続して採用しないことができる)というメリットがあろう。また、学科目制の廃止により、より柔軟なカリキュラム構成と人的配置が容易になろうが、人文社会科学系学部においては、適時・適切に「教育上必要な学科目」を見直し、それをカリキュラムに反映させることにより、ある程度は時代の流れに対応できるのかもしれない。
- ・当面、影響は少ないと考えている。



- ・大きな影響はないと思うが、教員の研究/教育の分離・融合に向けた改革を促進する働きをすると予想する。
- ・教育、研究の高度化に向け、いかなる教員組織が適切であるか目下検討中である。
- ・影響はないと思う。
- ・既に、講座/学科目制とは別のシステムで運営しているので、本件の改訂が影響を及ぼすことはないと思われる。
- ・もともと講座制をとっているわけではなく、教員組織もフラット化しているので、一連の制度改革が現行の教員組織に影響を与えるとは思わない。大学の教育研究のいっそうの発展をはかるためには、教員組織の点では、若手教員の活用はもとより、優秀な教員の育成と確保、教育研究体制への適切な配置がいっそう求められているように思う。
- ・学校法人の大学教育の識見と、学部教員の全体としての力量に左右されると存じます。法改正により、私どもが現実改革に直面した時点で、どれだけの力量を発揮できるが、いまのところ、判断できない状況ですので、具体的な記述は控えさせていただきます。
- ・講座/学科目制は従来とっていないので、当面のところ余り影響はないと考える。
- ・現在、学部の学科目制を保持したままで、学部を越えたコース制(副専攻制)を考えようとしています。その過程で、学科目制をいじるかの議論もおきるかも知れません。今は、学科目制を廃止する議論はしておりません。
- ・教育・研究面で柔軟性が増すことは好ましいが、学部・学科単位で競い合う必要性が薄れ、活性化が損なわれたり、責任の所在が不明確になることを危惧する。
- ・講座／学科目制をとっていないため、その問題を検討したことはない。しかし、コースがそれに近いものとなって、次第に問題が出てきたので(特に教員、学生の人数のアンバランス・閉鎖性等)、平成19年度からは変更する予定ではあるが、具体的な案まで進んでいない。従って、講座制の問題点はある程度想像がつくが、打開策について、是非詳しく知りたい。
- ・本学及び本学部では、「講座/学科目制」削除による影響はない。教員組織への影響は不明である。新制度に慣れるまでに教員も世間も時間がかかるかもしれない。教育研究に関しても大きな影響はないと思われる。
- ・本学では、教員は既に「学部・学科」に所属しているので、「講座/学科目」制の規定削除による影響はない。大学全入を迎えた現在、大学(特に私学)は圧倒的に教育に力を注がなければならないが、その意味で硬直したカリキュラム体系を招きかねない「講座/学科目」の規定削除は当然だと考える。「教員の職」の変更が教員組織にどのような影響を与えるかは、現時点では判断がつかかねるが、この変更が良い意味で教員に緊張感を与え、特に過度に身分保障されているかに思える「教授」の地位に競争性を帯びさせるようになることを願っている。
- ・1、若い教員が気がねなく発言するようになり大学が活性化すると思う 2、研究は横の連携がしやすくなり共同研究が盛んになると推論する
- ・教育組織と研究組織のあり方そのものの検討がなされると予想される。両組織を並立させるか、組織上は、どちらかの機能に統合させるのかを含めた検討がなされる。本学部の実状に即した編制がなされるよう充分な検討が必要となる。
- ・本学では「教育組織」と「研究組織」は区別する計画はないが、検討はする必要性を感じる。総じて、研究面での業績を上げている者は教育においても優れた教授法を持っている傾向があるように思う。現在の本学のようなシステムでは、研究に優れた者は教育や学内業務に忙殺され、研究実績のないものは研究も教育にも熱心さがなく、結局は「教育と研究」両方とも失速方向に向っているように思う。根本的な大学教員組織を見直すべきだと思う。そうでないと、日本の研究レベルはますます世界に遅れをとってしまう。
- ・講座制をとらない学科にいる者として見れば、学部ないし学科の教員に大きな流動性が生じ、時代の変化や学生のニーズを根拠とした教員採用など経営サイドの影響が非常に強くなる。それは基礎研究や古典教育のような教養教育がおろそかにされていく危険をも意味する。

## 【教育（教員養成）】

### 〈国立大学〉

- ・現時点では、詳細な検討を行っていないため予想しにくい教員組織を時代や社会の要請に応じて柔軟に編成できる方向へ改編したいと考えている。
- ・問5の1や5に挙げられている利点が不可能になる。問4の6のように、財政運営上の観点で絶対化される中で、学生教育の質の保証をいかに保持していくか、頭の痛い問題だと考えている。
- ・組織を柔軟に編制し直すことが可能となり、新しい教育課題に対応しやすくなる。
- ・教育研究の質を保障するためには、ある程度組織的取り組みが必要。上記のような規定削除は、この組織的取り組みを弱める可能性があるとともに、人事上の定員削減につながり、結果的に教育研究の質の低下をまねくのではないかと危惧する。
- ・教育学研究科の場合、講座ごとに合、マル合の数が厳しく規定されている。このおかげで教育学部の定員が守られている。これがどうか不安である。
- ・経済原理が優先され、教育研究の質の低下が起きる危険性がある。1つの基準として残すほうが良い。
- ・●●大学では教育研究院(学系一系)の実施段階にあるが、教員養成教育の実施をめぐり、大学執行部と学部の考え方には大きな開きがあり、コンセンサスは得られていない。本学部は「子ども理解と教科の力を兼ね備えた実践力のある教員」養成をめざしており、教科専門教員の教育研究の内容や質を教科内容学、教科教育の方向に変容させる努力を続けてきた。講座/学科目制の規定の削除が直ちに学部の教員組織の否定に及ぶとすれば、教員養成教育にとって重大な支障となることが危惧される。
- ・総合大学として全学で足並みを揃えて対応している。



- ・本学教育学部では、従来から講座/学科目制をとっておらず、社会の要請や学融合領域、基礎と応用の融合などについても柔軟に対応してきた。従って、この法律によって直接的な影響を被ることはほとんどない。しかし、一般論としては、多くの大学で講座/学科目制をとってきており、そこでは長短両面が指摘されている。従って、このような大学で非常に大きな影響を受けると予測している。講座/学科目制の長所が損なわれないよう、かなり慎重な議論を要するのではないかな。
- ・この件については、十分に認識していないため、検討できていない。
- ・審議のまとめにおいて、講座/学科目制に関する規定が削除されようとも、大講座制にある当学部の教員組織では特に影響が及ぶとは考えられない。
- ・教育学研究科に必要な教員の基準数を拠り所としている。これが維持されるなら「講座/学科目」制の規定削除が大きな影響を及ぼすことはないと考えている。
- ・現在、大学院(教育学研究科・修士課程)の運営にかかわり、配置教員の確保の点で苦勞している。制度改正により、大学全体での柔軟な対応が可能になり、大学院の教育研究がより充実するものと期待している。
- ・大学教員の職の制度は答申通りに変更しても大きな支障はないと思われます。しかし、それと合わせて大学及び大学院設置基準の必要教員数がどのように変わるかによって、影響が現れると思われる。研究組織と教育組織の分離は現状においても部分的に行われているが、(一部教育組織は複数の研究組織の教員によって担当するなど)必ずしもうまく運営されていない、とくに教育組織の責任者が又は責任体制が不明確になる傾向がある。これを克服できるかどうかが問題である。
- ・講座/学科目制を廃止すると、教員養成の責任母体がなくなってしまう、体系的な教員養成が不可能となる。教科専門学科目と教職専門系科目の並立によって教育と研究との融合をめざしてきたが、これができなくなり大学としてのあり方に支障をきたす。思考しつつ教育するという実践的指導力を持った教員の養成ができなくなる。
- ・教育学部は教育職員免許法にしばられているので、大きく影響することはないと考えられるが、人件費の削減等にともないこれまでのままの組織の維持が次第に困難となると予想される。
- ・教育学部という学部の性格から、講座制/学科目制の持つ問題点を明確に認識するのは困難で、本アンケート調査への回答も正直いって困難であった。重複することになるが、教育学部はもともと学科目制のもとに、教育組織としては課程・コース制を採用してきた。大学院及び新課程の設置によって教員組織(研究組織)としての講座を整備したが、学部では課程・コース制のもとに教育組織を設けている。学部において課程・コース制を採用する限りにおいて、教員組織(研究組織)と教育組織が分離した状態が続くと思われる。一方、学科目制をとってきたこともあり、職階の違いが教員の教育研究面での職務内容に大きな違いを生むことはなかった。「准教授」「助教」の職務内容に相当する仕事を、助教授、常勤講師、助手も担ってきたのが現状である。ただし、雇用できる教員数が減少し、大学院教育学研究科(修士課程)においてすべての専攻・専修に必要な教員数を確保するのは困難であり、特色ある教育研究活動を展開する阻害要因となっている現実がある。
- ・現行制度では学生の教育(就職等進路指導も含む。)についての責任がある程度十分になされているが、講座/学科目制を廃止した場合に学生教育についての責任意識が低くなると思われるので、その対策が必要となる。
- ・問11(3)でも述べたとおり、講座制による垣根を取り払い、学科内の学際領域の融合を図る上でも有効であると考ええる。
- ・主として義務教育教員を養成してきた教員組織が、大学、学部の自由度により、変更されることが可能となるため均一な養成水準を保持してきた教員養成機能が保証されない恐れがある。
- ・教育・研究における人材を有効に活用できる。学部がフレキシブルに改編することができる。
- ・大学のカリキュラムの維持という視点からの検討が伝わってこない。特に教員免許法の縛りを受ける教育学部においてはカリキュラムの維持が大切であり、教員組織もそれに沿った形にせざるを得ない。もう少し時間をかけて検討したい。
- ・教育組織と研究組織の分離再結合は、中小規模の大学では検討の対象となってくると予想される。分離した場合、学生指導がきめ細かくできるか、そのための措置をどのようにするかが課題となるであろう。
- ・教育学部の教育課程ではそれぞれの分野がわかれており、学科目制によってバランスが保たれていた。まだ検討していないので大部分が未定である。
- ・教員養成の大学・大学院教育においては、小・中・高等学校の教育課程並びに児童・生徒を学習、生活、進路の各面で指導できる資質・能力を兼備した人材育成を図ることが付託されている。このため、効率、とりわけ経済効率を基準視座におく教育改革は、国家百年の計から見て決して望ましい結果をもたらすとは思われない。学制施行以来100年以上の歴史の下で、世界から注目される存在の日本の学校教育のよさを更に拡充させるため、教員養成の大学教育、大学院教育の弱体化につながるような施策にならないよう細心の注意を払って、教育改革は慎重に進めるべきである。現行の大学・大学院設置基準並びに課程認定制度はそれなりに機能してきたと評価する。
- ・法人化に伴い、多くの大学で人員削減が進行する。その中で、即戦力が必要となれば、助手、助教あるいは講師を採用するゆとりなどなくなる。学部において若手教員を育成する機能を失うことは、教育研究の内容や質の低下につながる恐れがある。

## 〈私立大学〉

- ・私学は、このような大きな問題は、トップダウンでおいてくるのが通例で、教員の声を吸い上げる方式はとっていない。したがって、トップの考え方次第というところである。
- ・特に大きな影響はないと考えている。
- ・講座/学科目制は、国公立大学や大規模私立大学で採用されているもので、本学の如き小規模な私立大学には、さして大きな影響は無いものとみている。

- ・従来から教員は学部、学科に所属しているので、制度の改正がわが学部の教員組織にあまり影響を与えることはない、と考えている。問題となるのは、助手と助教の区分けの仕方だと思われる。

## 【社会・情報（文系）】

### 〈国立大学〉

- ・現状ではこの問題について、十分な議論がされていない。
- ・既に述べましたように、1学科1講座制を採用していますので、講座/学科目制の改正は、本学部に何らかの変化をもたらすとは考えていません。 助手制度の改革につきましては、助教の制度を採用する場合、教育・研究・管理運営面で何らかの変化が生じるものと予想します。本学部の場合、助手の殆どはいわゆる研究助手の立場にあります。ただ、実験等の授業の一部を担当し、また、管理運営面では、教授会への出席、専門委員会への参加等、講師以上の教員と比べ負担を軽くしているものの、なにがしかの負担が既にあります。助教制度を採用する場合、これらの例外的な負担が原則的な負担に変化することが考えられます。その意味では、教育・管理運営に新たな戦力が加わることになりますが、その場合、助教の研究保障をどの程度手厚く行うのか、解決すべき問題ととらえています。
- ・組織については、すでに実施済みである。教育と研究の目標・理想像を世の中、学生の立場や要求を客観的に判断し、明確にすることができます。
- ・「教員の職」の構成についてはまだ検討していない。大幅の変更は考えられない。また大講座制を基本とする組織を変更することは考えられない。したがって、大きな影響を受けることはないと思う。

### 〈公立大学〉

- ・本来、教育は研究と不可分と考えている。研究のみの教員がいることは理解できるが、教育のみの教員がいることは理解できない。 問12について、教員個々の見識が一層重要になると思う。
- ・流動的で自由な学部・研究科の教員構成ができるので、良い影響があると思われる。学科目制をとっているとは言え、現実にはかなり自由に構成を変えてきたので、あまり変化がないかもしれないが。
- ・まだ未検討のため、不明。
- ・大学教員の職の制度の変更は良いことであると思う。現在の助手は、博士の学位を有している、ないしは、それに相当する力を有している。そのような状況で、助手を助教として処遇することは、人材活用、育成の面から良いことであると思う。 講座／学科目制に関する規定を削除するとの提言は自由化の方向では良いのだが、教育・研究組織の弱体化にならないように適切な条件が必要であろう。

### 〈私立大学〉

- ・本学の属する●●●●グループとして検討することになろう。
- ・私立大学でもあり、現時点ではこうした変更への動きに対応を迫られている訳ではない。しかし、研究と教育の発展のためには、こうした変更がもっているメリットがあるとすれば、比較考慮して本学部にもとりいれたい。
- ・現在、まだわからないというのが本音です。
- ・講座／学科目制に関する規定削除についても、特段の影響がでてくるとは考えていません。大学教員の職の制度の大幅変更についても、同様です。
- ・現在既に講座／学科目制を適用していないので当面の影響は少ないと思われる。教育上、カリキュラム構成などに関して、教育内容と全体のバランスに対して誰がどのように責任を持つかが問題になると思われる。
- ・上記問題について未検討であるので、どのような影響があるのかは不明です。
- ・検討していないので、何とも答えられない。
- ・私立大学においては、その規模、大学設立、学部設立から今日にいたるまでの経緯を考慮して考えていく必要がある問題である。考える。「＜審議＞のまとめ」についての趣旨は、概ね理解できるが、個別の問題については疑義をもつ。ただ、現状、問4の「講座／学科目別の問題点」の1、2、3、4、6については、その改善に向けて大きな課題となっていることは確かである。
- ・本学部は、講座／学科目制を採っておらず、また検討もしていない。教員の職の変更についても将来にわたって特段の影響があるとも考えていない。
- ・本学では、講座制、学科目制のいずれも採用していない。しかしながら、大学設置基準の大綱化以降、学部、研究科だけではなく、全学の外国語教育を行う「●●●●教育研究センター」の設置等、教員組織の改編を含む教育組織の充実に努めてきた。今後も、教育研究が多様化・複雑化する中で、教育組織と研究組織の分離等を含め、教育研究の内容や質が向上するように、最善の教員組織を検討していく。
- ・私立大学一般がそうであるように、本学も従来より、学科目制を採用しており、教員組織においても、教授、助教授、専任講師、助手について、それぞれ、一定の資格基準はあるが、定員はもうけていない。個人研究費等においても、資格によって区別しておらず、それぞれが独立して自由に研究できるシステムとなっている。したがって、今後、設置基準上、「講座/学科目制」に関する規定が削除されたとしても、教育研究の内容や質に関して、特設の影響は及ばないと考えている。
- ・本学では講座/学科目制を採用していないため、実質的な影響はないと考える。
- ・教育、研究の高度化に向け、いかなる教員組織が適切であるか目下検討中である。
- ・私学、特に中堅私学の場合には、この制度変更が直接的に影響を及ぼすことは少ないのではないかと。むしろ、少子化による受験生の減少からくる経営環境の悪化で、教員の補充確保に影響が出はじめており、こちらの方が直接的且つ深刻な問題となっているのが現状である。

- ・本学部は、現在11学科よりなり、講座制は採っておりません。また、助手も従来より採用していません。従って、今回の改正により本学部の教員組織並びに教育研究の内容や質に対して特に影響を受けるとは思っていません。
- ・教育組織と研究組織を完全に分離することは回避したほうがよいと思います。大学教育が研究を基礎としてなされるべきだと思われるからです。ただし、定型的(単純な実験・実習・思考等)な教育に関しては、TAのような人材でまかなうことができますから、適切な指導者のもとで、教育専任組織があってもよいと思います。設置されてから6年目の●●●学部では、TA制度はありません。この制度を近い将来設置したいと思っています。これは、従来の大学における教育組織と同じだと思われますが。

## 【法・経・商】

### 〈国立大学〉

- ・講座制には欠点もあるが、廃止した場合には、研究・教育の主体がなくなり、責任の所在が不明確となる可能性がある。この点を担保するような改正ならばよいが、安易な改正には反対である。
- ・設置基準を弾力化するという意味では、前進である。教育の内容・質を維持するためには、講座・コースというまとまりを確保することが必要であり、大学が独自に基準を定めないといけない。
- ・現在、組織改革が進行中であり、第1次中期目標・中期計画には、この改革の影響について議論できるかと思われます。
- ・アメリカ等、外国の大学を見ても、学部や学科の中を何らかのグループで分け、そこに教員を振り分けている。日本で講座制等を柔軟化しても、やはり何らかの単位は必要であろう。規定削除でその単位のつくり方が自由になるとしても、研究・教育分野のくくりがあまりにも奇抜なものとなっても困るので、結局現在の講座制の枠組がそれほど大きく変わることはないのではないだろうか。
- ・講座・学科目制は研究面だけでなく、学生に対する教育機関としてのバランスのとれたカリキュラム体系を継続的に維持してゆく上で重要な役割を果たしてきた。新しい学際的分野の登場、実社会の経験を積んだ社会人の採用、若手教員への研究機会の提供等に柔軟に対応することが必要である。しかし、これらは講座・学科目制の下で共通枠の設定等によって工夫が可能であり、教員制度として講座・学科目制を全廃することは弊害が大きいと思われる。
- ・1997年以来、大学院重点化、大学院改組と講座再編、教員人事ルール改正(前任者と同じ担当科目にするか、新たな科目と置き換えるか、等を検討した上で採用人事を動かす)等々を約10年間連続的に実行してきたので、実質的にはあまり影響は無いであろう。
- ・制度改革が人事面での機動性を高める効果に直結するかどうかは、分野や各大学、学部の組織風土に左右されるものではないかと考えております。国立大学法人の場合、人件費削減という課題の方が教員人事の機動性確保に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念しております。
- ・特になし。
- ・その時々での社会的ニーズを反映した教員人事配置が優先される傾向が強まり、専攻分野の重複や欠落(主として基礎的分野)を生ずる可能性が否定できないと考える。
- ・教員人事においては、より大ぐりな管理へ移行していくと考える。教育研究面では、講座はすでに基本的単位でなくなっているため、影響はほとんどないと思う。
- ・大学・学部がめざしている学部の枠をとりはらい、多様な選択が可能となる弾力的な教員研究組織へ移行させていくという方向を後押しするものであり、新たな研究教育の発展につながるものと考えます。とりわけ、学際的、総合的な研究教育の発展に資するものと考えます。ただし、その中でベースとなるディシプリンをいかに身につけさせるか、一層工夫が必要となる。また人事・予算の面も、構成員の意見が反映できるような仕組みとトップダウンに対するチェック機能を備えなければ、問題が生じる可能性がある。それらへ対応するシステムづくりが重要である。
- ・1. 本学部の場合 一講座十数名規模の大講座なので、しばしば小講座に見られるような硬直性や閉鎖性からまぬがれてフレキシブルな運用が可能となっている。 2. 学部の下で一切の教員組織を廃止し、教員をばらばらにアトム化することは、教員の教員上学部運営上の相互協力やコミュニケーションの場をなくし、教育・運営を疎害するものと考えられ、何らかの教員の帰属単位が必要だと思われる。 3. 従前の設置基準の大綱化の流れからすれば、一律に法令をもって制度を画一化するよりも、各大学、各学部への自由な裁量に委ねるのがよいと思われる
- ・「教員の職の制度」に関する変更よりは、「講座／学科目制」に関する規定の削除の方が影響は大きいように思われる。教員組織の在り方にもたらず混乱が教育の内容や質に対して一時的にせよ大きなマイナス要因として働くことが予想されるからである。学際領域や学融合領域への柔軟な対応は「講座／学科目制」を前提にした上で、学部長等のリーダーシップのもとに実現することが可能であると考えます。
- ・教員採用については、原則として教授または助教授採用であるので大学教員の職の制度の変更による問題はない。講座/学科目制の削除については、教育組織と研究組織との分離も含め全学的な教員組織の変更の中での学部の教員組織の変更を考えている。
- ・当学部がとっている「大講座制」が、このアンケート及び中教審答申で講座制という観点から、どのように位置づけられるかが不明であり、従ってこの質問に回答するのが困難と感じている。
- ・講座制/学科目制という概念はすでになくなっており、特に影響はないと思われる。 教員の職の制度の変更は社会科学系の学部にあっては大きな問題となるとは思えない。それより予算削減の影響がはるかに大きな問題であり、予算削減の影響を受けにくい制度を考えることが課題となっている。
- ・とくに大きな変化は生じないと考えているが、制度として柔軟に運用できるのであれば、現実に対応した制度設計が可能となるものと思われる。



- ・教育の職の制度の変更により、社会科学系学部にとって不可欠な教育事務補助や資料、図書整備作業等の確保に工夫が必要になると予想される。講座/学科目制の変更は、人事手続の閉鎖性・硬直性を減らし、社会的人材需要に対応したカリキュラム編成を容易にする点で利点があると予想されるが、他方で分野の欠落を生じる危険性を含むものと予想する。
- ・大講座制をとってかなり柔軟に定員運用をしてきたことと、標準型のカリキュラムを重視してきたことにより、いわゆる講座制による教員組織の制約をあまり感じないできた面もあります。しかし、限られた教員定数の中で新しい研究教育分野や現代社会のニーズに対応することが難しかったのは否定できない事実です。したがって、より柔軟な教育組織を編成しうようになることは教育研究の内容や質にとって望ましいと考えます。
- ・法学研究科では法科大学院設立時に、従来の9大講座を法務、法学、国際関係の三大講座に改組した。法務大講座は法科大学院であり、従来の講座とはその性格を異にしている。また、そのほか二つの大講座も様々な分野の研究者から構成されており、いわゆる講座／学科目制という意味での講座とはいえない。したがって、講座／学科目制に関する規定が削除されても直ちに影響が及ぶとは思われない。しかし、法学においては確固とした学問体系があり、そのために必要不可欠な専門科目があるので、基本的科目と可動的科目を組み合わせることで、新しい状況に対応していくことになるであろう。
- ・特に問題が生じるとは考えていない。
- ・現状では、本学部では「講座制」を採用しているが、人件費の削減という今日的状況の下では、現行の「講座」―「学科」という教員組織を維持することは困難になりつつある。また、社会が要請する学部としてのカリキュラムを実現するには、現行の教員組織では、柔軟に対応できないと認識している。いずれにしても、教員組織の再編は避けられないと思われる。ただし、今回の「＜審議＞のまとめ」の基本線での再編が効果的であり、合意をうることができるのかどうかについては、十分に検討する必要がある。
- ・より自由な学部の組織編成が可能となる。

### 〈公立大学〉

- ・従来から、「助手」や「専任講師」についても、独立した研究者として、研究の機会を確保しており、(ただし、「助手」は原則として授業を担当していない) また、昇任についても学部内で適切かつ合理的に進めているので、大きな問題は生じていないし、今後も教員全体で議論をしながら、教育と研究の質は確保できると考えている。問題は教員定数の削減の結果、とりわけ教育の負担が重くなっているが、全教員の協力により、乗り越えていくことが可能であると考える。
- ・教員の新たなくり方を構想することにより、教員の有効活用が可能になるだろう。新たな領域にも自由な発想でとりくむこともできるかもしれない。とはいえ、基礎科学の体系性の確保は必須である。
- ・さほど影響があるとは認識していない。
- ・既にゆるやかな大講座制の下での学科目制を採用しているため、本学部・研究科にあっては、今回の改正が及ぼす影響は少ないものと思われる。

### 〈私立大学〉

- ・制度改正は、本学部の教育組織に当面影響することはないと思います。ただ、講師制度が、准教授制度に取り込まれるとすると、研究成果を出すにあたり昇任等のハードルがなくなることから、若干の問題が生ずる可能性もあると考えられます。とはいえものの、准教授となることで、教育研究の質において責任が重くなると考えられるので、制度改正は望ましいと理解しております。
- ・1. 個人的で特色ある教育を展開することがより可能になると思われる。 2. 教員組織の自由度が拡大する一方、教育研究の内容や質が問われることになる。中・長期的にみれば、大学の「二極化」を加速すると思われる。大学・学部の姿勢が問われることになる。
- ・私立大学であり国立大学のように講座制をとっていなかったもので、特に影響はないように思う。職位の助教はこれまでの呼称からするとなじまない。
- ・影響について十分な検討を行っていない。
- ・講座制は採用していないため、その点の制度変更(改正)が直接に大きな影響をもたらすとは予想していませんが、少子高齢化の加速を初めとする社会情勢、教育環境の激変については大きな危機感を抱いており、教育組織に限らず、入試、教育、就職(進路)支援の各面で日頃から議論を行い、様々な制度改革に取り組んでいます。
- ・問10(3) 1.2.3.5.の状況に対応する。
- ・元来、講座/学科目制に基づいていないので、当面大きな変化は予測できません。
- ・本学部においては、制度改正による影響はあまりない考える。
- ・現状では特に大きな影響を受けることはないと思う。
- ・新規採用人事方法について新しい仕組みが必要となるだろう。
- ・1. 責任時間数、給与水準について今後の課題と考えている。 2. 教育研究の内容や質に対しての影響については格別影響がないと考えている。
- ・「教員の職」制度の変更に関しては、これから十分に検討を行い、新しい教育法の考え方にしたがって、本学部での教育研究改善に大きく結びつくようにしていきたいと考えております。又、本学部ではもともと講座制を行っていません。さらに経営学という学問分野の性質上、教育組織と研究組織という重構造組織の考え方も、特に有効性を、現時点では見出ししていません。したがって今後、この面での影響という意味では、特に予想していません。

- ・准教授、助教の位置づけが今後どのように影響をするかは不明である。法学部は現在講座制をとっていないため、その廃止による影響は当面ないと思う。
- ・教員の職の制度の変更については、将来、具体的に検討して行かなければならないと考えている。
- ・現時点では、影響の予想が困難である。
- ・ほとんど影響がないと予想している。
- ・本学、本経済学部はもとも講座制を採用していない。教員の職階を改正することに反対ではないが、それによって教育に特段の影響があるとも思われない。
- ・特に大きな影響はないと思われる。
- ・本学は私学で旧国立系とは別の組織原理となっており、それ自体は大きな転換を意味するとは思えない。研究と教育の分離が進行すれば特に若手教員組織の改編が問題となろうが、この点も早急な課題とはなっていない。
- ・研究組織と教育組織の分離が進み、教員も研究主体の教員と教育主体の教員に分けられることが予想される。
- ・本学部ではもとも講座制を採用していないので、直接的影響はあまりないと思われるが、日本の大学全体にとっては、人事が活発化・流動化する要因になるとと思われる。その影響が、当然本学部にも及んでくると考えている。
- ・本学部は、従来から、講座／学科目制をとっておらず、教員組織への影響はほとんどないと思う。
- ・よくわからない。
- ・大学全体としてどのような影響があるか予想できないが、文系の当学部それ自体としては少なくとも当面大きな影響はさほどないと思う。
- ・講座／学科目制との関連は全くない。助手の一部を助教に任ずることは全面的に賛成する。総じて言えば、Global standard への対応ということからすれば、好ましいことである。教育・研究の質の変化はそれ程期待されない。→特に私立文系では。
- ・従来から教員組織の硬直的な運用がなされてきたわけではありませんが、このような制度改正により、本学においても長期的には、教員組織のより柔軟で機動的な編成・運用や社会の需要に対応するカリキュラムの編成が容易になると考えます。しかし、当面は、教員数に余裕があるわけではなく、制度改正のメリットを活かすことはできないであろうと考えます。
- ・ほとんど影響はないと考えている。大学及び学部として重要な科目に専任教員を配置していくことは今後とも変りはなく、教員が勝手に自分の好きなやりたい科目だけを担当することはできないしくみさえ整備していけば十分なのではないかと考える。
- ・本学部(他学部も含め。)では講座制または学科目制は採用せず、「授業科目制」を採用しているので、講座制規定の削除によってただちに教員組織に影響があるとは思っていない。ただし、全国の大学の教員・研究組織の弾力化が、より教育効果の高い、効率的な組織を追求してゆく方向が出てくると考えられ、本学部としても検討してゆきたい。
- ・制度の改正が、どのような大学を対象としているのかによって、大きく相違する。本学のような私立大学では、他に大きな問題をかかえつつあり、教員組織や講座／学科制の制度改正が大きな影響を与える要因とは思わないと思われる。
- ・現時点では何等の変更も考えておらず、教員組織に影響があるとは思えない。
- ・もとも講座制のような発想はないので、影響はない。それにかかわらず、将来へ向けての改革はしていかなければならない。
- ・講座／学科目制に関する規定の削除は直接本学部の教員組織に影響するものではない。
- ・教員組織への影響…より効率的で適切な教員の配置ができるようになる。 教育研究の内容と質への影響…教育研究の内容・質の向上を図ることができ、また教育と研究の融合あるいは分離に有効に作用する。
- ・もとも本学、本学部は講座制を採用していないので、その意味ではこの変更の影響は少ないと考える。しかし、教育目的、方向を明確に意識する必要性の高まりの中で、より目的指向的でより具体的成果のあがる教員組織の改革をさらに進める必要がある。
- ・従来、講座制や助手制度について様々な議論があったことからみると、十分に検討に値する方向性と考えられる。特に、若手・中堅研究者に研究上のインセンティブを強めることが期待できる。適切な競争と協力により、教育・カリキュラムの充実と研究上の発展とが相乗するような効果的な教員組織改革が必要になるのでは、と考えている。
- ・1) 私どもの学部においては、教員組織に関していえば、影響はないと考えています。 2) 講座制等の弊害が少なくなることが予想されると思います。また、教育研究の内容や質に特色を出すように職務内容やパフォーマンスも変わっていくのではないかと思います。同時に、こうした変更を実質化させていくためには、国としていろいろの支援が必要になると予想します。
- ・1. 学科目制を廃止すると、「教育組織」と「研究組織」を分けることになり、社会の要請する科目を設けることがより容易になり、人材育成教育が可能になるので、経済学部は学科目制の廃止方向に大きく進むであろうと予想されます。2. 学科目制を廃止すると、学際領域や学際融合領域へと踏み込んだ研究者での編成が可能となり、新しい学問体系の基盤づくりができるので、経済学部は学科目制の廃止の方向に移行するであろうと予想されます。
- ・この度の制度改正が本学部の教育研究体制に大幅な変更をもたらすものとは現段階では考えておらず、教育研究の内容や質の維持向上にも著しい影響をもたらすとの想定はしていないが、今後の推移を見守りながら適切な対応を図りたいと考えている。また、講座制は採用しておらず時代の要請を考慮した科目設置にも柔軟に取り組み、主体的・機動的な教育研究活動を展開するよう配慮しているが、今後もこれを維持していきたい。
- ・詳細な組織検討を経ていないので回答は難しいが、私見では教員配置・処遇が大幅に柔軟化・重層化していくことが想定される。
- ・平成18年度中に、議論し、当該年度中に、一定の方向性を導き出したい。(教職の職の制度について)。
- ・本学部の場合、教員組織は講座制をとっていない。したがって制度改正によって直接影響が及ぶとは考えにくい。



- ・「講座・学科目制」の廃止については、社会のニーズに応じた教員組織の変動が可能になる反面、中長期的な視野に立った研究・教員環境が損なわれる危険性もある。「教員の職」の変更については、文系学部においては直ちに大きな影響が及ぼされるわけではないと思われる。むしろ、制度変更を機に各大学、各学部が、いかなる教員組織を構築し、改革していくかによって、大きな差異が生ずるのではないかと考える。特に任期制の導入の是非、方法に関しては議論が大きく分かれるところであり、これによって教育研究の質と方法が左右される可能性は高いであろう。
- ・本学部の場合、現行の助教授がそのまま准教授となるものと予想されるので、処遇に関する混乱は生じないように思われます。ただし、准教授の職務内容については質問がなされるように思われます。また、今後は、シラバスの作成、学生による授業評価、FD等に関して、専門のスタッフを置くことも考える必要があることから、「新職」や任期制の導入といったことには、議論がなされるだろうと予想されます。
- ・教員組織については、全学の検討に併せて、学部の検討を進める。
- ・大学教員の職の制度の変更について、問1(5)の「新規採用・昇格その1」で示したような方策を、任期制と組み合わせて採用することにより、専任教員の質について、制度的に(少なくとも1回は)スクリーニングできる(不適格であることが判明した専任教員を継続して採用しないことができる)というメリットがあろう。また、学科目制の廃止により、より柔軟なカリキュラム構成と人的配置が容易になろうが、人文社会科学系学部においては、適時・適切に「教育上必要な学科目」を見直し、それをカリキュラムに反映させることにより、ある程度は時代の流れに対応できるのかもしれない。
- ・特に考えていない。
- ・教員組織は教育重視の組織になっており、研究を前提とした大学教員の職の制度の変化が、本学の教育に重要な影響をもたらすとは考えにくい。
- ・本学部においては、法律学科と政治学科との区別を設け、総合的に教育科目を設置しているが、この度の大学設置基準の改正により、本学部の教育形態が大きな影響を受けるものとは考えていない。また同時に、講座制も採用しておらず、柔軟かつ多様性のある科目配置を行うことにより、要請され得る教育的ニーズに応じて来ているものと考えている。今後もこのような教員組織の形態を維持すべきものと考えているところである。従って、このようなかたちでの制度改革によって、教育研究の内容や質に対して著しい影響が及び得ることは、現時点で予想していない。
- ・本学においては、現在も講座/学科目制をとっていない。また、私学においては、国公立と異なり、経営上の規模も問題であろうと思われる。直接には、カリキュラムに関心がある。
- ・教育、研究の高度化に向け、いかなる教員組織が適切であるか目下検討中である。
- ・大きな影響はないと考えられる。
- ・かつての教養部的な科目、担当教員の処遇にプラスになるよう利用できるとよいと思う。
- ・本学は大学をめぐる環境の変化(悪化)に伴い、組織(教育)の改編を非常に短いスパンで繰り返しており、今回調査されている事項について落ち着いた議論をしている余裕がありません。皮肉なことですが講座制が廃止されているが故に、組織の改編が比較的容易に行うことが出来るようです。学生数・教員数とも減少している現在、学生組織と教員組織との分離は必須の要件と考えます。講座制の廃止によって、大学としての研究的な product の蓄積が不可能になるということが大きな問題としてあります。
- ・先に述べたように、本学では講座制を採用しておらず、今回の改正が、教育研究の内容等に特別な影響を及ぼすものとは考えていない。
- ・大学における研究と教育の役割上の比率が変化しつつある。特に、学部において後者の比重が増す中で、学部教師に求められる能力とその質もまた変っていかざるをえない。今後学部教員の採用昇格人事においても、教育能力や、社会的現場経験をいかに評価するか、その評価基準の確立が必要である。
- ・特になし。
- ・制度改革は本商学部にとって、当座、大きなインパクトはないと判断する。
- ・検討していない。教育に関する改革(カリキュラム改革等)が当面の課題であり、主としてそれに取り組んでいる。
- ・特に大きな影響はないと考える。
- ・今後、検討して最善策を考えていきたい。
- ・若手の教員が柔軟な発想を生かして、研究・教育に活動できるように組織すべきである。身分階層的になってはいけな。専門的な知識や技術を持って、研究・教育活動を支援し、評価する体制が充実していないと意味がないのでは。
- ・講座制に関しては従来より採用していないので全く影響を受けない。大学教員の職制度の変更については単なる名称の変更程度なら大きな問題とはならないだろう。
- ・少なくとも社会科学系学部の場合、研究と教育とを分離することは難しい。・法学部の場合、法律科目は法体系に対応しているので、科目編制を大きく変えることはむずかしい。・教員のリクルート・プロセスとの関係も考慮しつつ、現実的な対応を考えなければならない。

## 【理・工・農・水・情報（理系）】

### 〈国立大学〉

- ・当学部では、既に小講座制を廃止し、大講座制に移っている。これに伴い、殆どの学科では、教員が独立して教育・研究活動を行っている。中には、小講座に近い研究グループがいくつかあるが、従来ほどの(小講座制)強いしぼりはない。従って、制度の改革が行われていても、それほど大きな影響は受けないと思っている。ただし、教員1人1人が完全に独立して教育・研究を行っている、大変非効率な面もあり、成果が出

にくい状況も現実に見受けられる。今後、連携を持つ研究グループ(教授、准教授の組み合わせ等)の形成が必要な気がします。

- ・本研究科では、教育と研究の分野を過不足なくカバーするとともに、学際領域への対応ができるように、学科間の壁、講座間の壁を取り除くため横断型専攻の設置(大学院)、大学科制度(学部)、大専攻制度(大学院)、大講座制度(研究)を採用するなどの制度改革を行ってきた。教員と学生の流動性は法の改正にかかわらず進んでいると理解している。
- ・講座/学科目制の廃止が教員個々の自主独立教員間の協同を促進するのであれば賛成致します。一方、教員個々の分断が進むのであれば反対です。実験系にあっては複数の教員が組織として協働しないでは、教育研究の効率的推進は不可能です。自主独立には各レベルがあり、個から組織までを含み、職務の推進上はおのずと制約が掛るべきです。
- ・本学部は総合的に、講座という概念を取りはずし、学科内で自由に人事を行うこととした。したがって従来の教授1、助教授1、助手1などという慣習ははずされた。その点人事はやりやすくなった。
- ・現行の助手を助教と助手に分けることは、組織の活性化につながると思う。講座/学科目制の廃止は、教員の自立性を促すなどの効果も期待できるが、一方では、卒論指導などの教育面におけるマイナス効果も懸念される。
- ・人件費を5年間で5%削減する方針の中で、教育定員が削減されることを危惧する。
- ・現行の大講座は各学科2つずつあるが、運営は学科単位で行なわれているので講座廃止の影響はない。職の変更について、助手が少ないので影響は小さいが、「助教」に名称を変えることはよい影響がでる。
- ・研究推進の方向としては良いと思われるが、教育に対してはその責任体制があいまい化し、少し混乱が生ずるように思う。
- ・よい方向に向かうよう努力する。
- ・本学の教育研究の内容や質に対して本質的な影響を与えることはあり得ないし、また影響が生じない運営をはかっていく。すなわち、法の中に規定されていなくとも、自律的に必要かつ最適な組織を作ることになろうから、その結果として、教育・研究の内容は現在の水準を維持できると考える。
- ・これらの改正が教員数の削減に対応したものであるために、本質的に大学教育・研究を改善できないのではないかと恐れる。大学教育には十分なる余裕を充て、日本の将来を明るくする必要があります。
- ・講座制を維持しつつ、時代の変化に対応して柔軟な学問分野の形成や教員人事ができる仕組みを考える必要があると思われる。
- ・工学の分野では、プロジェクトを組みながら、研究を進めることが多い。講座/学科制の廃止に伴い、より柔軟に対応出来るが、急激な変化は混乱をもたらすため、時間をかけて新制度を活用していきたい。
- ・小規模の大学あるいは地方大学での教育重視の大学では、教育の時代への対応を考えると、規制緩和の方向は望ましい。
- ・「助教」の扱いや「講座制」については、全学で検討が始まった所であり、研究科内でも、今後議論を進めていく予定である。研究科・学部の教育研究の内容や質については、この改正が直接的に影響を与えるとは考えていない。
- ・大学教員の職の大幅な変更について・・・人件費抑制の関係で教職員の定員が減少するなかで、学生へ教授すべき授業科目は多様化し、また法人化に伴い大学運営等に係る中心的業務を教育職員(特に教授)が行うことになり、教育職員(特に教授)の業務は現在多大なものとなっている。このような現状において、これまで教育研究を行う助手の位置づけが曖昧であったが、今回の改正により教育研究を行う助手が助教として授業を単独で担当できることになり、教育に係る教育職員の職務が軽減されることになる。またこれにより、将来的には教育職員が「教育を主として行う期間」と「研究を主として行う期間」とをローテーション的に設けることができるのではないと思われる。講座/学科目制の廃止について・・・講座/学科目制を廃止した場合においては、これまでの硬直した人事ではなく、社会が要求する分野の人事を行うことが可能となる。しかし基礎的研究分野の採用が少なくなり、基礎的研究が軽薄化する恐れもある。また分野が多様化し、当該分野の専門人が少なくなるため、教育職員採用の際における人事が非常に難しくなる。
- ・下記3点とセットで進めないと日本の大学の国際競争力が著しくそがれることになる。1、論文博士制度の廃止 2、ポストクズの整備 3、研究中心の大学と教育中心の大学への再編。
- ・検討中。
- ・研究組織と教育組織の分離がすでに行われているが、法人化後の教員数の減少(流動定員として新たな目玉となる組織への振り替えや、人件費の削減)により、教育が担保出来るか不安。また研究費を外部資金に依存せざるを得ない状況は、教育のみならず研究のレベルが維持出来るか不安。教育・研究が共倒れとなるおそれがある。
- ・既に事実上は、講座/学科目制に強く束縛されない学部運営がなされているので、法改正に大きく影響されないと思っている。
- ・同様の観点を折り込んだ改革行った為、大きな影響は予測していない。
- ・研究のノウハウあるいは技術の継承、資産の有効利用、役割分担(老壮青)を考えると講座制の方が良いと考えられる。一方、それを廃止すると昇格が講座枠に縛られないので、能力のある若い教員にはインセンティブが働くと考えられる。いずれにせよ、制度よりも運用する人間によって、よくもなれば悪くもなると云える。
- ・特になし。
- ・「講座制」から「学科目制」への移行と、とりあえず捉えている。
- ・こういう制度上の変更のみにて教育研究の内容や質に影響が及ぶとは考えられない。
- ・削除されたとしても大学が自主的に採用することは可能であり、各大学、学部にふさわしいあり方を検討すべきだと考えている。
- ・(1)教員組織と教育組織を分離することにより、学部運営が複雑になった。(2)教員の学部運営への参加意識が教育・研究(社会貢献)・大学運営に分離され、これまでとは違った形になる可能性がある。(3)学科エゴが少なくなり、予算・人事を学部長主導型にできる。(4)「教育の質

や内容」に関しては、講座制か新体制かに関係なく改善が進む(新体制もそのような組織設計でなければならない)。

- ・講座／学科目制を廃止することで、人事を行い易くなる反面、教育研究分野の偏りが生じる可能性がある。各々の教育研究分野に一定数の教員(ポスト)を割り当て、その時々々の年齢構成、業績を考慮し学部全体として人事が進められれば、硬直化は避けられると思う。大学院部局化に関しては、大きな学部が小さな学部を吸収し、小さな学部の特色が失われることがないように配慮しなければならない。
- ・＜教員組織に及ぼす影響＞教員集団の最小ユニットを大学の実情に合わせて、設定でき、柔軟性の拡大につながる。＜教育研究の内容や質への影響＞大学自身がしっかりとの方針をもってさえいれば、重要分野の継承、新分野の開拓、融合効果の創出の全ての面でプラスと思われる。
- ・柔軟な組織となり、時代、社会からの要請、境界領域への対応など、新しい大学運営が可能となる。定員削減、予算削減等あらゆる面での縮小に対応して、魅力ある教育、研究組織が構築できる。個々の教員の自主・自立の能力の育成向上をすすめる必要がある。学問分野の改廃をせざるを得ない。新しい教育内容を導入しやすくなる。
- ・大学は基本的にこれまでの講座制等の組織が良いとする年輩の教授が力を持った保守的な組織である。しかし法人化等の厳しい競争的環境及び財政圧力に晒されている昨今、従来の体制を維持することは不可能である。本学工学部は既に工学研究院／工学府／工学部という教研分離の組織改革を行ったが、改革の意図を周知徹底し、その利点を生かせる運用を軌道に乗せるのに多大の労力を要した。助教等の制度については平成19年度を目度に制度化の検討を行っており、これを軌道に乗せるには教員の意識改革を含めて多大の労力を必要としよう。いずれにしてもこのような一連の改革により、より機動性、競争力のある教員組織となり社会のニーズに柔軟に 대응できるようになると考えている。
- ・大学教員の職の制度については、大学教員の流動化を考慮し、制度の導入、位置づけを明確にする必要があり、高等教育全体として、あいまいな職制はとらないことが望ましいが、講座／学科目制の削除は大学の独自性を展開する上で、それぞれの大学が考え、くふうしていけばよいものであると思う。
- ・組織改変の膠着化を解消し、社会の変動に対応できる機動的な教育研究組織とするために必要であり、特に、大きな影響はなく、学部及び大学院の教育に対する責任が明確になった。
- ・1. 大学教員の職の制度について 古い体制の講座制を打破して、若手教員が活躍できるフラットな教員構成ができる。 2. 講座 学科目制について柔軟な人事が実施できる。
- ・講座/学科目制の削除は、後継者の育成ができなくなるにより、人材確保の方針に一貫性がなくなる。その結果、優秀な若手教員が集まらなくなる。教育研究の内容や質も浅いものとなるであろう。
- ・①長期的観点から・「学」の継承が難しくなる・後継者育成ができなくなる・大学行政にも関わる有能な教授の教育・研究支援が得られなくなる・権力志向の教授がもたらす弊害が解消される。・能力のない教授のもとでの活力の沈滞が解消される。 ②教育研究の内容や質に及ぼす影響・教育内容や質が平準化し、特徴のないものになる。・内容・質を維持するために、教育システムの整備充実が不可欠である。
- ・国立大学の法人化や講座/学科目制に関する規定の削除により、大学の組織の柔軟性は大幅に増加し、今後社会の要請に応じた学科改組や学際領域や学融合領域への対応が増加すると思われる。ただ、基礎は基本的な学問領域における教育研究の軽視につながらないことを要望する。
- ・学部に配分される教員人件費の枠内での教員組織の構築となる。若手教員の登用が進むので、現状の教授が最も多い構成が助手・助教・准教授・教授の数についてはピラミッド状になると考えられる。これらの教員構成で対応出来る教育研究の内容や質になろうが、現状と比較して、良くなるか悪くなるのかの判断は不可能である。良くなる(良くする)方策を模索しなければならない。
- ・教員数削減が進む中、最早講座／学科目制は維持できないと考える。その中でむしろその制度の削除に伴う利点を引き出すように前向きに取り組む考えである。この制度の廃止より教員数削減のほうが問題が深刻である。地方大学の利点は教員数は少なく独自の特徴ある教育・研究に専念できたことと思う。しかし、「学問の継承」「伝統ある研究の継承」が危機に曝されている。世界から取り残され、近隣の国からも追い越され、これまでの教育・研究の先進国日本が消えていくことを懸念する。
- ・助手・助教との分離は、理学部で大きな影響は与えない。現状の助手の役割を拡大することで理学部にとっては好ましい。講座/学科目制の廃止は大きな影響が出る。理学部では大学院重点化にともない、大講座制に移行しているのでこれを解体することは考えていない。
- ・学問研究の継承発展に影を落としている。制度を変えれば世界的に研究者が増加し未来を担う青年達が成長するのであろうか？現状の子供達の学力低下のあたりから総括すべきである。
- ・組織や体制の変革は、「個人主義」的傾向を促進すると考えられる。この是非論は難しい。なぜならどんな体制であれ教育研究は、教員の個人の価値観に大きく依存するからである。
- ・●●●工学部は分野横断的教育研究を目標に平成8年4月学部、平成12年に博士課程が開設された。しかも大学院は●●●工学一専攻とする研究科である。こうした学部・大学院と社会との接点、特に専門分野の説明にかなり苦勞し、時間をかけて取り組んできた。そのため、学科・学科目制の廃止や新たな組織構築には卒業生の就職先確保も視野に入れ、冷静な検討が必要である。
- ・学生の人材育成の方向性が見えなくなる恐れがある。
- ・大学の教育的機能が弱体化することがないように配慮すべきである。人格を育成して、自立できる市民、専門家、研究者を養成するためには、正確な基礎知識と方法を学習させると共に、考察能力を身につけさせる必要がある。そのためには教育と研究をあくまで一体化した「知の営み」が行われる現場が必要と考える。新制度でこれが維持できるか懸念する。



- ・大講座制に移行した時点ですでに小講座制の多くの問題点は解消している。また、研究に関しては講座間、学部間の横断的共同研究が実施されていること、またそのような研究が奨励されていることから大きな影響はないと思われる。教育に関しても、すでに講座を越えた試みが進行しており、学校教育法の改正により現時点での方向性に変化は少ないと思われる。
- ・平成元年当時の文部省の指導で、5学科から3学科に再編し、かつ講座制(教授、助教授、助手の1, 1, 1体制)から大講座制に移行した。この間大講座制の短所と長所を学んできた。本学のように限られた人材で日常の教育、研究活動を円滑かつ系統的に遂行するためには、本学規模においては年齢差を考慮した2人の教員ユニットが最適な体制と考える。その理由として1)教育研究の継承。2)相互協力によるハラスメント防止、不正防止(データ捏造など)。3)相互協力による補完体制(病欠や海外出張等)。4)部外資金の調達。5)新陳代謝を図ることの可能性が挙げられる。従って、本部局では、個の体制の議論は、否定的である。
- ・工学部の多くの学科・専攻では、講座/学科目制は存在するものの、運用は弾力的に行われており、これを廃止しても大きな影響はないものと思われる。
- ・大学教員の職制度の大幅な変更は今後の大学の運営に大きなインパクトを与えられと考えられる。教員組織におけるグルーピングでは教育・研究を協力して行うために重要であるが、新たな教育システムがどのように機能するかは、その具体的内容が各レベルで十分にはつめられていないまだ予測できない面が多々ある。並行して研究科、専攻の大局的責任体制をどのように明示的に構築するかは、我々に課せられた課題である。
- ・改正の方向は妥当だと判断している。しかし現場が具体的にそれに充分適応できるかという点、時間がかかる本学部では、まだ十分に、その意味を理解し、社会的要請等に対応できるまでにはなっていない。この一年以内に、実質的な改革を進めたいと考えている。
- ・教員の職の変更は能力があり、実績がある若手教員にとっては、研究・教育活動に自律性を導入することになる。一方「講座/学科目」制廃止はいたずらに時流を追うことに繋がりがかねない。長期的な視点でこの制度改革が良い結果を生むとは思われない。
- ・教育・研究の新たな枠組みがつくりやすい反面、基礎的分野の研究が衰退する恐れがある。
- ・当面は、講座制を踏襲したグループを組織しての活動がなされると思うが、次第に研究分野及び組織の流動化が増すと考えられる。准教授、助教の主体性が増し、研究・教育の活性化することが期待される一方で、研究分野のバランス、総合科学技術力が懸念される。教育・研究のマネジメントがいっそう重要になる。
- ・助手の助教への位置づけは、ティーチングスタッフとして教育面の強化策として有効に機能するものと思われるが、教員の任期制、テニユア・トラックの問題にも関連して、研究者としての自立をどう担保するかが課題と思われる。講座／学科目制の廃止は、時代の流れに沿った教育研究分野に柔軟に対応できるなどの利点とともに、基礎的、基盤的分野がなおざりにされる危険性を併せ持つ、研究面はともかく、教育面の効果は長期的視野に立って対応する必要がある。教員の職の制度の変更は、採用、昇進、異動、教員の流動性の確保といった観点から、一大学だけの問題ではなく、全国的に共通的な認識が必要のように思われる。
- ・学外、特に産業界トップから様々な批判はあるが、これまで講座/学科目制によって我が国の高等教育は、多くの学問的成果と有能な人材を社会に送り出してきた。今後、講座制を解体することにより、長年日本の科学技術を支えてきた高等教育体制の崩壊により、研究成果の停滞、後進の育成が進まない可能性がある。特に、現在、脚光を浴びていないが、研究の継続が重要である基礎科学や特殊分野の衰退が懸念される。
- ・講座の枠に縛られていた教員配置が柔軟に行いやすくなり、新しい教育研究領域への対応が可能となる。講座によって、教育研究を体系づけていたが、これがなくなると体制がバラバラになる恐れもあるので、これに対応する制度を構築しておく必要がある。
- ・本学部では、博士の学位を持つものを助手として採用しており、原則全ての助手が助教に移行することになる。本学部の規定では教授、助教授(准教授)だけでは人数的に不足で、助教による授業の担当は、教育の強化、充実になるものと期待される。本学部では大講座制を取ってきたが、学問分野や分野内の体系が比較的良好に確立されており、これまでの学科区分、大講座の区分は学問分野体系にうまく対応していたので、人の配置の片寄りを避けることに役立ってきた。講座を廃止する(あるいは学科を統合する)ことは教育のバランスの取れた実施を難しくする恐れがある。
- ・本学部が目指している柔軟で多様性に富み、かつ基礎教育の充実に資することのできる教育システムを構築するには教員組織と学生組織を分離したものとしてざるを得ないとの認識に至ることは自明である。提示された制度は、本学部の目指す方向と合致しているため、その現実に大きな支援となる。
- ・法人化に伴い、大学の経営上から教員数の減少は避けられず、又若年層の人口減少に対して効率的な教育・研究指導が要求されている中で、今後、中・長期的な観点から早急に関心するカリキュラム、特にキャリア教育のあり方を検討し、高度な専門性の維持を確保できるよう工夫する必要がある。
- ・規定を削除したり、名称を変更しても、各学科・専攻の教育に責任を負う教員集団の組織は不可欠である。学問体系、歴史的蓄続を無視すると、現職が定年後に組織は崩壊するおそれがある。
- ・規定を弾力化して大学自身の裁量性を拡大する趣旨と思われるが、これまでの経緯から、従来にもましてこと細かな縛りが加えられて却って煩雑になるのではないかと危惧している。例えば独法化。従来の国家公務員体制の上に独法化が上乗せされて、大学行政は一段と煩雑になった。
- ・学部構成員の有している教育力、研究力を、さらに発揮できるようなシステムを採用することにより、学部全体のポテンシャルがあがり、個性的で特色ある学部・研究科をつくることを目指す。上記状況を各自が認識し、システムの改革に賛同を得られるよう努める。
- ・大学院研究科には組織に「講座」を置いているものの、実態として形式的なものであり、講座がなくなっても、研究・教育上、また、運営上、何

の影響もない。

- ・教育については、プラスの影響を予測する。研究については、中立的(影響はない)と予測する(制度変化だけが生じ、他の条件、例えば教員数、は不変であると仮定する)。
- ・「学」を継承・発展させる確固とした視点が必要。この点がなければ、教育研究発展の将来展望は見えない。特に高等教育では教育、研究組織の分離が教育の質の向上に資するとは考えにくい。
- ・研究面においては、領域の融合がなされ、研究の新展開が期待される。教育面においては、より一層効率的かつ高度な教育が可能となる。
- ・後継者の育成に影響を及ぼすと考えられる。「学」の継承が困難となる。
- ・1、学部構想審議会において、①学科・講座の枠を越した新しい教育研究分野の可能性と構築、②そのための「学年・教員」組織のありうべき関係について目下検討中である。2、財政ひっ迫の事情下、人事費の削減は余儀ないものと予想されるので、いわば「職員室」から「教室」「研究室」に向くシステムを視野に入れなければいけないと考える。3、大学教員は研究はもとよりであるが、もっと「講義」に参加すべきであると考えている。もっと「働く」べきと考える。
- ・本研究科では、講座／学科目制を今後とも維持する方針である。講座／学科目制の廃止により、学問領域を同じくする基本組織の構築が非常に困難であり、個々の教員の公平な意見合意を組織運営上に反映することがむずかしくなる。これまで、講座／学科目制は学問の継承、研究者の育成などに重要な役割をはたしてきたものと考えている。大学院教育では、単なる知識の伝達ではなく、その学問の背景をしっかり把握させる上で、講座／学科目制は必要なものである。
- ・5学科から成っておりますが、学年毎に運営形態は大きく異なっています。形式的には部局化され、学部は学科目制をとらず教員の採用等においても学科目名に制約されない学科もあります。教員の精神状態は、学科目にしばられない学科で良好なようにも見えますが、業績を上げる、あるいは他大学への転出等はグループで研究を行う学科目制を守っている学科で有利なように見える。一定のグループ制は必要ではないかと考えています。
- ・教員組織が教育目標とはなれると、学部、大学院教育が崩壊しかねない。研究組織は、グループ制のような柔軟なものがよいが、教育には長期的な展望に基づいた組織が必要である。従って、法改正が行われれば研究の質は向上する可能性があるが、教育は崩壊する危険性がある。
- ・本学では大学院部局化に伴い、研究組織と教育組織を分離したが、教育組織を単なる学生帰属組織とは位置付けず、学生と教員によって構成される組織と位置付けた。従って、大学院教育組織には研究組織から兼務する教員によって構成される講座が配置されている。同様に学部の学科にも講座が配置されている。講座が廃止されるならば、学問体系に基礎を置く教育の体系性や構造化がやがて消滅し、その時々の時流に合わせた、`教育`が乱立することになるのではないかと考える。もし、そのような事態になれば、学術の系統的発展や、教育の体系性や質が損なわれるのではないかと危惧する。
- ・大学教員の職の制度変更は、現状に見合った変更であり、むしろこれまでの助手の扱いの方が現場と合っていなかった。研究・教育教員の分離については、大学の社会に対する役割の変化に応じて必然的に出てくるものだと思う。講座/学科目制は教育研究システムの効率化や入学生の大学理解の観点からは必要と思われる。ただ、一部の大学で人事・予算カリキュラムの硬直化が見られるため、規定の削除はそれなりの意味があると思われる。本学部にとっては、そんなに影響がないと考える。
- ・方向としては提言に沿った改革を考えております。運用方法を工夫することで、良い面を引き出し、悪い面を押える様にすることが必要と考えています。
- ・研究単位(グループ)として講座は今後活用したいと考えている。教育単位として講座を位置づけると専門がかたより、視野の狭い人間を育ててしまう危険を孕むため、教育に関しては講座色をよわめることになろう。従って講座性に関する規定が削除されても、教育は研究科全体で、研究はグループ単位でという基本は残る。教員組織(助教の位置づけも含めて)に大きな変更、影響を与えないのではないかと(これは研究科長というより私個人の考えであり、大学の考え、研究科の考えとは言えない)。研究や教育の質は、教員個人の質にかかっており、組織には依存しない。すぐれた教員を広い年齢層にわたり多数招集することこそ重要である。

## 〈公立大学〉

- ・研究教育の継続性が失われることが危惧される。
- ・講座／学科目制には欠点もあるが長所もある。長所を温存し、欠点を緩和することのできる教員組織として、どのような組織があるか、この点のある程度時間をかけて検討すべきと考えている。教員は研究組織に所属させて、教育は教育組織に出向させるのも検討に値すると考えるが、その際の研究組織をどのような体制にすべきかが問題であろう。基礎的研究分野の存続を保証する体制が必要と考えている。
- ・講座／学科目制を廃止するには、次のような問題点について、見通しを得る必要がある。1、一講座一研究室をとれなくなるので、より多くの建物・施設を必要とする。そうでなくても十分なスペースを持たないわが国の大学ではむしろ研究と教育(研究指導)の両面で質の低下をもたらす可能性がある。2、個人でできる研究には限度があり、教員相互の連携や研究費の横断的使用を可能にする体制づくりが必要である。
- ・形式的には既に廃止されている講座が実質的には心理的な側面を含めて未だに現存しており、規定の削除はこうした残骸の一掃に役立つと考える。ただし、こうした制度に代わる安定的な制度に収束するまでの過程で、若干の混乱が特に研究体制の面で生ずるかもしれない。
- ・当学部では、8～13人単位の大講座制をとっており、人事での閉鎖性は解消されている。また、研究の継承や伝統の形成には、名称は別として、何らかの研究単位は必要と考えている。助手の定員は今後減少していくことが考えられているので「助教」の必要性はあまり感じていない。



- ・教員の職制の変更も確かに重要な問題であるとは認めるが、目前にもっと大きな難問が山積して居り、当面は呼称の変更+α…程度で対応したい。公立大学は目前に独立化の問題、財政削減(年率-25%)、入学志願者の減少、…などの難問を抱えて居り、向う数年は、こちらの方に対応を迫られている。抜本的な職制の改革には慎重に対応する必要があるが、他大学の動向や成果等も見極めてから考えたい。
- ・教員の教育組織と研究組織の分割運営は、分割しても教育組織が維持できる大規模の大学では可能であろうが、小規模大学では殆ど不可能である。教育研究は一体的なものである。教員の研究が教育に反映されることの中で、自立的な学生を社会に送り出すことができると考えられる。教育のシステムは猫の目のように変えるべきものではなく、大学へ規模(レベル)に応じたシミュレーションとトライアルを行い、その評価に基づいて実施を考えたらどうか、教育の職制については、すぐれたポストが多数存在している現状から、テクニシャンとしての助手は、不要になってきている。助教が責任を持って、実験実習を担当できるようにしてほしい。
- ・本学は設立後7年が経過したが、その間指摘されてきた「教員の職」の問題点には着手するに至っていない。その理由として、平成18年度より本学は独立法人へ移行することが決定しているものの、教員組織の変更については、十分な説明がなされていないことが挙げられる。設立以来、教員の退職・移動、新任の例は少ないことから、その事実に基づく詳細な検討を始める必要性は多くの教員が認めているところである。
- ・私どもは小さな公立大学であって、講座制もとっていない。最近の情勢はこのような小さな大学にも、大きな大学と全く同等の制度設計、システムの作製を強いられている。小さな大学であれば、その特徴を出していけるような方法もあるはずであると確信しているが、設置者の県は時流に乗り遅れまいと、周囲を見渡し全く同じ方法に変えていくことばかり考えている。これでは、本来の改革(自己)でなくなってしまうというので最近の気になるところです。
- ・制度が変更されても教育・研究の本質的な内容は急激には変化しないと考えている。制度変更が教員の意識の変化を促し、組織の活性化につながるように活用したい。

## 〈私立大学〉

- ・従来より学科制の教育組織の中に教員を位置づけており直接の影響はないと考えている。若手教員の研究力育成については、特に制度化されておらず学科内教員の共同教育・研究体制の中でおこなわれている。
- ・本学部にあっては特段の影響があるとは思わない。
- ・教育と研究の分離の方向性が強まることに危惧を感じます。両者は相まってはじめて双方の継承、進化を生みだします。職制や制度の変化で良い方へ変化すると信じる人は、やはりその新しい制度にとらわれても同じ弊害を生むでしょう。要は、どんな制度でも、その運用にあります。
- ・本制度改革は若手教員には自由度が比較的大きくなるというメリットがありますが、一方で、教員業績評価を厳しくしなければ、優れた人材は育たないのではないのでしょうか。大学の一番大切な機能は教育であり、教育課程を真に魅力あるものにすることが私立大学の義務であり、最良の生き残り策であると考えております。高等教育が大衆化した今日、勉学に対する動機付けが容易ではない学生に、社会が求める学力・付加価値をつけるには、教員に教育力が備わっていなければなりません。そのためには、信頼できる教育業績評価法を確立し、研究業績と同様に、教育活動で顕著な業績をあげている教員を昇任人事や待遇に反映させ、教育と研究の両方の活性化を図る必要があると考えます。
- ・本学・工学部は5学科で構成されている。各学科の教授、助教授、講師、助手との員数、構成は異なるか？講師以上の全教員は、研究教育に関して対等であり、また講師以上の全教員が、対等で教授会に出席できる(ただし、人事案件に対しては教授のみ出席)ので、大学教員の職の制度が大幅に改正されたとしても、本学教員組織に特段の影響が及ぶとは思われない。
- ・本学部は原則、講座制ではなく、研究室制である。但し、教員の意識の差により、講座制に近い運営をしている学科、複数の研究室が存在する。今後、学科の運営、特に意思決定には研究室制が適している。但し、学科を構成する教員の意識が低いと、逆効果の場合もあり得る。いずれにしても規定削除により独自の運営が可能な方式が学科間で活性化に差をもたらし、結果的に大学全体の活性化につながると思われる。
- ・優秀な若手研究者の昇進等がよりやり易くなるとともにインセンティブを与えやすくなる。又カリキュラムの構成、内容の充実にも効果的である。旧態の固い講座制では、若手研究者が伸び悩む傾向にあり、又逆に努力しない中堅研究者を生む土壌となる弊害も聞かれているが、新しい制度では中長期的にみて、教員の活性化が期待出来る。
- ・学部内の改組、カリキュラムの柔軟な運用等を実行しやすくなる。
- ・現在よりも教育研究に競争的環境が生まれる可能性がある。
- ・各大学が置かれている状況により、影響の度合いは異なると考えられる。私学においては、教育のウェイトが大きいため、制度改正により教育内容の質的低下を招かないよう、留意すべきである。
- ・教員たる要件の緩和が進むことには利点もあるが容易に進めることは問題もあろう。そうした中、教育業績の適切な評価は、いずれにせよ、緊急かつ重要な課題であると認識している。
- ・講座/学科目制については問2で採用していないと回答したが、当学部の現体制は学科目制に近いものと考えられる。現状に於いても、学問動向教員動向において、必要、重要と考えられる方向に対応できる様運用しており、設置基準改正が当学部に与える影響は余り大きくないのではないかと考えている。
- ・特になし。
- ・日本には、650校以上の大学があり、その社会的役割も多様なものである。制度はなるべくしばりのない方向に改正するべきだ。地方の私学にとっては、講座/学科目制の削除は運営の自由化につながるもので、どちらかというと有難いことだ。中・長期的には本学の特徴を十分発揮

できるよう、この改正をとらえていきたい。

- ・制度が変わることは学内でも話されるようになっていますが、教授会等で制度そのものの検討を行ったことがなく、現段階での制度の改正による影響についてはわかりません。
- ・高等教育機関の教育目的、教育理念に相応しい教員の使命や役割が明確になる。また、教育・研究に対しては高等教育機関の連携による幅広く厚みのある人材育成が期待できる。その結果連携の促進は教員の学内外への貢献にも発展する。
- ・講座／学科目制の廃止には特に異論はない。教員の職については従来までのものとほぼ対応しているので特に問題はない。
- ・本学部ではこの変更による影響はない。しかしながら、共同研究又はグループでの研究が必須の場合には、問題があろう。ただ若手を育てる(独立)点では評価できる。そのとき「ボス」が1人になり、いかに資金を集めてくるかにかかっている。そういう意味での「研究」、「教育」活動はある程度分離した方がよい。ただ評価、業績については論文だけでなく、多方面の判断を適正にとり入れる必要があろう。
- ・名称、制度を変えただけで、教育・研究の質が大幅に向上するとは思えない。現在の制度でも運用方法の改善により、いかようにでも実施できるはずである。このような制度を転々に変更すべきではないと考える。現在、種々の制度、枠組みを新設し、教育はその対応に大幅な時間をとられ、研究・教育の質が低下する一因になっているのではないかと。
- ・個人的意思としては、これまでの制度を止めて新しい制度を確立することは組織の活性化につながると考えている。しかしながら、教員間での意思の統一が必要であり、よりよい制度はどのようなものかをよく議論する必要があると思います。
- ・この度の教員組織の変更は、本学部の運営にとって緊急に直接影響を受けることはないと考えている。しかし、近い将来には、今回の「＜審議のまとめ＞」の考え方にに基づき、職務内容等の整理を行いつつ、現状での職種が妥当であるかどうか検討し、必要な職務についての設置を含め検討していく必要があると考えている。今回の関係法令の改正に伴い、「准教授」「助教」に関して、考え方や本学部での対応を含め十分な理解と説明が必要となることから、ある程度の猶予期間が必要であると考えている。
- ・助手が科目を担当することは、教学上あるいは、給与上歴史的な矛盾を本学では抱えている。助教制度の活用により、助手がスムーズに教学システムに組み込まれる可能性が考えられるので歓迎している。
- ・研究の活性化、教育の改革には役立つと思うが、教育者や研究者の育成、研究の組織化の面については別途考慮が必要と思われる。
- ・教育・研究の活性化に益するとは考えられるが、実質的な教育・研究の質の向上は、制度や組織の変更では望めない。
- ・特に大きな影響は及ばないが、若干研究員において「教授」へのコースと教員をサポートする助手(期間付)が明確になると思われる。
- ・本大学では講座制は実施していないので、教育研究に対して特に問題は起こらないと考えている。
- ・本来、教員を教育と研究を分離して採用しておらず、制度導入は混乱が予測される。教育研究の内容や質に対しては、導入することにより向上するものと考えられる。
- ・教員の職について、助教の扱いがポイントになると思われる。非常に危険ではあるが、任期つき講師としての運用が予想される。分野によって助手との区別がなされ、既に一般化されている任期つき助手との併用(目的別)の格付けが行われるのではないかと。教員組織については、トップダウン、あるいは新設などの大きな変化を伴わない場合には方向性を見出すのは困難ではないかと思われる。まず何を問題とするのか、そこが重要である。
- ・教育体系をより柔軟に策定できることから規定の削除は望ましいと考えます。
- ・本学部のように小規模の理工学部では、今回の制度改正が教員組織に影響が及ぶとは思っていない。教育研究の内容や質に対しては、学部として独自に取り組むことで、影響を及ぼさないように努力すればよいことである。
- ・特になし。
- ・私共小さな学部では、この事により特に大きな変化が生じるように認識はしておりません。
- ・学問の進歩のために望ましいと考える。ただし、実際にとり入れた場合、過渡的に歪みも生まれると予想する。
- ・大学を出てから講座制の中で育ち、現在学科目制の中で教育研究をしている者から考えてみると、これらの功罪、善し悪しもわかる。しかし中教審大学の教員組織のあり方にあるように融通性に欠けることは否めない。この内容が実施された場合、将来を適確に見通す人材がいる大学学部ではさらに有効に働くが、そうでない、将来の方向性を適確に示すことができない大学ではその将来は迷走し、混迷するだろう。

## 【医・歯・獣医】

### 〈国立大学〉

- ・教育が重視される中、研究・診療との関係において、より柔軟な対応を可能にする制度改正として捉える必要がある。将来的には、大学教員において、個々の教育、研究、診療への取り組みの程度が異なり、教育中心教員、研究中心教員、診療中心教員などの分類、仕分けが進むようになり、客観教員評価法の確立が必要となろう。
- ・国立大学が法人化し、各大学では管理運営の自由度が増す傾向にある。教員の職、講座／学科目制の改革については、十分にその趣旨が伝えられ、そのねらいとする処が具現化してほしい。教授の命令を逃れ、待遇改善のみを主張し、怠惰が横行しないよう強い部局長の権限とリーダーシップが必要。
- ・予算配分の制度と相俟って、外部資金の獲得が容易な分野に、人も物も教育研究も重点化される恐れがある。
- ・「教員の職」の変更については、当面、大きな問題は生じないと予想される。その意味で影響は少ないと思われる。「講座/学科目」制に関する規定削除は、枠の撤廃という自由さへの期待がある反面、これまでの教育・研究の最小プロジェクトチームとしての位置づけが、不明確にな

- ・り、教員個人個人のばらばらで統一性に欠ける教育単位であり、研究単位となって、質の確保が保てるかについて不安がある。
- ・講座内での研究組織の在り方の意識が変わる可能性がある。
- ・上記の「まとめ」は講座/学科目制を一律に廃止するという提言ではなく、各大学法人の判断を求めています。質の高い教育研究を行うため、講座/学科目制を含め、大学全体および各部局で検討中です。
- ・講座制を廃することのデメリット、系統だった研究が不可能、流行にのみ追われる研究チームが形成され、将来を見すえた息の長い研究が埋没する、業績至上主義になる等をいかに克服するかの道筋を示すべきである。プロジェクトによるチーム研究は重要でありプロジェクトにより離合集散する組織の柔軟さも不可欠であるが、10年先を見すえた研究も重要で、針が両極に極端にふれることは如何であろう。両者の並列が現状ではよいように思う。
- ・提言は、現在の社会的・時代的要請に沿ったものであり提言に対応した変化を促進するものと考えられる。
- ・現行の「講座制」の適正な評価が行われていないので小手先の「改革」は混乱を引き起こす以外のメリットを理解できない。医学部、特に臨床系教員の過重労働環境を解消出来る目途がつか否か明確にすべきである。
- ・各大学の特徴が出し易くなり、反面、成果を求めての競争が激しくなると予想される。医学教育上必要とされる領域の教員は最低限確保する必要がある。
- ・財政的支援の拡大がまずあるべきで、たとえ制度の改変が実施されたとしても、最終的に、教育・研究の質の向上につながらないことを強く危惧する。
- ・現在、検討中。
- ・講座制を残しながら(良い点を残しながら)職の変更に対応してゆく。医学・医療は特にチームワークが重要。
- ・一時的に混乱要因となる可能性あり。大学組織内の再編成が必要となり、改革ができる大学は生き残っていくこととなり、望ましい方向と思われる。
- ・講座・学科目制はそれなりの統制がとれ、教育・研究・後継者育成などにおいて貢献している。しかし、社会及び社会から大学への要望が多様化するにつれ、それらに迅速に対応できない面もある。この制度の長所・短所、およびその学部の特徴を考慮して改革するのが良いと思われる。
- ・検討中であり、意見は差し控えます。
- ・本学部として今後、学部の個性化、特色化を明確に示し、主に管理運営を担当する教員、教育、研究及び診療を担当する教員というように、学部長のリーダーシップの基に、教員の責任をはっきりさせた組織にする。また、助教の職位ができることにより、授業担当教員が増加し、社会から要請があるような授業への対応が可能となる。
- ・大学が果たしてきた人脈にもとづく人材の継続性が大きく減少し、大学の研究者、教育者離れを促進する可能性あり。
- ・教育に関しては、ニーズに応じた一貫したカリキュラムができるが、それを立案する責任者の存在とその負担が大きくなると考えられる。そのような人材を登用できるかどうかが一番のカギである。また、それを支える教員の理解と実践が不可欠であり、FDの開催は常に欠かせないだろう。一方、研究に関しては、研究者としての自立性、自由度が高くなり、若い人でも実力のある人は優れた研究を展開できる。しかし、一方では、今まで組織的に行っていた研究がバラバラになる可能性があり、テーマ別の研究組織の構築が非常に重要になると考える。
- ・教育と研究の分担がより明確となるものと予測されます。
- ・学問の系統性が失われ、後継者の育成が困難となる学問分野が出てくる可能性がある。基礎的な学問が軽視されてくる可能性がある。教員の適材適所の配置を行うことができる。従来の講座制の授業を大局的に合理化し、有機的に再帰できる。若手教官の登用を容易にし、教育・研究の高度化、活性化がはかれる。
- ・この10年の大学改革で良かった点は教員の意識の向上であったと思います。しかし、責任の所在の明確でない制度(個人責任に帰す制度)は、大学という組織の崩壊になると考えます。
- ・旧来の制度の問題点に注目が集まる結果、若い個人の研究者は能力が優れ、かつ性善であるとの仮定があたかも真実であるかのように独り歩きしているところがある。能力は年齢と逆比例ではなく、発想、経験共に豊かな教授等が中期的視点で新しいプロジェクトを構想し、必要な人材を集めるというパラダイムは、むしろ競争力のある多くの民間企業で採用されているモデルと考える。今後の制度設計によっては、個々の研究はそれぞれ小さくまとまっているが、国家的視点からは全体としてバラバラで脆弱な研究・教育者集団になり得ることも危惧される。冷静な議論が必要である。
- ・私どもは歯学部ですが、「歯科医師を育成する」ということが第一の目的として設置されています。従いまして、職能教育をしていない学部と比較して必修となっている授業科目が多いのが実情です。その結果、研究活動を中心とした教員選考・組織に移行した場合、教員の負担が増える、あるいは質の低下を招く危険性があると考えられます。また、これまでは講座/学科目に則した研究と教育がなされており、多くの場合、教授を中心として講座の中で協力してシステムが機能する可能性が低い。結果的に、教員選考の基準が明確でなくなり、教員選考に長時間を要したり、選考中あるいは選考後にトラブルを生む可能性が増大する。大学の執行部が教員選考に大きな影響力を示すことも、一つの方法と考えられるが、総合大学においては、大学執行部だけで適切な教員選考は極めて困難である。
- ・講座/学科目制にとらわれずに、教員組織を編成できるようになるので、社会や学問の変化に素早く対応した職体制を構築することができる点で評価出来る。



- ・自ら教育・研究を行うことを主たる職務とし、若手教員が柔軟な発想を生かした研究活動を展開することが可能となるよう、「准教授」や「助教」を新たに定めた「大学の教員組織の在り方」の「見直し」が期待する成果は、わが国の高等教育や研究開発における国際競争力の更なる強化にあるものと理解します。専門分野ごとに「助手」の実態が極めて多様であることは、文部科学省自らの調査によっても明らかであります。例えば、教員構成における助手の割合は、人文・社会系では3～5%と少なく、保健系では50%強と多い状況にあります。特に医学系では70%程度に上るものと推察され、そのほとんどは将来の大学教員や研究者となることが期待されています。このことは、それぞれの学問領域において教育・研究体制の現況が大きく異なることを端的に物語っています。特に医学系では基礎部門・臨床部門いずれも、国際競争力を確保するため、欧米に比べて圧倒的に少ない人的資源のもとで、組織（チーム）として研究活動を遂行することが必要であり、そのような研究体制をとるグループから国際的にプライオリティの高い仕事が多く出されているという厳然たる事実があります。実質的な人的資源の拡充なく既存の枠内で、「准教授」や「助教」を新たに設置し、しかも「教授」から独立して活動することを推進する「見直し」が専門分野を問わず一律に施行された場合、少なくとも医学系においては却って国際競争力を低下せしめる危険が強く、本来の「見直し」の意図と相反する結果に終わる可能性が高いと考えられます。このような観点から、医学系研究科では、学校教育法の改正に伴い、現在の「助手」を「助教」へ移行させますが、その職務や研究体制の中での位置づけにつきましては、従来どおりとして運用することを考えています。
- ・教員一人一人の自由度が広がった。このことは集団としてのパワーが減弱する可能性を含んでいる。職業人養成学部においては核となる教科やその内容の教育には、教員組織のチームワークが必要なため、教員に対するある程度の制約は必要である。特に実習を担当する教員におけるチームワークは必須である。各学部の対応によって、成果に差が出てくると思われる。
- ・大学教員の職の制度は、従来の助手の身分を社会的に正当な位置づけとするものであり、当該教員のモチベーション向上の点でも好ましい。講座／学科目制の廃止は、長期的観点から学問の継承や学生に対する体系的教育の実施面で若干の不安が残る。
- ・学部の授業は学科目制の形態で行っているが、籍は大学院研究科に置き、そこでは大講座制の組織形態で研究を行っている（大学院に対する講義・授業は大講座制の形態で行っている）。

## 〈公立大学〉

- ・活性化が期待出来る。
- ・本学部は、講座制に基づいて、諸種の運営組織を形づくっている。規定が削除されると、講座制は、その根拠を失うため、本学部として新たな規定を設けないうち、講座等の改廃は避けられない。即ち、本学部の教員組織の全面的見直しに直面するが、これは学内のみならず地域医療に大きな影響を及ぼすため、慎重に行わなければならない。もし規定の削除をするにしても十分な準備検討の時間がとれるような改定を望むところである。

## 〈私立大学〉

- ・教員の職の変更が来たされても、各職階にあるすべての専任教員が現行の基準（昇任・昇格）をクリアする努力をしており、理解は得られると思っている。また、講座／学科目制の規定が削除されることによる検討は未だ行っていない段階であり、今後の推移に注目していきたい。
- ・現在の講座制に問題が多いことはよく認識している。本学では講座制検討委員会を設置して、医学部・病院の研究・教育体制の改善に向けて検討している。今回の「中教審大学分科会の〈審議〉のまとめ」を参考にしつつ教員組織の改善と講座制の改廃について検討したい。講座制については問題が多いが、医学部では研究・診療のユニットとしての利点も多いので、簡単には廃止できないと思われる。従来の欠点を改善する方策として、大講座制を導入して教育・研究・診療の効率化をはかるのもよいのではないかと考えている。
- ・講座／学科制に関する規定を削除する考えは理解できますが、必ずしも急いで検討すべきものでないと考えます。教育・研究等は充分時間をかけて検討すべきであると考えます。場合によっては、ある大学でモデル的に試行して、少なくとも10年間くらい様子を見て、制度改革していくべきであると考えます。
- ・基本的には、教育は研究（診療）と分離できないと考えている。必ずしも研究に優れたものがよい教育が出来るわけではないが、「教育学を学んだ先生がよい先生になっていない」ことをみてもらかである。特に大学の如き高等教育においては、優れた研究能力を持つ教員でなければよい教育が出来るはずがないと考える。
- ・当初は若干の混乱が生じると思われるが、中長期的には成果、重要度に基づいた新しい大学の教員組織が構築されてゆくものと思われる。前提として第三者による評価が必須である。
- ・人材の育成がより困難になる。
- ・社会のニーズに応える教育をするために、体制として教員が同じような負担をし、自由な発想で研究をしていくのに対応できると考える。
- ・研究重視の機関にとっては講座制の解体は可能と考える。しかし、卒前教育重視の機関では講座制の方が効果が上がるとかんがえる。教授管理・統制という問題と教員個々の能力の発揮を両立させることが課題である。研究に傾いた部署を教育重視の機関内に設けてもよい機能は期待できない。
- ・現時点で真に必要なのは講座や学科目の改廃でなく、これらを構成する一人ひとりの質の向上を考えている。講座や学科目が長年月に渡って蓄積してきたものを簡単に捨てるべきでないと考えている。新しい試みをするのは新しい組織（大学等）を作り、そこで実施すべきと考えている。
- ・教員組織については、講座再編に伴う教員の削減、教育については「講座／学科目」制のもたらす内容の重複、科目の偏りや細分化（専門化）などの弊害を取り除き教育の柔軟性が期待され、研究については重点的に高度な研究の育成を可能ならしめるなど、利点は理解されるが、「講座／学科目」制の廃止を一気に押し進めるのは上記のいずれも混乱を招くとも考える。
- ・大学教員の職の制度は一貫性と継続性が必要な一方、講義・実習・演習等に幅広く対応できる柔軟さも必要である。講座制そのものも変容が



可能。

- ・かなりの混乱が予測される。まだ、その影響を予測することはできない。
- ・本学医学部における教育・研究体制については以下のように展開しているが、運用については各々長所・短所がある。教育について 開校以来続けている本学独自の「●●系列総合教育」を実施しており、各系には各々系議長を配置している。研究について 研究施設の共同利用を効率的に行うために各研究者は研究手段により利用する研究系・センターを選び、事前に研究主題登録の申請制度を取り入れており、各系・センターには系部長・センター長を配置している。
- ・講座/学科目制に関する規定を削除しても、教員組織を統括管理し、方針を定めていく何らかの組織は必要で、実質的には変わらないと考える。現行の講座/学科目には教授、助教授、助手をおかねばならぬという点については、改善され、多様な組織形態を作り上げる上で、効果があると期待される。
- ・本学は従来から教育と研究いずれも重要で密接不可分と考えており、現在の組織、組み立てで不都合は感じていない。 制度改正が行われれば、現状をなるべく反映させる形で枠組みの変化に対応したい。
- ・学校教育の充実を主眼において、講座/学科目制を検討する必要がある。限られた教員をいかに配置し、どのようにして教員各個の能力を最大限に発揮させるかが重要である。
- ・社会から医学部に求められる多様な機能を現段階では、ある程度は果たしている中で、制度改革はそれを目的とすると、ともすると組織へ与える損害が大きくなり、現時点レベルでのパフォーマンスほども確保できなくなることがあると考えております。もちろん本学としては、結果としては同じであるとしても、教育のあるべき姿、あるいは研究を進める組織としてのあるべき姿を描きつつ、課せられた課題を最大限に果たすべく、不断の組織改革を地道に進めていくことが、早道と判断している方が多数を占めている状況です。
- ・本学部では講座制を維持する方向で検討しているが、問4の設問にあるような講座制の欠点をできる限り解消し、問5にあるような利点を生かすような方策を、これまでも種々実地してきたので、教育研究に対して大きな影響を及ぼすとは考えていない。今後は法改正の趣旨をふまえて、さらに改善の方策を検討していきたい。

## 【薬・保健・看護】

### 〈国立大学〉

- ・中・長期的な影響を予想することは大きな問題であり、学内にWGを設置して検討をはじめている。
- ・職の変更により、教育の自由度が増すのではないかと。ただし、配置される教員数が減少する可能性が心配される。
- ・看護学部では、看護師等の国家試験の受験資格も与えられる学部という特徴から、厚生労働省で定められた指定規則に従った科目の教育は必須である。制度の改正にはかなりの発想の転換と学部内の有機的連携が必要。
- ・教育・研究体制の根幹に影響する問題であり、このようなアンケートでは回答できない。
- ・教育・研究を実施する単位を細分化する方向で教員の職の変更や講座/学科目の廃止が行われようとしているが、米国のようにポスドク制度が充実していない日本で急激にそのような変革を行うと大学における研究の荒廃を招く恐れがある。
- ・講座／学科目制度を廃止した場合、教員一人一人の立場や役割はどのようにして決められるのか。若手教員の育成やサポートはどのように行うか。年齢の高い助教授・助手をどうするか。学部運営は学部長の指導力に依存するのか。教育・研究の独自性はどのようにして維持するか。上記のような事項に方向性を出し、現在の講座制よりもよい制度が提案されれば古い制度を廃止してもよいと思われる。現在の制度を残したまま講座制を廃止することは教育・研究現場に混乱を引き起こしかねない。
- ・検討中であり、意見は差し控える。
- ・突出した研究領域が生まれる可能性がある。ライセンス教育上では多くの学科目が必要であり、その一部の削減は困難である。運用面での困難さが必然的に生じてくる。
- ・教育研究の活性化に向けた制度改革は必要である。本学部では機動的にこれに対応する。
- ・当面は教育にとってプラスになると予測される。しかし、教員の活動単位が細分化されるので、アメリカ並のポスドク制度が整備されない限りは、特に応用を指向する研究が大学においては衰退し、技術立国をささえる上ではマイナスの要素が大きいと考える。人材育成においては、失敗の経験を十分に積ませるリーダー育成ができにくくなると予想される。

### 〈公立大学〉

- ・助手としての明確な位置づけが出来るので歓迎である。
- ・若手研究者にとって自由な研究環境になっていく。 効果的な教育のためにカリキュラム編成や教員間の連携を推進する必要がある。
- ・看護学においては資格取得の実践学でもあり、学科目が明らかに厚生・文部科学省とのカリキュラムとして整合性として取りやすいが、学科目が取り払われると他の学問領域の教員が多く入ると実習等での指導ができない教員では看護系の教員の負担が多くなること、将来にわたって看護学・職の発展はいかなものかと考えます。もし、そのような学科目を取っ払うのであれば、厚生労働省の資格取得の条件・学び方・教育制度等を考える必要があるのではないのでしょうか。講座制は現在でも文科省への申請時は不必要ですので問題ではないが、学部で実習や費用などの整理上では使っています。
- ・教授、准教授、助教の立場以上に発言しやすくなる。学部の組織に工夫が凝らされ、学部によってかなりの違い、個性が出てくる。

- ・薬学部教育において、6年制学科(学生定員の6割)と4年制学科(同4割)の年限と設置目的が異なるため、単純に学科目制を廃止することができないと考えます(6年制学科のコアカリキュラムと国家試験受験資格の点から)。一方、大学院教育と研究に関しては、講座/学科目制を廃して、社会の要請に即応した学問領域・学融合領域の設定が可能となり、かつ若手研究者の独立及び選抜が容易な教員組織への改革は是非とも必要と考えます。平成21～23年に大学院の大幅な改組と設置(6年制学科の上の4年制大学院)を予定しているため、その時期までに充分な組織構想を立てることになります。
- ・本学薬学部において、18年度から「小」講座制から「大」講座制に移行する。他大学においても、これまでの「小」講座制に内在する階級制の弊害、教育研究分野と大学の求めるそれとの乖離を解決する教員組織へ移行するものと考えられる。
- ・本学は平成17年度に短大を大学として改組したばかりであり、文科省に年次計画履行状況報告書を提出している段階ですので、大学としての教員組織等の体系化に関して具体的な実績はまだございません。これから他大学の事例を参考にさせていただき検討していきたいと考えております。以下は私個人的な意見です。講座制は学問の専門領域を制度化した学術的側面を持つために、学問領域の研究を発展させるためには有効である。本学は保健医療専門職の養成を目指す大学である。専門職者養成には学問体系に基づく教育が必要であり、確固たる学問基盤の上にたつて、初めて、専門職としての自立性や科学的知識に基づく質の高い実践が実現できる。しかしこれらの学問体系の構築は始まったばかりであり、他の学問に比べ歴史が浅く後発学問のために講座制の考えも捨てがたいが、閉鎖性の問題も指摘されているので、学科目制も視座に置いた複数の分野(講座制:責任の明確化体制)からなる大講座制の体制を考えている。これは学部の教員全体の問題意識の共有化が図られ、個々の大学の理念の基、機能的に分化し個別が図られ易い。又各教員間相互の知的教育的交流が可能となり、個人研究はもとより横断的な教育研究機能の向上が推進できると思う。自主性・自立性の確保には学科目制(個々の教員の教育・研究能力が大学全体の機能に影響し、組織的な研究は行いにくい)、役割分担、責任の所在の明確化には講座制、横断的且つ大規模研究の推進には大講座制のこれらを網羅した総合的教養教育型のシステムを考え、教員の所属組織も上記を基に今後検討していきたいと思います。まともでない文章が示すように未だ具体的な表現ができません。
- ・大きな変化はない。講座制という名称を使っていないので。
- ・具体的な検討に入っていない段階ですが、規定が削除されることの利点を生かし、自分の大学組織に合ったものを作ることによって混乱を避けられると思います。しかし、何事もそうですが何年しつuitた体質/意識の変化に時間がかかると思います。
- ・本学部の場合、教育カリキュラムが指定規則を満足させる必要があり、必然的に自由度も限られている。現在より大幅な変更は考えにくい。

## 〈私立大学〉

- ・“教育組織”と“研究組織”は明白に分離することは私立では教員間で差別化が進むと予想されます。しかし、私立では教育・研究を両立させる難しさもあります。このようなことから“教育傾斜型”“研究傾斜型”の教員に区分してはどうかとも考えて居ります。
- ・特になし。
- ・助手の義務と責任が明確となり、教育・研究におけるモチベーションがあがると思う。専任講師の准教授の移行も大学の活性化に連動するものと考え、結構なことだ。
- ・本学部は2005年4月に開設した新しい学部である。講座制でなく学科目制を採用している。その利点としては、①組織、教育、研究の変革・改良に弾力的に対応できる。また、教育・研究活動を機能的に行うことが出来る。②教員個々の独自性・独立性が保障されるため、若手教員が積極的に教育・研究に参加できるため、教員個人の能力を早い時点から発揮することができる。③教員個々の判断で効果的な教育・研究体制が組めるためグループ活動を活性化できるため、学部に活気をもたすことができる。などを上げることができる。新に教員組織制度が変更になった時点で、本学としての取組み方を決めたいと考えている。
- ・上記のような大学設置基準の改正が成立したとの話は現在までのところ聞いていませんが、5頁上部には平成19年度から実施する必要があるように記述されています。これは本当なのでしょうか？従来の助手が助教と助手に分割されることはおそらく給与面でも対応措置が必要となるのでしょうか？もしそうであれば、学部内の問題ではなく、経営者を含む大学全体の問題になると思います。教育研究の推進単位が細分化される傾向に行くと思われますが、この細分化は必ずしも教育研究、特に研究面の推進に有利とはいえません。人手の確保のため何らかの手段が必要になります。
- ・学科目制の廃止では専門性が希薄する可能性があり、教育・研究上に混乱が生じると思われる。これに対し、境界領域の研究が促進されることも予想され、メリット・デメリット両面が混在するため、時間をかけて検討することが必要。
- ・学生に対する教育の責任があいまいになる。研究に対する教員の質的内容が高まらないし、広がらない可能性が出てくる。
- ・大講座制に近い形をとっているため、個々人の教員の裁量による時間の使い方ができるので、このようなものに近い制度が出来ることが良い。
- ・医療系学部においては、主要学科目に教員を配置する必要があり、大幅な自由裁量は現状にそぐわない。また教員と研究は表裏一体のものであり、学科目制の長所を活かしつつ、制度改革を検討していきたい。
- ・看護系大学においては未だ保健師、助産師、看護師の教育が残っており、看護教育(看護師のみ)が4年制で十分な内容があるにもかかわらず、保健師をつけたり助産師を選択で入れているのはレベルアップとは思われない。看護基礎教育は看護(師)一本がのぞましい。その上で専攻科又は大学院として保健師、助産師の教育を行うべきである。現在の学生をみて、よりそのような思いである。
- ・講座制は現状を維持するのには適した制度であるが、複数専攻制の導入など教育研究の進化には対応し難い面が強いと考えられる。ただし学生の質と数が急速に変化しつつある点をどう考えるかは、重要な要因として残る。私共はH17年度新設の薬学部であり、未だ未完成であります。その先にさらに大学院研究科の設置を検討している段階ですが、全て未決定の状態です。

- ・講座制、学科目制にとられない制度を導入することで、教員の高齢化、教育内容の変更等、比較的柔軟に対応してきた。職制度の変更に關しては、予想できない。
- ・1、後継者育成のための環境整備が重要である。2、医療薬学の人材が大幅に増えるために、基礎薬学の研究者の力が削がれていく気がする。3、医療に偏る教育であるため大学設置基準をもっと厳しくする必要がある。
- ・カリキュラムの改訂を行う必要が生ずる。既存の看護教育の概念の中からの脱却が必要である。
- ・薬学部は6年生対応に追われており、本アンケートの問題は一時検討中止状態である。講座制のメリット・デメリットは大体合意に達しており、縦割りの硬さをなくして、かつ集団として動ける効率の良さを持つ教員組織を検討している。その点から、講座はなくして教授一代の研究室制として、教授がやめたときにその研究室は消えるような組織を考えている。但し講座制の集団として動ける体制は維持するために、一研究室3人体制で、責任は教授に持たせるようにする案が浮上している。
- ・現段階では予想不能。
- ・学部教育の充実を計るため、カリキュラムの検討、また講座・委員会の組織の見直し、検討が必要である。他大学の動向も踏まえて、学部内の教育組織のあり方を検討し、教員の能力、教育の意欲を高めることが重要である。
- ・従来の講座制には、閉鎖社会的あるいは封建的な悪習がつきまとう欠点がある。一方、学部の性格によっては講座制の利点も少なからずある。例えば、医薬系統の学部の場合、実習教育や研究の効率的な推進を考えると、ある程度統制のとれたチームが必要不可欠であり、この面では従来の講座制は、機能してきたと言えよう。したがって、講座制の撤廃とともに准教授や助教といった独立型の職位導入は、理系学部では教育・研究の効率性、機能性の面で、支障を生じかねないと思われる。
- ・大学においては、教育と研究は一体化しているものであって、組織的な分離・統合は、これをより効率的により良く運営するために行うべきものであり、単なる形式的なことに基づくことではないと思う。「助教」の呼称は、歴史的にみても適当とは思われない。欧米において認められる様、Department 制になっけていても、「教授」の指揮はあり、かえって小さな講座(研究室)が多い感や非能率的の感もある。法改正を教条主義的に適用するのではなく、各大学の現状に沿う形で施行してはと思考する。
- ・学部の教育理念、目標に則してより効果的な教育、研究組織の構築を促進する。
- ・実学の習得を目ざす教育主体の大学と、研究を主体とする大学院大学と分けたほうが良い。実学をより Brush up するための研究は必要であるが、それは前者の大学で力のある所が行えばよい。
- ・ある共通した研究目標を組織的に、かつ継続的に追求し、成果を挙げることが困難になる恐れがあり、その結果、教育面においても、その新しい成果を反映した内容を教授するという利点に影響を与える可能性もあろう。また、組織下で習得される専門性の伝授が、行われ難くなり、教育・研究にそうした面での支障を来すことも考えられる。一方において、教員の個別能力が早期から発揮され、学内外の同学の有志との協同により、自由で個性のある研究・教育の成果を挙げることが期待できる。

## 【人間・生活科学】

### 〈国立大学〉

- ・講座/学科目制の規定を削除すると、現実の教育・研究がどう展開するようになるのか、丁寧に明らかにして欲しい。また、現行から削除後への移行のプロセスも示して欲しい。

### 〈公立大学〉

- ・よく分かりません。
- ・助手を補助職として明確に位置づけたため、設置基準や看護師、管理栄養士養成所指定規則で配置することとされている助手のキャリアパスの設計が極めて困難になったと感じている。
- ・現在の学部構成を大学院の改変から始めて、全面的に再編する可能性について検討を開始しはじめたところである。そのため、本学部にとっては、この提言は積極的に受けとめられる。
- ・本学部は学科目制を採用しているが、問4と問5で回答したように、人事の硬直化等の弊害をもつ反面、学科・学部の必要な分野をカバーする教育研究の質を保証してきた点では有益に機能してきたように思う。これからも、本学では、全学的な見地から必要な学科目を検討して、教員を配置することになると思われる。ただ、管理栄養士養成施設である栄養健康科学科では厚生労働省の設置基準により学科目や教員定数が厳しく決められており、今回の文科省の教員組織等に対する柔軟な対応とは一致しておらず矛盾が出てくるように思う。例えば、教員定数において講師・助教授・教授は10名、助手5名との規定があり、厚生労働省に問い合わせたところ、教育研究能力の高い助手を「助教」に昇格させた場合、「助教」を助手として取り扱うことができず、あらたに1名の助手を採用しないといけなないといった状況が生まれている。

### 〈私立大学〉

- ・助手については今後、助教との関連で検討が必要であると考えているが、それを除く教員組織については、今のところ変更する予定はない。経験年数と業績で昇任が決まる体制であるので、さしあたり影響はないと考える。
- ・大学は研究と教育が結びついているところに存在意義があったと考える。今回の改正が、その分離を助長することにならないことを祈る。また、大学は若い研究者を育てる義務を負っている。講座制は多くの問題を抱えながらも、その点では、一定の機能を果たしてきた。今後の大学改革で、若い研究者をどう育てていくのか、その視点が極めて重要な課題になっていると考える。今回の改正がその課題に応えることにな



るのか、どうか、慎重に検討して欲しいと願っている。

- ・特になし。
- ・歴史のある大学では変革に大きなエネルギーを費やすこととなると考える。1998年に開学した当学ではやっと基礎が固まってきたところであり、内容的な見直しを進めている。それに伴う教員組織・枠組みの修正中であり、必要があれば設置基準の変更に沿って進めることとなる。
- ・一度は通り抜け、新しい体制での中での経験を得て、新しい感覚を身につければ、新しい学術体系の確立が可能になるので、その戦略を推進する必要がある。
- ・本学部のように小規模な所では余り変化が望めるとは思えない。
- ・学生のニーズにこたえる教育研究体制が組みやすくなり、うまくいくと教育・研究の活性化につながると思う。ただ新しい組織編制にともなう混乱が教育・研究の一貫性をそこなうことがあるかもしれない。
- ・学科目制に関する規定を削除した際、どのような組織や教育活動が可能なのか、まだ具体的に予測がつかない状況である。これから学内・学部内でいろいろと話題になるだろう。
- ・あまりに大きな影響が出るとは思っていません。
- ・規定を削除しても、本学部の教員組織に大きな変化があるようには思えない。
- ・特になし。
- ・特段の影響は想定されない。
- ・現行の専任講師と「助教」との関係を、および「准教授」制度の導入を将来検討するなかで、教員の昇任制度の見直しや職務権限の一層明確化および本学部・本大学の特色が生かせる教員組織作りの契機を与えるものとして好ましい影響を与えるものと考えている。
- ・より学際的な教育・研究が実施されやすくなる。教員間に学部への、そして大学への帰属意識が高まり、学部として、大学としていっそう特色を打ち出してゆきやすくなる。
- ・1)もともと講座制ではなかったので中長期的にみても大きな影響はないと思われる。 2)教育研究について、自由度が上がってより柔軟な共同研究の体制がとれるのではないかな。
- ・教員組織に対してはあまり大きな影響はないと思うが研究業績や研究内容の質が低下することは否めない。しかし教育についてはより影響を及ぼすと思う。
- ・助手→助教→准教授という昇進形態は理想的であると思うが、現実的には私学では難しい点が多いと思われる。
- ・各大学、学部の教員組織のあり方について細かい規定を設けず独自のものを工夫する方向に行くと考えられ、そうした方向での制度改革は歓迎する。
- ・教育対象の学生は、学力を含めて多様化している中で従来の大学の概念内での教員組織では対応できない状況ではある。しかし、大学の教員は学生を教育する教師の役目だけでよいのか、研究活動とどのように両立させるか、役割分担は良い選択か、などが議論されつつあると思います。
- ・大学教員の教育研究の役割を明確化することに影響を与えるものと思う。私立大学においては、教育研究の役割とその他諸々の役割をどのように総合化させるかが、各大学の教育理念とも関連して、ますます独自性を要求されるものと思う。
- ・とくに大きな影響は出ないと考えています。
- ・本学部が質の高い教育研究活動を展開していくためには、早急に、教育と研究組織のあり方について、様々な視点から検討を進めていくことが必要である。
- ・影響しない。

## 【芸術・体育】

### 〈国立大学〉

- ・このような改正により、教員・学生ともに専門分野の境界が緩められ、社会や学生のニーズに対応しやすくなることが期待される。一方、従来からの制度が崩壊することで、安定した教育研究の基盤が損なわれることも懸念される。あまり無理が生じないよう、中・長期的な視野に立った実施が望まれる。
- ・創立当時より、学系制を導入してきたが、大学院改組(統合等)によって教員組織学系の存在があいまいになっている。しかし、新しい(学系)は逆に重要になっている面もある。

### 〈公立大学〉

- ・本学部は、講座制を採用していなかった為に、影響は少ないと考える。
- ・各大学の個性に即した柔軟な教員組織を可能とする。社会からの要請への対応、学際、学融合への対応も上記と同様である。適切な運用が行われれば、教育研究の内容、質は充実、向上する。但し、実技、実験を主体とする分野に於いては安全性の確保や授業を円滑に行うための準備等、非常勤を含む助手、TAの充実を考慮する必要がある。
- ・本学は講座制と判断される構造であるが、6専攻(美術学部)で教育研究を行っていくうえで、その中をさらに細分した形をとっている。講座／学科目制の廃止は柔軟な対応が可能となる方向への展開がさらに進められると考えます。



## 〈私立大学〉

- ・ 1. 本学部では助手、副手制度で任期制を取っており、教員の職の変更で、助教の任用期間やキャリアパスが課題となる。 2. 本学部では講座／学科目制をとっていないため、教員組織への大きな影響はないものと思われるが、制度の廃止により、助教授以下への責任ある研究指導体制が希薄になるものと考えられる。 3. 助教制導入による若手教員の採用で教員組織が活性化する（本学部は75%が教授）。
- ・ いわゆる身分による待遇にはこれまでも差がなく（任期制講師を除く）教育と研究との区別なくやってきたので、制度による変動はないと思う。講座制は全くとっておらず、分野ごとのグループ制でやってきている。
- ・ 助教、助手の職務分担について明確化がより必要となってくると考えられる。また、大学院修了者（ポスドク）の取扱についても検討していく必要がある。
- ・ 時代対応と人材育成の点で現在の教員組織（職位）がネックとなることがある。一方で学生の多様な価値観に応えることが求められ、それに対するカリキュラム体系（ビュツフェ形式を意味しない）を検討しようとする教員組織が最後の壁になる局面が多々ある。従って、一案としては教育系教員と研究系教員カテゴリーに分けて専任教員の構成をシミュレーションしてみてもどうだろうか。
- ・ 大学全体で検討中であり、現時点では良く分からない。ただし、「助教」という制度が導入されれば、教員の教育負担軽減等につながる可能性が期待される。
- ・ 今後検討していきたいと思っております。

## 【総合】

### 〈国立大学〉

- ・ 他の大学でも同様と思われるが●●大学でも競争と評価に耐えうる大学として、全学的視点からの教員配置の必要性が指摘されている。その仕組として、学部から一定の割合で全学に「定員」を拠出するやり方が行われているが学部内の運用は限界に近い。教員の戦略的配置のため、学部教員組織の弾力化がより強く求められてくるとされる。
- ・ 4講座も閉鎖的ではなく、教育・研究上の協力、共同の場であるとともに、学部運営の単位組織として機能し、教授会の審議を助けている。制度（法律）の変更にかかわらず 具体的に対応できると考えているので、当面はあまり影響はないと思っている。
- ・ 学部全体の科目編成の変動が予想されるが、学問の体系的・系統性の確保が困難となる可能性がある。
- ・ 実務家教員の採用など、より柔軟な人事が可能になるとされる。
- ・ 上述の内容は、極めて大きな改革ですが、推進しなければなりません。理由は問4で選択した通りです。既得権益を守る守旧派の強い抵抗が考えられますが、改革するしか方法はありません。
- ・ 従来、教員の採用は、昇格に際し、専門的研究・教育の能力が問題とされたが、「専門分野」「主要学科目」という言葉が制度上消えることとなり、教員が何を基準に評価されるかが不明確になることが懸念される。
- ・ 助教が教育を担当できることにより演習科目や実験科目の充実が期待できる。

### 〈私立大学〉

- ・ 直接的な影響はない。しかし教員名称の変更に伴い、教員の評価システムが導入されていくのが自然な流れだと思う。

## 【その他】

### 〈国立大学〉

- ・ 講座／学科目の枠がなくなることで、かなりの自由度をもって教育課程に見合った人事の配置ができるようになるだろう。そのためかえってある種の力関係で、偏りが生じる可能性もある。大学、学部のしっかりとした教育のミッションを打ち立て、それに従ってカリキュラムを編成するという原則を確立する必要があるだろう。

平成 年 月 日

大 学 長 殿

国立大学法人 金沢大学  
文部科学省委託調査事業「教員の所属組織」検討会議  
主査 早田幸政

文部科学省〈先導的大学改革推進委託〉「今後の『大学像』の在り方に関する調査研究：  
教員の所属組織」に伴う第二次訪問調査（ご協力へのお願い）

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

今日、高等教育改革の一環として、教員の職に係る制度改正がなされたことと相俟って、教員の所属組織をめぐっても、大学設置基準から「講座／学科目」制に係る規定が削除されたところです。

本事業は、そうした制度改正の動きを背景に、文部科学省「先導的大学改革推進委託」に関する標記テーマにつき、金沢大学として取り組むものです。当学では、文部科学省からの委託調査を的確に遂行していくために、学内外の専門家からなる調査研究チームを組織し、アンケート調査を実施したところです。貴学におかれましても、同調査へご協力頂き、あらためて感謝を申し上げる次第です。

本事業の趣旨・目的は、上記制度改正を視野に入れ、各大学が、自主的・自立的にその教育研究目的に適った「教員の所属組織」を編成していく上で有効と考えられる諸課題を対象に調査検討を行い、関係者の便宜に供することにあります。今回希望するところの訪問調査は、貴学よりご回答頂いたアンケートの記述をもとにこの課題についてご担当者より直接的なお話しをお伺いしようとするものです。具体的には、貴学が既に「教員の所属組織」に関する改革を実施され若しくは改革の方向性を示唆されていることなどを踏まえ、これに関連する諸措置の状況や今後の対応等について、差障りのない範囲内でお話しをお聞かせ頂こうとするものです。訪問調査に従事する者は、全て、上記委託調査のために編成された調査研究チームのメンバーです。

つきましては、ご多用中まことに恐縮ですが、上記の趣旨を十分にお汲み取りの上、本調査にご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお本調査に関するご照会等につきましては、下記までご連絡下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹白

（連絡先） 文部科学省委託調査事業「教員の所属組織」事務局 （担当：飴谷）

TEL. 076-264-5830 （事務局専用）

FAX. 076-264-5832 （事務局専用）

E-mail : ametani@ad.kanazawa-u.ac.jp

## 国内訪問調査一覧

| 訪問調査先大学 | 訪問調査者        | 訪問調査日時                             | 訪問調査先対応者                |
|---------|--------------|------------------------------------|-------------------------|
| 新潟大学    | 柴田教授         | 平成 18 年<br>9 月 20 日<br>15:30-17:00 | 深澤 助雄<br>理事（総務担当）・副学長   |
|         | 田川評価室次長      |                                    | 角野 修<br>総務部企画課長         |
|         |              |                                    | 春川 訓容<br>総務部企画課専門職員     |
| 徳島大学    | 山本教授         | 平成 18 年<br>9 月 25 日<br>9:00-10:30  | 黒田 泰弘<br>理事（総務担当）・副学長   |
|         | 渡辺助教授        |                                    | 金品 昌志<br>テクノサイエンス研究部教授  |
|         |              |                                    | 橋川 洋一郎<br>総務部秘書課法規係長    |
| 横浜市立大学  | 羽田教授         | 平成 18 年<br>9 月 25 日<br>15:00-16:30 | 馬來 國弼<br>理事・副学長         |
|         | 工藤大学評価・研究部主幹 |                                    | 渡邊 昇<br>経営企画室担当課長       |
|         |              |                                    | 白柳 康夫<br>経営企画室担当課長補佐    |
| 岩手大学    | 羽田教授         | 平成 18 年<br>9 月 29 日<br>14:00-15:30 | 齋藤 徳美<br>理事（学術担当）・副学長   |
|         | 荒川専任講師       |                                    | 高塚 龍之<br>副学長（教員組織担当）・教授 |
|         |              |                                    | 伊藤 進<br>企画広報課長          |
| 和洋女子大学  | 八尾坂教授        | 平成 18 年<br>9 月 29 日<br>15:00-16:30 | 蓮見 音彦<br>学長             |
|         | 渡辺助教授        |                                    | 坂本 元子<br>副学長            |
|         |              |                                    | 伊能 武次<br>人文学部長          |
|         |              |                                    | 橋詰 直孝<br>家政学部長          |

|         |       |                                     |                       |
|---------|-------|-------------------------------------|-----------------------|
| 高知大学    | 山崎教授  | 平成 18 年<br>10 月 3 日<br>14:00-15:30  | 川口 浩<br>理事（総務担当）・副学長  |
|         |       |                                     | 松永 健二<br>理事（教育担当）・副学長 |
|         | 堀井助教授 |                                     | 井上 新平<br>理事（研究担当）・副学長 |
| 北九州市立大学 | 青野教授  | 平成 18 年<br>10 月 5 日<br>13:30-15:00  | 近藤 倫明<br>副学長          |
|         | 早田教授  |                                     | 甲山 乙也<br>経営企画課企画係長    |
| 千葉大学    | 高田教授  | 平成 18 年<br>10 月 5 日<br>14:00-15:30  | 徳久 剛史<br>医学研究院長       |
|         | 西山教授  |                                     | 五十嵐 一衛<br>薬学研究院教授     |
| 大阪医科大学  | 青野教授  | 平成 18 年<br>10 月 6 日<br>11:00-12:30  | 植木 實<br>学長            |
|         | 早田教授  |                                     | 佐野 浩一<br>理事・教授        |
| 関西大学    | 西山教授  | 平成 18 年<br>10 月 10 日<br>14:30-16:00 | 芝井 敬司<br>副学長（総務・学生担当） |
|         | 秦助教授  |                                     | 土橋 良一<br>学事局教務センター次長  |



文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞「教員の所属組織」に関する  
平成18年度国内訪問調査における基本的質問事項

[既に「教員の所属組織」に関する改革を実施している大学に対する基本的質問事項]

1. 何がきっかけで、「教員の所属組織」改革に着手することになったのですか。
2. この改革により、どのような効果を期待されたのですか。
3. 改革の過程で、何らかの困難に直面しましたか。どのような困難に遭われたのですか。
4. 貴大学の「教員の所属組織」は、実際のところ、全体としてどのようなものですか。
5. 「教員の所属組織」に係る制度変更を行ったことに伴い、「講座/学科目制」をどのように措置されましたか（「講座/学科目制」を敷いていた大学・学部に対してのみ）。
6. 「教員の所属組織」に係る制度変更と連動して、大学院改革にも手を付けられましたか。それは、どのような内容のものでしたか。
7. 「教員の所属組織」と「学生の所属組織」を分離されている場合、教授会は如何に形成されているのですか。例えば、「教員の所属組織」、「学生の所属組織」の双方に教授会が置かれているのですか。
8. 「教員の所属組織」の改革に伴い、「教授会」の構成メンバーに何らかの制度上の変動がもたらされましたか。
9. 「教員の所属組織」の改革に伴い、「教授会の審議権」との関連において、教員人事発議・審議権、教育研究に関する予算審議、予算執行に係る権限の所在について、制度上の改変等行われましたか。
10. 現在、「教員の所属組織」に係る制度変更は、当初の期待通りうまく機能していますか。それがうまく機能しているかどうかを、如何にして検証されていますか。
11. 検証結果を基礎に、現行の教員組織を再度手直しすることをお考えですか。その理由は、一体何ですか。どのような手直しをお考えですか。
12. その他（時間に余裕があれば、上記基本的質問事項に対する回答を基に、各自、ご自由に質問を組み立てて頂いて結構です。なお、一例として、「そうした改革が、学生にどのようなメリット、デメリットをもたらしたか」、「『講座/学科目制』を学内的に廃止したことに伴い、研究プロジェクトの編成・遂行において何らかの影響があったか」といった質問なども考えられるでしょう）。

◇「差障りのない範囲内でよろしいのですが、そうした改革のプロセスの概要が分かる文書、現行の教員組織のアウトラインや特質が一覧できるような文書、現在進められている検証状況の概要が記された文書を頂けないでしょうか」といったオーダーも、先方にご提示ください。

【「教員の所属組織」改革を予定している大学に対する基本的質問事項】

1. 何がきっかけで、「教員の所属組織」改革に着手することになったのですか。
2. この改革により、どのような効果を期待されているのですか。
3. 「教員の所属組織」改革を行うにあたり、どのような体制を組み、どの程度の期間をかけ、いかなるプロセスでそうした改革を実行しようとされていますか。
4. 現在、すでに実行の過程とお見受けしますが、なんらかの困難に直面されていますか。どのような困難に遭われているのですか。
5. 予定されている新たな「教員組織」の姿は、どのようなものなのですか。現行のものとはどこが異なっているのですか。
6. 「教員の所属組織」に係る制度変更を行うことに伴い、「講座/学科目制」をどのように措置される予定ですか（「講座/学科目制」を敷いていた大学・学部に対してのみ）。
7. 「教員の所属組織」に係る制度変更と連動して、大学院改革にも手を付けられますか。それは、どのような内容のものですか。
8. 「教員の所属組織」と「学生の所属組織」の分離を計画されている場合、教授会は如何に形成する予定ですか。例えば、「教員の所属組織」、「学生の所属組織」の双方に教授会を置くことになるのですか。
9. 「教員の所属組織」の改革に伴い、「教授会」の構成メンバーに何らかの制度上の変動をもたらす予定ですか。
10. 「教員の所属組織」の改革に伴い、「教授会の審議権」との関連において、教員人事発議・審議権、教育研究に関する予算審議、予算執行に係る権限をどこに帰属させる計画ですか。
11. その他（時間に余裕があれば、上記基本的質問事項に対する回答を基に、各自、ご自由に質問を組み立てて頂いて結構です。なお、一例として、「そうした改革が、学生の立場から見て、どのようなメリット、デ・メリットをもたらすと思われるか」、「『講座/学科目制』を学内的に廃止することに伴い、研究プロジェクトの編成・遂行において何らかの影響が及ぶことが予想されるか」といった質問なども考えられるでしょう）。

◇「差障りのない範囲内でよろしいのですが、そうした改革のプロセスの概要が分かる文書、現在構想中の教員組織のアウトラインや特質が一覧できるような文書、現在進められている「教員の所属組織」改革の進捗状況の概要が記された文書を頂けないでしょうか」といったオードも、先方にご提示ください。

文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞に伴う訪問調査実施に際しての留意事項

1. 訪問大学に対しては、聴取り調査を行うに当たり、相手方に対し、可能な限り今回の訪問調査の趣旨を正確にお伝えください。
2. 聴取り調査の際には、訪問大学のアンケート調査票の自由記述を踏まえた上で、所要の質問を行ってください。
3. 上記質問を行うに当たっては、別紙「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞『教員の所属組織』に関する平成 18 年度国内訪問調査における基本的質問事項」を、適宜ご参照ください。
4. 大学によっては、教員の所属組織に関する改革を既に実施済みの部局、実施の途上（若しくは計画段階）にある部局の双方を擁しているものがあります。このような大学に対する聴取り調査の折には、そうした点に十分注意して、聴取り事項の組み立てを行ってください。
5. 訪問調査の折には、出来るだけ、教員の所属組織に関する改革の構想を記した資料・文書（既にそうした改革がなされている大学については、改革後の実体が容易に把握できる資料・文書、その有効性の検証段階にある大学については、現時点での検証の状況が把握できる資料・文書）を頂くよう努力してみてください。
6. その調査結果は、2007 年 3 月に文部科学省に掲出予定の正式報告書中に掲載することへの了解をとっておいてください。正式報告書に掲載するに当たり、該当の部分の記述につき、事実関係に誤りがないかどうかの点を含め、あらためて先方に確認してもらう機会を設ける旨もお伝えください。
7. 今回の訪問調査の結果を受けて、正式報告書に掲載する「訪問レポート」を、予め指定する期限内に作成してください。「訪問レポート」の分量は、1 大学当り、おおよそ A4 版（1 枚約 1,000 字）× 3 枚程度とします。その締切期日は、本年 11 月末日とします。「訪問レポート」の作成過程では、上述したように、訪問先の大学に対し、事実関係に誤りがないかどうか等の確認手続をとることが必要となりますので、時間的な余裕を見越して作業をお進めください。

「訪問レポート」に盛り込むべき事項

1. 国内訪問調査に従事された方には、当該大学に係る「訪問レポート」の作成をお願いしています。  
この「訪問レポート」が、本年度末に文部科学省に提出する最終報告書中に掲記される国内訪問調査に係る大学別の正式文書となります。
2. 「訪問レポート」作成上の留意点、作成期限等については、別紙「文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞に伴う訪問調査実施に際しての留意事項」を参照してください。
3. 「訪問レポート」に盛り込むべき事項としては、おおよそ、次のようなものが挙げられます。

(1) 既に、「教員の所属組織」に関する改革を実施している大学の場合

- ・大学名
- ・実施日時
- ・当該大学からの対応者（氏名、役職名）
- ・調査に当たった人員（氏名、所属等）
- ・当該大学の旧来の「教員の所属組織」の状況[客観的事実に基づく記載が主になるでしょう]
- ・改革後の新たな教員組織の概要（「学生の所属組織」と「教員の所属組織」との関係、「講座/学科目制」の扱いなどの点にも留意しつつ）[客観的事実に基づく記載が主になるでしょう]
- ・当日の調査内容と成果
- ・まとめ

(2) 「教員の所属組織」に関する改革を計画中の大学の場合

- ・大学名
- ・実施日時
- ・当該大学からの対応者（氏名、役職名）
- ・調査に当たった人員（氏名、所属等）
- ・当該大学の現在の教員組織の状況[客観的事実に基づく記載が主になるでしょう]
- ・改革後の新たな教員組織の概要（「学生の所属組織」と「教員の所属組織」との関係、「講座/学科目制」の扱いなどの点にも留意しつつ）[客観的事実に基づく記載が主になるでしょう]
- ・当日の調査内容と成果
- ・まとめ



※ (1)、(2)のいずれの場合であっても、基本的には、ゴシックで示した事項（とりわけ、「**当日の調査内容と成果**」の部分）が、今回の訪問調査の成果として記述される部分であると考えられます。

4. 完成した「訪問レポート」は期日内に、下記の宛先に、メールにてお届けください。質問等につきましても下記の宛先にお送り下さい。どうぞよろしくお願いいたします。

## 平成 18 年度海外訪問調査一覧

| 訪問調査<br>国名  | 訪問調査者 | 訪問調査大学名                                                    | 訪問調査日              | 訪問調査先対応者                                                                                                                                                       |
|-------------|-------|------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アメリカ        | 早田教授  | American Council on<br>Education (ACE)                     | 2006 年<br>9 月 18 日 | Christa Olson<br>Associate Director, International Initiatives                                                                                                 |
|             | 堀井助教授 | American Association of<br>University Professors<br>(AAUP) | 2006 年<br>9 月 19 日 | Roger Bowen<br>General Secretary                                                                                                                               |
|             | 渡辺助教授 | ジョージワシントン大学                                                | 2006 年<br>9 月 20 日 | Dr. William K. Cummings<br>The Elliott School of International Affairs, The<br>George Washington University                                                    |
| アメリカ        | 早田教授  | カリフォルニア大学<br>バークレー校                                        | 2007 年<br>1 月 4 日  | Dr. Judson King<br>Director<br>Dr. John Douglass<br>Senior Research Fellow                                                                                     |
|             | 堀井助教授 | ミルズカレッジ                                                    | 2007 年<br>1 月 4 日  | Dr. Andy Workman<br>Associate Provost for Academic Affairs                                                                                                     |
|             |       | WASC                                                       | 2007 年<br>1 月 5 日  | Ralph Wolff<br>President and Executive Director                                                                                                                |
| 中国          | 羽田教授  | 北京師範大学（教育学院）                                               | 2007 年<br>1 月 29 日 | 劉淑蘭<br>教育学院教授                                                                                                                                                  |
|             | 渡辺助教授 | 北京大学（教育学院）                                                 | 2007 年<br>1 月 30 日 | 閻風橋<br>教育学院教授                                                                                                                                                  |
| オースト<br>ラリア | 早田教授  | オーストラリア国立大学                                                | 2007 年<br>2 月 27 日 | Dr. Linda Hort（センター長）<br>教育開発・学術研究センター(Centre for<br>Educational Development and Academic<br>Methods)<br>Kent Anderson 教授<br>アジア研究学部(Faculty of Asian Studies) |
|             | 堀井助教授 | シドニー大学                                                     | 2007 年<br>2 月 28 日 | Keith Trigwell 教授（所長）<br>教育・学習研究所(Institute for Teaching and<br>Learning)                                                                                      |

|      |      |                        |                          |                                          |
|------|------|------------------------|--------------------------|------------------------------------------|
| イギリス | 秦助教授 | マンチェスター大学              | 2007 年<br>2 月 7 日        | Vice President of Manchester Staff Union |
|      |      | マンチェスター工科大学<br>(UMIST) | 2007 年<br>2 月 7 日        | 前学長 (VC)                                 |
|      |      | キングストン大学               | 2007 年<br>2 月 8 日        | VC Peter Scott                           |
|      |      | オックスフォード大学<br>事務局      | 2007 年<br>2 月 9 日        |                                          |
|      |      | DfEE 高等教育局             | 2007 年<br>2 月 10 日       | Tony Clark<br>前 DfEE 高等教育局長              |
|      |      | ロンドン大学教育研究所            | 2007 年<br>2 月 11、12<br>日 | Professor Ronald Barnett                 |





文部科学省＜先導的大学改革推進委託＞調査研究報告書

－ 今後の「大学像」の在り方に関する調査研究：教員の所属組織 －

発行日： 平成19年3月31日

発行者： 国立大学法人 金沢大学

印刷所： 能登印刷

〒920-0855 金沢市武蔵町7番10号

電話 (076) 233-2550